

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧				
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位		
第1類 動物(生きているものに限る。)			第1類 動物(生きているものに限る。)				
注			注				
1 この類には、次の物品を除くほか、すべての動物(生きているものに限る。)を含む。			1 この類には、次の物品を除くほか、すべての動物(生きているものに限る。)を含む。				
(a) 第03.01項、第03.06項、 <u>第03.07項又は第03.08項の魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物</u>			(a) 第03.01項、第03.06項又は <u>第03.07項の魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物</u>				
(b)及び(c) (省略)			(b)及び(c) (同左)				
備考			備考				
1 <u>第01.02項及び第0103.10号の「純粹種の繁殖用のもの」とは、純粹種であつて改良増殖用に供するものである旨が政令で定めるところにより証明されたものをいう。</u>			1 <u>第0102.10号及び第0103.10号の「純粹種の繁殖用のもの」とは、純粹種であつて改良増殖用に供するものである旨が政令で定めるところにより証明されたものをいう。</u>				
01.01		馬、ろ馬、ら馬及びヒニー(生きているものに限る。)		馬、ろ馬、ら馬及びヒニー(生きているものに限る。)			
	<u>0101.21</u>	<u>- 馬</u>		<u>- 純粹種の繁殖用のもの</u>			
	<u>100</u>	<u>- - 純粹種の繁殖用のもの</u>		<u>- - 馬</u>			
		<u>- - - サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種</u>		<u>- - - サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種</u>			
		<u>アングロアラブ種又はアラブ系種の馬(以下この項において「軽種馬」という。)以外のものである旨が関税定率法施行令(以下この類において「政令」という。)で定めるところにより証明されたもの</u>		<u>アングロアラブ種又はアラブ系種の馬(以下この項において「軽種馬」という。)以外のものである旨が関税定率法施行令(以下この類において「政令」という。)で定めるところにより証明されたもの</u>			
		<u>- - - その他のもの</u>		<u>- - - その他のもの</u>			
	<u>210</u>	<u>- - - - 軽種馬(競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。)</u>		<u>- - - - 軽種馬(競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。)</u>			
		<u>- - - - その他のもの</u>		<u>- - - - その他のもの</u>			
	<u>290</u>	<u>- - - - その他のもの</u>		<u>- - - - その他のもの</u>			
		<u>- - その他のもの</u>		<u>- - - ろ馬、ら馬及びヒニー</u>			
0101.29		<u>- - その他のもの</u>					

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
	100  210  290  0101.30 000  0101.90 000	<u>- - - 軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところ</u>  <u>により証明されたもの</u>  <u>- - - その他のもの</u>  <u>- - - 軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するもの</u>  <u>であり、かつ、妊娠していないものである旨が</u>  <u>政令で定めるところにより証明されたものに限</u>  <u>る。）</u>  <u>- - - その他のもの</u>  <u>- ろ馬</u>  <u>- その他のもの</u>	NO	0101.90  110  121  122  200  0102.10 000  0102.90  010  NO	<u>- その他のもの</u>  <u>- - 馬</u>  <u>- - - 軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところ</u>  <u>により証明されたもの</u>  <u>- - - その他のもの</u>  <u>- - - 軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するもの</u>  <u>であり、かつ、妊娠していないものである旨が</u>  <u>政令で定めるところにより証明されたものに限</u>  <u>る。）</u>  <u>- - - その他のもの</u>  <u>- - ろ馬、ら馬及びヒニー</u>  牛（生きているものに限る。）  <u>- 家畜のもの</u>  <u>- - 純粹種の繁殖用のもの</u>  <u>- - その他のもの</u>  <u>- - - 1頭の重量が300キログラム以下のもの</u>	NO	NO
01.02	牛（生きているものに限る。）  <u>- 家畜のもの</u>  <u>- - 純粹種の繁殖用のもの</u>  <u>- - その他のもの</u>  100	NO	01.02  0102.10 000  0102.90  010  NO	牛（生きているものに限る。）  <u>- 純粹種の繁殖用のもの</u>  <u>- その他のもの</u>  <u>- - 水牛</u>  <u>- - その他のもの</u>	NO	NO	NO

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
	<u>200</u>  <u>0102.31</u> <u>000</u> <u>0102.39</u> <u>000</u> <u>0102.90</u> <u>100</u> <u>210</u> <u>290</u>	<u>- - - その他のもの</u> <u>- 水牛</u> <u>- - 純粹種の繁殖用のもの</u> <u>- - その他のもの</u> <u>- その他のもの</u> <u>- - 純粹種の繁殖用のもの</u> <u>- - その他のもの</u> <u>- - - 1頭の重量が300キログラム以下のもの</u> <u>- - - その他のもの</u>	<u>NO</u>  <u>NO</u> <u>NO</u> <u>NO</u> <u>NO</u> <u>NO</u> <u>NO</u>	<u>092</u>  <u>099</u>	<u>- - - 1頭の重量が300キログラム以下のもの</u> <u>- - - その他のもの</u>		<u>NO</u> <u>NO</u>
01.05	家きん(鶏(ガルルス・ドメスティクス)、あひる、がちよう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。)  - 1羽の重量が185グラム以下のもの		01.05		家きん(鶏(ガルルス・ドメスティクス)、あひる、がちよう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。)  - 1羽の重量が185グラム以下のもの		
0105.11	(省略)		0105.11		(同左)		
0105.12	(省略)		0105.12		(同左)		
<u>0105.13</u> <u>000</u>	<u>- - あひる</u>	<u>NO</u>			(新規)		
<u>0105.14</u> <u>000</u>	<u>- - がちよう</u>	<u>NO</u>			(新規)		
<u>0105.15</u> <u>000</u>	<u>- - ほろほろ鳥</u>	<u>NO</u>			(新規)		
0105.94	(削除)		<u>0105.19</u> <u>000</u>	<u>- - その他のもの</u>			<u>NO</u>
0105.99	(省略)		0105.94		(同左)		
01.06	その他の動物(生きているものに限る。)  - 哺乳類		0105.99		(同左)		
0106.11	(省略)		0106.11		その他の動物(生きているものに限る。)  - 哺乳類	(同左)	

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新					旧				
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
0106.12		- - くじら目、海牛目及び <sup>魚</sup> 鰐脚下目			0106.12	000	- - くじら目及び海牛目		
	010	- - - くじら目及び海牛目	NO	KG				NO	KG
	090	- - - その他のもの	NO	KG					
0106.13	000	- - らくだ科	NO	KG					
0106.14	000	- - うさぎ	NO	KG					
0106.19		- - その他のもの			0106.19		- - その他のもの		
		- - - 食肉目					- - - 食肉目		
	012	- - - - フェレット	NO	KG	012		- - - - フェレット		
	019	- - - - その他のもの	NO	KG	019		- - - - その他のもの		
		(削除)			020		- - - うさぎ目		
	030	- - - 翼手目	NO	KG	030		- - - 翼手目		
		- - - <sup>げつ</sup> 齧歯目					- - - <sup>げつ</sup> 齧歯目		
	041	- - - - ハムスター	NO	KG	041		- - - - ハムスター		
	042	- - - - モルモット	NO	KG	042		- - - - モルモット		
	044	- - - - チンチラ	NO	KG	044		- - - - チンチラ		
	045	- - - - りす	NO	KG	045		- - - - りす		
	046	- - - - ラット	NO	KG	046		- - - - ラット		
	047	- - - - マウス	NO	KG	047		- - - - マウス		
	049	- - - - その他のもの	NO	KG	049		- - - - その他のもの		
	090	- - - その他のもの	NO	KG	090		- - - その他のもの		
0106.20		(省略)			0106.20		(同左)		
		- 鳥類					- 鳥類		
0106.31	000	- - <u>猛</u> 禽類	NO	KG	0106.31	000	- - <sup>きん</sup> 猛禽類		
0106.32		(省略)			0106.32		(同左)		
0106.33	000	- - エミュー(ドロマイウス・ノヴァイホルランディア イ)及びだちよう	NO	KG			(新規)		

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
0106.39		(省略)			0106.39		(省略)		
		- 昆虫類					(新規)		
<u>0106.41</u>	<u>000</u>	- - 蜂	<u>NO</u>	<u>KG</u>			(新規)		
<u>0106.49</u>	<u>000</u>	- - その他のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>			(新規)		
0106.90		- その他のもの			0106.90		- その他のもの		
		- - - 両生類					- - 両生類		
	011	- - - 無尾目	NO	KG	011		- - - 無尾目		<u>NO</u> <u>KG</u>
	012	- - - 有尾目	NO	KG	012		- - - 有尾目		<u>NO</u> <u>KG</u>
	019	- - - その他のもの	NO	KG	019		- - - その他のもの		<u>NO</u> <u>KG</u>
	090	(削除)			<u>020</u>		- - 昆虫類		<u>NO</u> <u>KG</u>
		- - その他のもの	NO	KG	090		- - その他のもの		<u>NO</u> <u>KG</u>

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
02.07	肉及び食用のくず肉で、第01.05項の家きんのもの(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)		02.07	肉及び食用のくず肉で、第01.05項の家きんのもの(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)	
0207.11	(省略)		0207.11	(同左)	
0207.27			0207.27		
	-あひるのもの			-あひる、がちよう又はほろほろ鳥のもの	
0207.41 000	-分割しないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	K G	0207.32	-分割しないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	
0207.42 000	-分割しないもの(冷凍したものに限る。)	K G	100	- - -あひるのもの	K G
0207.43 000	-脂肪質の肝臓(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	K G	200	- - -その他のもの	K G
0207.44 000	- - その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	K G	0207.33	- - 分割しないもの(冷凍したものに限る。)	
			100	- - -あひるのもの	K G
			200	- - -その他のもの	K G
0207.45	- - その他のもの(冷凍したものに限る。)		0207.34 000	- - 脂肪質の肝臓(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	
010	- - -肝臓	K G		。	
090	- - -その他のもの	K G	0207.35	- - その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	
	-がちようのもの			。	
0207.51 000	- - 分割しないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	K G	100	- - -あひるのもの	K G
			200	- - -その他のもの	K G
0207.52 000	- - 分割しないもの(冷凍したものに限る。)	K G	0207.36	- - その他のもの(冷凍したものに限る。)	
0207.53 000	- - 脂肪質の肝臓(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	K G	100	- - -肝臓	K G
				- - -その他のもの	
0207.54 000	- - その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	K G	210	- - - -あひるのもの	K G
			220	- - - -その他のもの	K G
0207.55	- - その他のもの(冷凍したものに限る。)				
100	- - -肝臓	K G			

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0207.60	200 - - その他のもの - ほろほろ鳥のもの 100 - - 肝臓(冷凍したものに限る。) 200 - - その他のもの	K G		02.08	その他の肉及び食用のくず肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)		
02.08	その他の肉及び食用のくず肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)			0208.10	(同 左)		
0208.10	(省 略)			0208.30	(同 左)		
0208.30	(省 略)			0208.40	- くじら目のもの及び <sup>ヒ</sup> 鮫脚下目のもの		
0208.40	- くじら目のもの、 <u>海牛目のもの及び鮫脚下目のもの</u> 011 - - くじらのもの - - その他のもの 091 - - - 海牛目のもの 099 - - - その他のもの	K G		011 019	- - くじらのもの - - その他のもの	K G	K G
0208.50	(省 略)			0208.50	(同 左)		
0208.60	000 - らくだ科のもの	K G		0208.90	(新 規)		
0208.90	(省 略)				(同 左)		
02.09	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪(溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。)			02.09 0209.00 000	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪(溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。)		
0209.10	000 - 豚のもの	K G					
0209.90	000 - その他のもの	K G					
02.10	肉及び食用のくず肉(塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又は			02.10	肉及び食用のくず肉(塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又は		

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0210.11	くん製したものに限る。)並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール			0210.11	くん製したものに限る。)並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール		
	(省略)				(同左)		
0210.20	- その他のもの(肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。)			0210.20	- その他のもの(肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。)		
0210.91	(省略)			0210.91	(同左)		
<u>0210.92</u>	<u>- - くじら目のもの、海牛目のもの及び鰐脚下目のもの</u>	<u>010</u>	<u>K G</u>	<u>0210.92</u>	<u>- - くじら目のもの及び海牛目のもの</u>	<u>000</u>	<u>K G</u>
	<u>- - - くじら目のもの及び海牛目のもの</u>						
	<u>- - - その他のもの</u>						
0210.93	(省略)			0210.93	(同左)		
0210.99	(省略)			0210.99	(同左)		

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新		単位		統計番号		旧		単位	
品名		品名		品名		品名		品名	
統計番号									
03.01		魚(生きているものに限る。)		03.01		魚(生きているものに限る。)			
		-観賞用の魚		0301.10		-観賞用の魚			
		-淡水魚			010	-こい及び金魚		NO	K G
	0301.11	- - - こい(キュプリヌス属のもの)及び金魚(カラシウス・アウラトウス)			020	- - その他のもの		NO	K G
	100	- - - その他のもの							
	200	- - その他の魚(生きているものに限る。)				- その他の魚(生きているものに限る。)			
	000	(省略)		0301.91		(同左)			
0301.91		(省略)		0301.92		(同左)			
0301.92		- - こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルレス、ミユロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュボフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの)		0301.93		- - こい			
0301.93		100 - - - 養魚用の稚魚		K G	100	- - - 養魚用の稚魚		K G	
	200	- - - その他のもの		K G	200	- - - その他のもの		K G	
0301.94		- - くろまぐろ(トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリス)			0301.94	- - くろまぐろ(トウヌス・ティヌス)			
		- - 養魚用の稚魚			100	- - - 養魚用の稚魚		K G	
	110	- - - くろまぐろ(トウヌス・ティヌス)		K G					
	120	- - - くろまぐろ(トウヌス・オリエンタリス)		K G					
		- - その他のもの			900	- - - その他のもの		K G	
	210	- - - くろまぐろ(トウヌス・ティヌス)		K G					
	220	- - - くろまぐろ(トウヌス・オリエンタリス)		K G					
0301.95		(省略)		0301.95		(同左)			
0301.99		- - その他のもの		0301.99		- - その他のもの			

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
03.02	- - - 養魚用の稚魚	KG	KG	111	- - - 養魚用の稚魚	KG	KG
	- - - - ぶり(セリオーラ属のもの)			111	- - - - ぶり(セリオーラ属のもの)		
	- - - - ぶり(セリオーラ・クインクエラディアータ )			111	- - - - ぶり(セリオーラ・クインクエラディアータ )		
	- - - - その他のもの			119	- - - - その他のもの		
	<u>- - - - こい</u>			120	<u>- - - - その他のもの</u>		
	- - - - その他のもの			190	- - - - その他のもの		
	- - - - その他のもの			210	- - - - その他のもの		
	- - - - にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノブス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカブテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)			210	- - - - にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノブス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカブテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)		
	<u>- - - - その他のもの</u>			220	<u>- - - - ひらめ(パラリクティス属のもの)</u>		
	<u>- - - - ひらめ(パラリクティス属のもの)</u>			220	<u>- - - - ひらめ(パラリクティス属のもの)</u>		
	<u>- - - - こい</u>			230	<u>(新規)</u>		
	<u>- - - - その他のもの</u>			290	<u>- - - - その他のもの</u>		
	魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)			03.02	魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)		
	- さけ科のもの(肝臓、卵及びしらこを除く。)				- さけ科のもの(肝臓、卵及びしらこを除く。)		
	(省略)			0302.11	(同左)		
	<u>- - 太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・</u>			0302.12	<u>- - 太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・</u>		

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧							
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位					
0302.14	<u>ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイットスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)</u>	KG	KG	011 012 019 000	<u>ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイットスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)</u>	KG	KG				
	<u>- - - べにざけ(オンコルヒュンクス・ネルカ)</u>				<u>- - - 太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイットスカ、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)</u>						
	<u>- - - ぎんざけ(オンコルヒュンクス・キストク)</u>				<u>011 - - - べにざけ(オンコルヒュンクス・ネルカ)</u>						
	<u>- - - その他のもの</u>				<u>012 - - - ぎんざけ(オンコルヒュンクス・キストク)</u>						
	<u>- - 大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)</u>				<u>019 - - - その他のもの</u>						
0302.19	(省略) - ひらめ・かれい類(かれい科、 <u>だるまがれい</u> 科、うしのした科、ささうしのした科、 <u>スコタルムス</u> 科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。)				0302.19	(同左) - ひらめ・かれい類(かれい科、 <u>ひらめ</u> 科、うしのした科、ささうしのした科、 <u>スコタルミダエ</u> 科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。)					
	(省略)				0302.19	(同左)					
0302.21	(省略)				0302.21	(同左)					
0302.23					0302.23	(同左)					
0302.24	<u>000 - - ターポット(プセタ・マクシマ)</u>				0302.29	(新規)					
0302.29	(省略) - まぐろ(トウヌス属のもの)及びかつお(エウティヌ				0302.29	(同左) - まぐろ(トウヌス属のもの)及びかつお(エウティヌ					

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0302.31	ス(カツオヌス)・ペラミス(肝臓、卵及びしらこを除く。)			0302.31	ス(カツオヌス)・ペラミス(肝臓、卵及びしらこを除く。)		
	(省略)				(同左)		
0302.34				0302.34			
0302.35	<u>- くろまぐろ(トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリス)</u>			0302.35	<u>- くろまぐろ(トウヌス・ティヌス)</u>		KG
	<u>- - くろまぐろ(トウヌス・ティヌス)</u>	KG					
	<u>- - くろまぐろ(トウヌス・オリエンタリス)</u>	KG					
0302.36	(省略)			0302.36	(同左)		
0302.39	(省略)			0302.39	(同左)		
	<u>- にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)、かたくちいわし(エングラウリス属のもの)</u>			0302.40	<u>- にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ。肝臓、卵及びしらこを除く。)</u>		KG
	<u>、いわし(スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)、さば(スコムベル・スコムブルス</u>			0302.50	<u>- コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。)</u>		KG
	<u>・スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス)、あじ(トラクルス属のもの)、すぎ(ラキュケントロン・カナドゥム)及びめかじき(クスピフィアス・グラディウス) (肝臓、卵及びしらこを除く。)</u>			0302.61	<u>- その他の魚(肝臓、卵及びしらこを除く。)</u>		KG
	<u>- - にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)</u>				<u>- - いわし(スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)</u>		
0302.41	<u>000 - にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)</u>	KG		010	<u>- - サルディノプス属のもの</u>		KG
				090	<u>- - その他のもの</u>		KG
0302.42	<u>000 - かたくちいわし(エングラウリス属のもの)</u>	KG		0302.62	<u>- - ハドック(メラノグランムス・アイグレフィヌス)</u>		KG
0302.43	<u>000 - - いわし(スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディ</u>			0302.63	<u>- - コールフィッシュ(ポルラキウス・ヴィレンス)</u>		KG
	<u>ネルラ属のもの)</u>			0302.64	<u>- - さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス)</u>		KG

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
	<u>イネルラ属のもの)</u>		0302.65	<u>000</u> - - さめ	KG
100	<u>- - - サルディノプス属のもの</u>	KG	0302.66	<u>000</u> - - うなぎ(アングイルラ属のもの)	KG
200	<u>- - - その他のもの</u>	KG	0302.67	<u>000</u> - - めかじき(クシィフィアス・グラディウス)	KG
0302.44	<u>000</u> - - さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・ア ウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス)	KG	0302.68	<u>000</u> - - めろ(ディソスティクス属のもの)	KG
0302.45	<u>000</u> - - あじ(トラクルス属のもの)	KG	0302.69	<u>- - その他のもの</u>	
0302.46	<u>000</u> - - すぎ(ラキュケントロン・カナドゥム)	KG		<u>- - - にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属 、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属の もの)、いわし(エトルメウス属又はエングラウ リス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカブ テルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のも の)</u>	
0302.47	<u>000</u> - - めかじき(クシィフィアス・グラディウス) - さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、 かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はう なぎだら科のもの(肝臓、卵及びしらこを除く。)	KG			
0302.51	<u>000</u> - - コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及び ガドウス・マクロケファルス)	KG	011	<u>- - - - ぶり</u>	KG
0302.52	<u>000</u> - - ハドック(メラノグラムス・アイグレフィヌス)	KG	019	<u>- - - - その他のもの</u>	KG
0302.53	<u>000</u> - - コールフィッシュ(ポルラキウス・ヴィレンス)	KG		<u>- - - その他のもの</u>	
0302.54	<u>000</u> - - ヘイク(メルルシウス属又はウロフュキス属のもの )			<u>- - - - バラクータ(かます科又はくろたちかます科の もの)、キングクリップ及びたい</u>	
100	<u>- - - メルルシウス属のもの</u>	KG	021	<u>- - - - たい</u>	KG
200	<u>- - - ウロフュキス属のもの</u>	KG	029	<u>- - - - その他のもの</u>	KG
0302.55	<u>000</u> - - すけそだら(テラグラ・カルコグラム)	KG		<u>- - - - その他のもの</u>	
0302.56	<u>000</u> - - ブルー・ホワイティング(ミクロメシスティウス・ボ ウタソウ及びミクロメシスティウス・アウストラリ ス)	KG	091	<u>- - - - - カじき(めかじきを除く。)</u>	KG
0302.59	<u>- その他のもの</u>		092	<u>- - - - - さわら</u>	
100	<u>- - - たら(ガドウス属又はテラグラ属のもの)</u>	KG	093	<u>- - - - - たちうお</u>	KG
200	<u>- - - その他のもの</u>	KG	094	<u>- - - - - ふぐ</u>	KG
			099	<u>- - - - - その他のもの</u>	KG

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
	<p>- ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なます(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパー(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)(肝臓、卵及びしらこを除く。)</p>				
0302.71	000	- - ティラピア(オレオクロミス属のもの)	KG		
0302.72	000	- - なます(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)	KG		
0302.73	000	- - こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの)	KG		
0302.74	000	- - うなぎ(アングイルラ属のもの)	KG		
0302.79	000	- - その他のもの	KG		
		- その他の魚(肝臓、卵及びしらこを除く。)			
0302.81	000	- - さめ	KG		
0302.82	000	- - えい(がんぎえい科のもの)	KG		
0302.83	000	- - めろ(ディソスティクス属のもの)	KG		
0302.84	000	- - シーバス(ディケントラルクス属のもの)	KG		
0302.85	000	- - たい(たい科のもの)	KG		
		- - その他のもの			
0302.89		- - - にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオーラ			

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

		新		旧				
統計番号		品名	単位		統計番号	品名	単位	
0302.90		属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわ し(エトルメウス属のもの)、あじ(デカブテル ス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)						
	110	- - - ぶり(セリオーラ属のもの)	KG					
	190	- - - その他のもの	KG					
		- - - その他のもの						
	210	- - - バラクータ(カマスク科又はくろたちかます科の もの)及びキングクリップ(ゲニュピテルス属 のもの)	KG					
		- - - その他のもの						
	291	- - - - かじき(まかじき科のもの)	KG					
	292	- - - - さわら	KG					
	293	- - - - たちうお	KG					
	294	- - - - ふぐ	KG					
	299	- - - - その他のもの	KG					
		- 肝臓、卵及びしらこ		0302.70		- 肝臓、卵及びしらこ		
03.03		- - にしん(クルペア属のもの)又はたら(ガドウス属 、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵			010	- - にしん(クルペア属のもの)の卵		KG
	010	- - にしん(クルペア属のもの)の卵	KG		020	- - たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属 のもの)の卵		KG
	020	- - - たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス 属のもの)の卵	KG		090	- - その他のもの		KG
	090	- - その他のもの	KG					
		魚(冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフ ィレその他の魚肉を除く。)		03.03		魚(冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフ ィレその他の魚肉を除く。)		
		- さけ科のもの(肝臓、卵及びしらこを除く。)				- 太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコル		

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧			
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位	
0303.11	(省略)		0303.11	ヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス。肝臓、卵及びしらこを除く。)		
0303.12	- その他の太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)		0303.19	(同左)		
010	- - ぎんざけ(オンコルヒュンクス・キストク)	K G	010	- - その他のもの	K G	
090	- - - その他のもの	K G	090	- - - ぎんざけ(オンコルヒュンクス・キストク)	K G	
0303.13	- - 大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	K G	0303.21	- - その他のもの		
000	- - ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)	K G	000	- - ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)	K G	
0303.14	000	- - ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)	K G	0303.22	- - 大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	K G
0303.19	000	- - その他のもの	K G	0303.29	- - その他のもの	K G
		- ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なます(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及び	K G		(新規)	

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新		単位		旧		単位	
品名		統計番号		品名		統計番号	
0303.23	000	<u>ヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの</u> 、 <u>うなぎ(アングイルラ属のもの)</u> 、 <u>ナイルパーク(ラテス・ニロティクス)</u> 及び <u>らいぎよ(カンナ属のもの)</u> (肝臓、卵及びしらこを除く。)	<u>KG</u>				
0303.24	000	<u>- - ティラピア(オレオクロミス属のもの)</u> <u>- - なます(パンガシウス属、シリルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)</u>	<u>KG</u>			(新規)	(新規)
0303.25	000	<u>- - こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミユロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの)</u>	<u>KG</u>			(新規)	
0303.26	000	<u>- - うなぎ(アングイルラ属のもの)</u>	<u>KG</u>			(新規)	
0303.29	000	<u>- - その他のもの</u> <u>- ひらめ・かれい類(かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。)</u>	<u>KG</u>			(新規)	<u>- ひらめ・かれい類(かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。)</u>
0303.31	1	(省略)		0303.31		(同左)	
0303.33				1			
0303.34	000	<u>- - ターポット(プセタ・マクシマ)</u>	<u>KG</u>	0303.33		(新規)	
0303.39		(省略)		0303.39		(同左)	
		<u>- まぐろ(トウヌス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス)(肝臓、卵及びしらこを除く。)</u>				<u>- まぐろ(トウヌス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス)(肝臓、卵及びしらこを除く。)</u>	
0303.41	1	(省略)		0303.41		(同左)	
				1			

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0303.44				0303.44			
0303.45	<u>- - くろまぐろ (トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリス)</u>			0303.45	<u>- - くろまぐろ (トウヌス・ティヌス)</u>		<u>KG</u>
	<u>010 - - くろまぐろ (トウヌス・ティヌス)</u>	<u>KG</u>					
	<u>020 - - くろまぐろ (トウヌス・オリエンタリス)</u>	<u>KG</u>					
0303.46	<u>(省略)</u>			0303.46	<u>(同左)</u>		
0303.49	<u>(省略)</u>			0303.49	<u>(同左)</u>		
	<u>- にしん (クルペア・ハレンゲス及びクルペア・パラスイイ)、いわし (スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ビルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)、さば (スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤボニクス)、あじ (トラクルス属のもの)、すぎ (ラキュケントロン・カナドゥム) 及びめかじき (クシィフィアス・グラディウス) (肝臓、卵及びしらこを除く。)</u>				<u>- にしん (クルペア・ハレンゲス及びクルペア・パラスイイ) 及びコッド (ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス) (肝臓、卵及びしらこを除く。)</u>		
0303.51	<u>(省略)</u>			0303.51	<u>(同左)</u>		
0303.53	<u>- いわし (スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ビルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)</u>			0303.52	<u>000 - - コッド (ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)</u>		<u>KG</u>
	<u>100 - - サルディノプス属のもの</u>	<u>KG</u>			<u>- めかじき (クシィフィアス・グラディウス) 及びめろ (ディソスティクス属のもの) (肝臓、卵及びしらこを除く。)</u>		
	<u>200 - - その他のもの</u>	<u>KG</u>					
0303.54	<u>000 - - さば (スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤボニクス)</u>	<u>KG</u>	<u>0303.61</u>	<u>000 - - めかじき (クシィフィアス・グラディウス)</u>		<u>KG</u>	
	<u>0303.55 000 - - あじ (トラクルス属のもの)</u>	<u>KG</u>	<u>0303.62</u>	<u>000 - - めろ (ディソスティクス属のもの)</u>		<u>KG</u>	
0303.56	<u>000 - - すぎ (ラキュケントロン・カナドゥム)</u>	<u>KG</u>	<u>0303.71</u>	<u>- その他の魚 (肝臓、卵及びしらこを除く。)</u>			
					<u>- - いわし (スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ</u>		

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0303.57	000	- - めかじき(クスィフィアス・グラディウス) - さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、 かわりひれだら科、メルレーサ科、ちこだら科又はう なぎだら科のもの(肝臓、卵及びしらこを除く。)	KG		・ピルカルドウス及びサルディノブス属又はサルデ イネルラ属のもの)		
				010	- - サルディノブス属のもの	KG	
				090	- - その他のもの	KG	
0303.63	000	- - コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及び ガドウス・マクロケファルス)	KG	0303.72	000 - - ハドック(メラノグラムス・アイグレフィヌス)	KG	
				0303.73	000 - - コールフィッシュ(ポルラキウス・ヴィレンス)	KG	
0303.64	000	- - ハドック(メラノグラムス・アイグレフィヌス)	KG	0303.74	000 - - さば(スコムベル・スコムブレス、スコムベル・ア ウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)	KG	
0303.65	000	- - コールフィッシュ(ポルラキウス・ヴィレンス)	KG			KG	
0303.66		- - ハイク(メルレシウス属又はウロフュキス属のもの )		0303.75	000 - - さめ	KG	
	100	- - - メルレシウス属のもの	KG	0303.76	000 - - うなぎ(アングイルラ属のもの)	KG	
	200	- - - ウロフュキス属のもの	KG	0303.77	000 - - シーバス(ディケントラルクス・ラブラクス及びデ ィケントラルクス・ünkタトウス)	KG	
0303.67	000	- - すけそうだら(テラグラ・カルコグラム)	KG	0303.78	- - ハイク(メルレシウス属又はウロフュキス属のもの )	KG	
0303.68	000	- - ブルーホワイティング(ミクロメシティウス・ボ ウタソウ及びミクロメシティウス・アウストラ リス)	KG		010 - - メルレシウス属のもの	KG	
				090	- - - ウロフュキス属のもの	KG	
0303.69		- - その他のもの		0303.79	- - その他のもの		
	100	- - - たら(ガドウス属又はテラグラ属のもの)	KG		- - - にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属 又はテラグラ属のもの)、ぶり(セリオーラ属の もの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属又はエングラウリス属のもの)、		
	200	- - - その他のもの	KG		あじ(トラクルス属又はデカブテルス属のもの) 及びさんま(コロラビス属のもの)		
		- その他の魚(肝臓、卵及びしらこを除く。)			- - - - にしん(クルペア属のもの)及びたら(ガドウ ス属又はテラグラ属のもの)		
0303.81	000	- - さめ	KG		011 - - - - にしん(クルペア属のもの)	KG	
0303.82	000	- - えい(がんぎえい科のもの)	KG				
0303.83	000	- - めろ(ディソスティクス属のもの)	KG				
0303.84	000	- - シーバス(ディケントラルクス属のもの)	KG				
0303.89		- - その他のもの					
		- - - にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオーラ					

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
	<u>属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(デカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)</u>			<u>019 - - - - その他のもの</u>	
110	<u>- - - - にしん(クルペア属のもの)</u>	<u>KG</u>		<u>- - - - ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(デカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)</u>	<u>KG</u>
	<u>- - - - ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(デカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)</u>			<u>021 - - - - あじ</u>	
				<u>022 - - - - ぶり</u>	
				<u>023 - - - - さんま</u>	
121	<u>- - - - あじ(デカプテルス属のもの)</u>	<u>KG</u>		<u>029 - - - - その他のもの</u>	
122	<u>- - - - ぶり(セリオーラ属のもの)</u>	<u>KG</u>		<u>- - - - その他のもの</u>	
123	<u>- - - - さんま(コロラビス属のもの)</u>	<u>KG</u>		<u>- - - - バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ及びたい</u>	
129	<u>- - - - その他のもの</u>	<u>KG</u>		<u>031 - - - - たし</u>	
	<u>- - - - その他のもの</u>			<u>039 - - - - その他のもの</u>	
	<u>- - - - バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ(ゲニュプテルス属のもの)及びたい(たし科のもの)</u>			<u>040 - - - - ししやも</u>	
				<u>- - - - その他のもの</u>	
211	<u>- - - - たい(たし科のもの)</u>	<u>KG</u>		<u>091 - - - - かじき(めかじきを除く。)</u>	
219	<u>- - - - その他のもの</u>	<u>KG</u>		<u>092 - - - - さわら</u>	
220	<u>- - - - ししやも</u>	<u>KG</u>		<u>093 - - - - たちうお</u>	
	<u>- - - - その他のもの</u>			<u>095 - - - - ふぐ</u>	
291	<u>- - - - かじき(まかじき科のもの)</u>	<u>KG</u>		<u>096 - - - - めぬけ類(セバステス属のものに限る。)</u>	
292	<u>- - - - さわら</u>	<u>KG</u>		<u>097 - - - - ぎんだら</u>	
293	<u>- - - - たちうお</u>	<u>KG</u>		<u>103 - - - - きんめたい</u>	
294	<u>- - - - ふぐ</u>	<u>KG</u>		<u>104 - - - - あゆ</u>	
295	<u>- - - - めぬけ類(セバステス属のものに限る。)</u>	<u>KG</u>		<u>099 - - - - その他のもの</u>	

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0303.90	296 <u>- - - - ぎんだら</u>	<u>K G</u>		0303.80	- 肝臓、卵及びしらこ		
	297 <u>- - - - きんめだい</u>	<u>K G</u>			- - にしん(クルペア属のもの)の卵		
	298 <u>- - - - あゆ</u>	<u>K G</u>			- - たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵		
	299 <u>- - - - その他のもの</u>	<u>K G</u>			- - その他のもの		
	010 - 肝臓、卵及びしらこ	<u>K G</u>			- 肝臓、卵及びしらこ		
	020 - - にしん(クルペア属のもの)の卵	<u>K G</u>			- - にしん(クルペア属のもの)の卵		
	020 - - たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵	<u>K G</u>			- - たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵		
	090 - - その他のもの	<u>K G</u>			- - その他のもの		
	03.04 魚のフィレその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかなければ問わない。)		03.04		魚のフィレその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかなければ問わない。)		
	- 魚のフィレ(ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なます(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルレス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)又はらいぎよ(カンナ属のもの)のもの)(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)			0304.11 000	- - めかじき(クスィフィアス・グラディウス)		
0304.31	000 - - めかじき(クスィフィアス・グラディウス)			0304.12 000	- - めろ(ディソスティクス属のもの)		
	000 - - その他のもの			0304.19 110	- - - フィレ		
	000 - - - にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)				- - - その他のもの		
	000 - - - その他のもの						
	000 - ティラピア(オレオクロミス属のもの)	<u>K G</u>					
	000 - - なます(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)	<u>K G</u>					
	000 - - その他のもの	<u>K G</u>					
	000 - - その他のもの	<u>K G</u>					
	000 - - その他のもの	<u>K G</u>					
	000 - - その他のもの	<u>K G</u>					

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0304.33	000	<u>- - ナイルバーチ (ラテス・ニロティクス)</u>	<u>KG</u>	<u>191</u>	<u>- - - - くろまぐろ</u>		<u>KG</u>
0304.39	000	<u>- - その他のもの</u>	<u>KG</u>	<u>192</u>	<u>- - - - みなみまぐろ</u>		<u>KG</u>
		<u>- その他の魚のフィレ (生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)</u>		<u>199</u>	<u>- - - - その他のもの</u>		<u>KG</u>
0304.41	000	<u>- - 太平洋さけ (オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ (サルモ・サラル) 及びドナウさけ (フコ・フコ)</u>	<u>KG</u>	<u>910</u>	<u>- - - - にしん (クルペア属のもの)、たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルディノブス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカブテルス属のもの) 及びさんま (コロラビス属のもの)</u>		<u>KG</u>
0304.42	000	<u>- - ます (サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アバケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステリ)</u>	<u>KG</u>	<u>920</u>	<u>- - - - バラクータ (かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ及びたい</u>		<u>KG</u>
0304.43	000	<u>- - ひらめ・かれい類 (かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの)</u>	<u>KG</u>	<u>930</u>	<u>- - - - さめ</u>		<u>KG</u>
0304.44		<u>- - さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの</u>		<u>991</u>	<u>- - - - くろまぐろ</u>		<u>KG</u>
	100	<u>- - - たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)</u>	<u>KG</u>	<u>992</u>	<u>- - - - みなみまぐろ</u>		<u>KG</u>
	200	<u>- - - その他のもの</u>	<u>KG</u>	<u>999</u>	<u>- - - - その他のもの</u>		<u>KG</u>
0304.45	000	<u>- - めかじき (クスィフィアス・グラディウス)</u>	<u>KG</u>				

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0304.46	000	<u>- - めろ(ディソスティクス属のもの)</u>					
0304.49		<u>- - その他のもの</u>					
	100	<u>- - - にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわしへ(エトルメウス属、サルディノブス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカブテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)</u>	<u>KG</u>				
		<u>- - - その他のもの</u>					
	210	<u>- - - - くろまぐろ(トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリス)</u>	<u>KG</u>				
	220	<u>- - - - みなみまぐろ(トウヌス・マッコイ)</u>	<u>KG</u>				
	290	<u>- - - - その他のもの</u>	<u>KG</u>				
		<u>- その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)</u>					
		<u>上</u>					
0304.51	000	<u>- - ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なます(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーク(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)</u>					
0304.52	000	<u>- - さけ科のもの</u>	<u>KG</u>				
0304.53		<u>- - さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科</u>	<u>KG</u>				

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新		旧		
統計番号	品名	単位		
		統計番号	品名	単位
0304.54	100 かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの	K G		
	100 - - たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)	K G		
	200 - - その他のもの	K G		
0304.55	000 - - めかじき (クスィフィアス・グラディウス)	K G		
0304.59	000 - - めろ (ディソステイクス属のもの)	K G		
	100 - - その他のもの	K G		
	100 - - - にしん (クルペア属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラビス属のもの)	K G		
	210 - - - その他のもの	K G		
	210 - - - - バラクータ (かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ (ゲニュプテルス属のもの) 及びたい (たい科のもの)	K G		
220	220 - - - - さめ	K G		
	220 - - - その他のもの	K G		
291	291 - - - - くろまぐろ (トウヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス)	K G		
292	292 - - - - みなみまぐろ (トウヌス・マッコイ)	K G		
299	299 - - - - その他のもの	K G		
	- 魚のフィレ (ティラピア (オレオクロミス属のもの)、なます (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス		- 冷凍したフィレ	
	、なます (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス			
		0304.21	000 - - めかじき (クスィフィアス・グラディウス)	K G

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
	<u>属又はイクタルルレス属のもの)、こい(キュブリヌス ・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリ ュンゴドン・イデルレス、ミユロファリュンゴドン・ ピケウス及びヒュポタルミクテュス属又はキルリヌ ス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナ イルパー(ラテス・ニロティクス)又はらいぎよ(</u> <u>カンナ属のもの)のもの)(冷凍したものに限る。)</u>		0304.22 000	<u>- - めろ(ディソスティクス属のもの)</u>	KG
0304.61	<u>- - ティラピア(オレオクロミス属のもの)</u>	KG	0304.29 100	<u>- - その他のもの</u> <u>- - - にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属 、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属の もの)、いわし(エトルメウス属、サルディノブ ス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラ クルス属又はデカブテルス属のもの)及びさんま (コロラビス属のもの)</u>	
0304.62	<u>- - なます(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス 属又はイクタルルレス属のもの)</u>	KG		<u>- - - その他のもの</u>	KG
0304.63	<u>- - ナイルパー(ラテス・ニロティクス)</u>	KG	910	<u>- - - - まぐろ(くろまぐろ及びみなみまぐろを除く。 )</u>	
0304.69	<u>- - その他のもの</u> <u>- 魚のフィレ(さいうお科、あしながだら科、たら科、 そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこ だら科又はうなぎだら科のもの)(冷凍したものに限 る。)</u>	KG	920	<u>- - - - くろまぐろ</u>	KG
0304.71	<u>- - コッ(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及び ガドウス・マクロケファルス)</u>	KG	930	<u>- - - - かじき(めかじきを除く。)</u>	KG
0304.72	<u>- - ハドック(メラノグランムス・アイグレフィヌス)</u>	KG	940	<u>- - - - みなみまぐろ</u>	KG
0304.73	<u>- - コールフィッシュ(ポルラキウス・ヴィレンス)</u>	KG	950	<u>- - - - さけ科のもの</u>	KG
0304.74	<u>- - ヘイク(メルルシウス属又はウロフュキス属のもの )</u>		990	<u>- - - - その他のもの</u>	KG
	<u>100 - - メルルシウス属のもの</u>	KG			
	<u>200 - - ウロフュキス属のもの</u>	KG			
0304.75	<u>000 - - すけそだら(テラグラ・カルコグランマ)</u>	KG			
0304.79	<u>- - その他のもの</u>				

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0304.81	100 200 000	- - - たら (ガドウス属又はテラグラ属のもの) - - - その他のもの - その他の魚のフィレ (冷凍したものに限る。) - - 太平洋さけ (オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコ ルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイットスカ、オ ンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス ・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、 大西洋さけ (サルモ・サラル) 及びドナウさけ (フ コ・フコ)	KG KG KG				
0304.82	000	- - ます (サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキ ス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュ ンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラ エ、オンコルヒュンクス・アバケ及びオンコルヒュ ンクス・クリソガステル)	KG				
0304.83	000	- - ひらめ・かれい類 (かれい科、だるまかれい科、う しのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科 又はこけびらめ科のもの)	KG				
0304.84	000	- - めかじき (クスィフィアス・グラディウス)	KG				
0304.85	000	- - めろ (ディソスティクス属のもの)	KG				
0304.86	000	- - にしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラ スイイ)	KG				
0304.87		- - まぐろ (トウヌス属のもの) 及びかつお (エウティ ヌス (カツオヌス)・ペラミス)	KG				
	010	- - - まぐろ (くろまぐろ (トウヌス・ティヌス及びト ウヌス・オリエンタリス) 及びみなみまぐろ (ト					

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0304.89	020 <u>ウヌス・マッコイイ)を除く。)</u> - - - くろまぐろ(トウヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス)	KG					
	030 <u>- - - みなみまぐろ(トウヌス・マッコイイ)</u>	KG					
	090 <u>- - - その他のもの</u>	KG					
	100 <u>- - - にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわしう(エトルメウス属、サルディノブス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカブテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)</u>	KG					
	<u>- - - その他のもの</u>	KG					
	210 <u>- - - - かじき(まかじき科のもの)</u>	KG					
	220 <u>- - - - さけ科のもの</u>	KG					
	290 <u>- - - - その他のもの</u>	KG					
	<u>- その他のもの(冷凍したものに限る。)</u>				- その他のもの		
0304.91	(省 略)			0304.91	(同 左)		
0304.92	(省 略)			0304.92	(同 左)		
0304.93	000 <u>- - ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なます(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、</u>				(新 規)		

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧					
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位			
0304.94	ナイルバーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)	KG		0304.99	(新規)				
	- - すけそだら(テラグラ・カルコグランマ)								
	- - - すり身								
	- - - その他のもの								
	- - さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの(すけそだら(テラグラ・カルコグランマ)を除く。)								
	- - - たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)								
	- - - - すり身								
	- - - - その他のもの								
	- - その他のもの								
	- - - にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカブテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)								
0304.95	110	KG		0304.99	(新規)				
	190								
	200								
	110								
0304.99	190	KG		0304.99	- - その他のもの				
	200								
	110								
	120								
	110								
				111	- - - - にしん(クルペア属のもの)及びたら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)	KG			
					- - - - たら(冷凍すり身のものに限る。)				
					- - - - - すけそだらのもの				

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

		新		旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0305.31	000	<p>- 魚のフィレ(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したものを除く。)</p> <p>- - ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なます(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルペーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)</p>			<p>0305.30</p> <p>010</p> <p>020</p>	<p>- 魚のフィレ(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したものを除く。)</p> <p>- - さけ科のもの</p> <p>- - にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノブス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカブテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)</p> <p>- - その他のもの</p>	
0305.32		<p>- - さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの</p>	K G		090		
	010	<p>- - - たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)</p>	K G				
	090	<p>- - - その他のもの</p>	K G				
0305.39	100	<p>- - その他のもの</p>	K G				
	210	<p>- - - さけ科のもの</p> <p>- - - その他のもの</p> <p>- - - - にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノブス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカブテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)</p>	K G				

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
	<u>290</u>	<u>- - - その他のもの</u> - くん製した魚（ <u>フィレを含み</u> 、 <u>食用の魚のくず肉を除く</u> 。） （省 略） （省 略）	<u>K G</u>		<u>- くん製した魚（<u>フィレを含む</u>。）</u> （同 左） （同 左） （新 規）		
0305.41				0305.41			
0305.42				0305.42			
0305.43	<u>000</u>	<u>- - ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）</u> - ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なます（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーク（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カンナ属のもの） （省 略）	<u>K G</u>		<u>(新 規)</u>		
0305.44	<u>000</u>						
0305.49			<u>K G</u>	0305.49		<u>(同 左)</u>	
		<u>- 乾燥した魚（<u>食用の魚のくず肉を除き</u>、<u>塩蔵してあるかないかを問わないものとし</u>、くん製したもの）を除く。）</u> （省 略） （省 略）			<u>- 乾燥した魚（<u>塩蔵してあるかないかを問わないものとし</u>、くん製したもの）を除く。）</u>		
0305.51				0305.51		<u>(同 左)</u>	
0305.59				0305.59		<u>(同 左)</u>	
		<u>- 塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したもの）を除く。）及</u>			<u>- 塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したもの）を除く。）及</u>		

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0305.61	び塩水漬けした魚(食用の魚のくず肉を除く。)			0305.61	び塩水漬けした魚		
	(省略)				(同左)		
0305.63				0305.63			
0305.64	000 - ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なます(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーク(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)	KG			(新規)		
0305.69	- - その他のもの			0305.69	- - その他のもの		
010	- - - さけ科のもの	KG		010	- - - さけ科のもの	KG	
	- - - その他のもの			090	- - - その他のもの	KG	
091	- - - - にしん(クレベア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカブテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)						
	- - - - その他のもの	KG					
099	- 魚のひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉	KG			(新規)		
	- - ふかひれ				(新規)		
0305.71							

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新		旧		
統計番号	品名	単位		
		統計番号	品名	単位
0305.72	010 <u>- - - くん製したもの</u>	KG	(新規)	
	090 <u>- - - その他のもの</u>			
	110 <u>- - - 魚の頭、尾及び浮袋</u>			
	<u>- - - くん製したもの</u>			
	<u>- - - - 太平洋さけ (オンコルヒュンクス・ネルカ、オ</u>			
	<u>ンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュ</u>			
	<u>ンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウ</u>			
	<u>ィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オ</u>			
	<u>ンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュ</u>			
	<u>クス・ロデュルス)、大西洋さけ (サルモ・サ</u>			
	<u>ラル) 及びドナウさけ (フコ・フコ)</u>			
	<u>- - - - その他のもの</u>			
	191 <u>- - - - にしん (クルペア・ハレングス及びクルペア</u>			
	<u>・パラスイイ)</u>			
	192 <u>- - - - たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルルシ</u>			
	<u>ウス属のもの)</u>			
	199 <u>- - - - その他のもの</u>			
	<u>- - - 乾燥したもの</u>			
	210 <u>- - - - さけ科のもの</u>			
	<u>- - - - その他のもの</u>			
	<u>- - - - にしん (クルペア属のもの)、たら (ガドウ</u>			
	<u>ス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの</u>			
	<u>)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (ス</u>			
	<u>コムベル属のもの)、いわし (エトルメウス</u>			
	<u>属、サルディノブス属又はエングラウリス属</u>			
	<u>のもの)、あじ (トラクルス属又はデカブテ</u>			

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
	<u>ルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)</u>				
221	<u>- - - - コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)</u>	KG			
222	<u>- - - - その他のもの</u>	KG			
229	<u>- - - - その他のもの</u>	KG			
	<u>- - - 塩蔵したもの及び塩水漬けしたもの</u>				
310	<u>- - - さけ科のもの</u>	KG			
	<u>- - - - その他のもの</u>				
	<u>- - - - にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)、コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)及びかたくちいわし(エングラウリス属のもの)</u>				
321	<u>- - - - にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)</u>	KG			
322	<u>- - - - コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)</u>	KG			
323	<u>- - - - かたくちいわし(エングラウリス属のもの)</u>	KG			
	<u>2</u>				
	<u>- - - - その他のもの</u>				
324	<u>- - - - にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属又はサルディノプス属のもの)</u>				

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0305.79	329	<u>、あじ(トラクルス属又はデカブテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)</u> - - - - その他のもの - - その他のもの - - - くん製したもの	<u>KG</u> <u>KG</u>				(新規)
	110	- - - - 太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オ ンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュ ンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウ イトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オ ンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュ ンクス・ロデュルス)、大西洋さけ(サルモ・サ ラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	<u>KG</u>				
	191	- - - - その他のもの - - - - にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア ・パラスイイ)	<u>KG</u>				
	192	- - - - たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシ ウス属のもの)	<u>KG</u>				
	199	- - - - その他のもの - - - 乾燥したもの	<u>KG</u>				
	210	- - - - さけ科のもの - - - - その他のもの - - - - にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウ ス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの )、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(ス コムベル属のもの)、いわし(エトルメウス	<u>KG</u>				

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
	<u>属、サルディノブス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカブテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)</u>				
221	<u>- - - - - コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)</u>	KG			
222	<u>- - - - - その他のもの</u>	KG			
229	<u>- - - - - その他のもの</u>	KG			
	<u>- - - 塩蔵したもの及び塩水漬けしたもの</u>				
310	<u>- - - さけ科のもの</u>	KG			
	<u>- - - - その他のもの</u>				
	<u>- - - - - にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)、コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)及びかたくちいわし(エングラウリス属のもの)</u>				
321	<u>- - - - - にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)</u>	KG			
322	<u>- - - - - コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)</u>	KG			
323	<u>- - - - - かたくちいわし(エングラウリス属のもの)</u>	KG			
	<u> )</u>				
	<u>- - - - - その他のもの</u>				
324	<u>- - - - - にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さ</u>				

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
03.06	<u>329</u>	<u>ば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属又はサルディノブス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカブテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)</u> - - - - - その他のもの	<u>KG</u> <u>KG</u>	03.06	甲殻類(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、くん製した甲殻類(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。)並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。) - 冷凍したもの - - いせえびその他のいせえび科のえび(パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの)		
0306.11	<u>100</u>	<u>- - くん製したもの</u> <u>- - その他のもの</u>	<u>KG</u>	<u>0306.11</u>	<u>000</u>	<u>- 冷凍したもの</u> <u>- - いせえびその他のいせえび科のえび(パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの)</u>	<u>KG</u>
0306.12	<u>200</u>	<u>- - ロブスター(ホマルス属のもの)</u> <u>100</u>	<u>KG</u>	<u>0306.12</u>	<u>000</u>	<u>- - ロブスター(ホマルス属のもの)</u>	<u>KG</u>
	<u>200</u>	<u>- - くん製したもの</u> <u>- - その他のもの</u>	<u>KG</u>	<u>0306.13</u>	<u>000</u>	<u>- - シュリンプ及びプローン</u>	<u>KG</u>
		(削除)					

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧					
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位			
0306.14	- - かに	KG	KG	0306.14	- - かに	KG	KG		
	100 - - -くん製したもの				010 - - -たらばがに				
	- - - その他のもの				020 - - -ずわいがに				
	010 - - -たらばがに				030 - - -がざみ				
	020 - - -ずわいがに				040 - - -けがに				
	030 - - -がざみ				090 - - - その他のもの				
	040 - - -けがに				(新規)				
0306.15	090 - - - その他のもの	KG	KG	0306.14	(新規)				
	- - ノルウェーロブスター(ネフロブス・ノルウェギクス)				(新規)				
	100 - - -くん製したもの				(新規)				
0306.16	200 - - - その他のもの	KG	KG	0306.19	(新規)				
	- - コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン(クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの)				(新規)				
	100 - - -くん製したもの				(新規)				
0306.17	200 - - - その他のもの	KG	KG	0306.19	(新規)				
	- - その他のシュリンプ及びプローン				(新規)				
	100 - - -くん製したもの				(新規)				
0306.19	200 - - - その他のもの	KG	KG	010	- - その他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)を含む。)	KG	KG		
	- - その他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)を含む。)				- - えび				
	- - - えび				- - - その他のもの				
0306.19	110 - - -くん製したもの	KG	KG	090	(新規)				
	- - - - その他のもの				(新規)				
	- - - - その他のもの				(新規)				

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
	<u>210</u> - - -くん製したもの	<u>K G</u>					
	<u>290</u> - - - その他のもの	<u>K G</u>					
0306.21	- 冷凍していないもの				- 冷凍していないもの		
	- - いせえびその他のいせえび科のえび(パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの)			0306.21	- - いせえびその他のいせえび科のえび(パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの)		
	<u>100</u> - - - 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	<u>K G</u>		100	- - - 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		<u>K G</u>
	<u>500</u> - - -くん製したもの	<u>K G</u>				(新規)	
0306.22	<u>200</u> - - - その他のもの	<u>K G</u>		200	- - - その他のもの		<u>K G</u>
	- - ロブスター(ホマルス属のもの)				- - ロブスター(ホマルス属のもの)		
	<u>100</u> - - - 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	<u>K G</u>		100	- - - 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		<u>K G</u>
	<u>500</u> - - -くん製したもの	<u>K G</u>				(新規)	
	<u>200</u> - - - その他のもの	<u>K G</u>		200	- - - その他のもの		<u>K G</u>
	(削除)				- - - シュリンプ及びプローン		
					- - - 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
					- - - 生きているもの		
0306.24	- - かに			111	- - - - 養殖用又は放流用のもの(クルマエビ属のものに限る。)		<u>K G</u>
	- - - 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの			119	- - - - その他のもの		<u>K G</u>
	<u>110</u> - - - たらばがに	<u>K G</u>		190	- - - - その他のもの		<u>K G</u>
	- - - ずわいがに			200	- - - その他のもの		<u>K G</u>
	<u>121</u> - - - - べにずわいがに	<u>K G</u>		0306.24	- - かに		
	<u>129</u> - - - - その他のもの	<u>K G</u>		110	- - - 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
					- - - - たらばがに		<u>K G</u>
					- - - - ずわいがに		
					- - - - - べにずわいがに		<u>K G</u>
					- - - - - その他のもの		<u>K G</u>

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0306.25	130 - - - がざみ	K G		130	- - - がざみ	K G	
	140 - - - けがに	K G		140	- - - けがに	K G	
	150 - - - もくずがに	K G		150	- - - もくずがに	K G	
	190 - - - その他のもの	K G		190	- - - その他のもの	K G	
	<u>500 - - -くん製したもの</u>	<u>K G</u>				(新規)	
	200 - - - その他のもの	K G		200	- - - その他のもの	K G	
	<u>100 - - -生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</u>	<u>K G</u>				(新規)	
	<u>200 - - -くん製したもの</u>	<u>K G</u>					
	<u>300 - - - その他のもの</u>	<u>K G</u>					
	<u>0306.26 - - -コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン(クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの)</u>					(新規)	
0306.27	<u>100 - - -生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</u>						
	<u>110 - - -生きているもの</u>	<u>K G</u>					
	<u>190 - - - その他のもの</u>	<u>K G</u>					
	<u>200 - - -くん製したもの</u>	<u>K G</u>					
	<u>300 - - - その他のもの</u>	<u>K G</u>					
	<u>0306.27 - - - その他のシュリンプ及びプローン</u>					(新規)	
	<u>- - - 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</u>						
	<u>- - - 生きているもの</u>						
	<u>111 - - - 養殖用又は放流用のもの(クルマエビ属のものに限る。)</u>	<u>K G</u>					
	<u>119 - - - その他のもの</u>	<u>K G</u>					
	<u>190 - - - その他のもの</u>	<u>K G</u>					

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0306.29	<u>200</u> - - -くん製したもの	<u>K G</u>		0306.29	- - - その他のもの (甲殻類の粉、ミール及びペレット (食用に適するものに限る。) を含む。)		
	<u>300</u> - - - その他のもの	<u>K G</u>			- - - その他のもの (甲殻類の粉、ミール及びペレット (食用に適するものに限る。) を含む。)		
	- - - その他のもの (甲殻類の粉、ミール及びペレット (食用に適するものに限る。) を含む。)				- - - 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
	- - - 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの				- - - えび		
	<u>120</u> - - - - えび	<u>K G</u>			- - - えび		
	<u>190</u> - - - - その他のもの	<u>K G</u>			- - - - その他のもの		
	<u>510</u> - - - - くん製したもの	<u>K G</u>			(新規)		
	<u>590</u> - - - - えび	<u>K G</u>			(新規)		
	<u>220</u> - - - - その他のもの	<u>K G</u>			(新規)		
	<u>290</u> - - - - その他のもの	<u>K G</u>			- - - その他のもの		
03.07	軟体動物 (生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、くん製した軟体動物 (殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。) 並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット (食用に適するものに限る。)				03.07	軟体動物 (生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、水棲無脊椎動物 (生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。) 並びに水棲無脊椎動物 (甲殻類を除く。) の粉、ミール及びペレット (食用に適するものに限る。)	
	<u>- かき</u>			0307.10	<u>- かき</u>		
	<u>000</u> - - 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	<u>K G</u>			<u>- - 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの</u>		
	<u>0307.19</u> - - その他のもの	<u>K G</u>			<u>- - その他のもの</u>		
	<u>100</u> - - - 冷凍したもの	<u>K G</u>					

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
	<u>- - -くん製したもの</u>		<u>K G</u>				
210	<u>- - - -貝柱</u>		<u>K G</u>				
290	<u>- - - - その他のもの</u>		<u>K G</u>				
300	<u>- - - - その他のもの</u>		<u>K G</u>				
0307.21	- スキヤロップ(ペクテン属、クラミクス属又はプラコ ペクテン属のもの。いたや貝を含む。) (省略)			0307.21	- スキヤロップ(ペクテン属、クラミクス属又はプラコ ペクテン属のもの。いたや貝を含む。) (同左)		
0307.29	- - その他のもの			0307.29	- - その他のもの		
100	- - - 冷凍したもの	K G		100	- - - 冷凍したもの	K G	
500	<u>- - -くん製したもの</u>	<u>K G</u>		200	- - - その他のもの	K G	
200	- - - その他のもの	K G			- い貝(ミュティルス属又はペルナ属のもの)		
0307.31	- い貝(ミュティルス属又はペルナ属のもの) (省略)			0307.31	- い貝(ミュティルス属又はペルナ属のもの) (同左)		
0307.39	- - その他のもの			0307.39	- - その他のもの		
100	- - - 冷凍したもの	K G		100	- - - 冷凍したもの	K G	
510	<u>- - - -貝柱</u>	<u>K G</u>			(新規)		
590	<u>- - - - その他のもの</u>	<u>K G</u>			(新規)		
200	- - - その他のもの	K G		200	- - - その他のもの	K G	
	- いか(セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ 及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、 ノトダルス属又はセピオティウチス属のもの)				- いか(セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ 及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、 ノトダルス属又はセピオティウチス属のもの)		
0307.41	- - 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの			0307.41	- - 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
010	<u>- - - - もんごういか(セピア・オフィキナリス)</u>	K G		010	- - - - もんごういか	K G	
090	- - - その他のもの	K G		090	- - - その他のもの	K G	
0307.49	- - その他のもの			0307.49	- - その他のもの		

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
	- - - 冷凍したもの				- - - 冷凍したもの		
110	- - - - もんごういか(セピア・オフィキナリス)	K G		110	- - - - もんごういか	K G	
190	- - - - その他のもの	K G		190	- - - - その他のもの	K G	
500	<u>- - - くん製したもの</u>	<u>K G</u>			(新規)		
	- - - その他のもの			200	- - - その他のもの	K G	
210	<u>- - - - もんごういか(セピア・オフィキナリス)</u>	<u>K G</u>					
290	<u>- - - - その他のもの</u>	<u>K G</u>					
	- たこ(オクトapus属のもの)				- たこ(オクトapus属のもの)		
0307.51	(省略)			0307.51	(同左)		
0307.59	- - その他のもの			0307.59	- - その他のもの	K G	
100	- - - 冷凍したもの	K G		100	- - - 冷凍したもの	K G	
500	<u>- - - くん製したもの</u>	<u>K G</u>			(新規)	K G	
200	- - - その他のもの	K G		200	- - - その他のもの	K G	
0307.60	- かたつむりその他の巻貝(海棲のものを除く。)			0307.60	- かたつむりその他の巻貝(海棲のものを除く。)		
100	- - 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	K G		100	- - 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	K G	
500	<u>- - くん製したもの</u>	<u>K G</u>			(新規)	K G	
200	- - その他のもの	K G		200	- - その他のもの	K G	
	<u>- クラム、コックル及びアーチシェル(ふねがい科、ア</u>						
	<u>イスランドかれい科、ざるかれい科、ふじのはながい科、</u>						
	<u>きぬまといかれい科、ばかかれい科、ちどりますおがい科、</u>						
	<u>おおのがれい科、あさじかれい科、きぬたあげまきがい</u>						
	<u>科、またかれい科、しやこかれい科又はまるすだれかれい</u>						
	<u>科のもの)</u>						
0307.71	<u>- - 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</u>				(新規)		
100	<u>- - - 貝柱</u>	<u>K G</u>					

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0307.79	200 - - - はまぐり		KG				
	- - - その他のもの						
	310 - - - - 赤貝(生きているものに限る。)		KG				
	320 - - - - あさり		KG				
	390 - - - - その他のもの		KG				
	- - その他のもの						
	- - - 冷凍したもの						
	110 - - - - 貝柱		KG				
	120 - - - - はまぐり		KG				
	- - - - その他のもの						
	131 - - - - あさり		KG				
	139 - - - - その他のもの		KG				
	- - - -くん製したもの						
	210 - - - - 貝柱		KG				
	290 - - - - その他のもの		KG				
	- - - - その他のもの						
0307.81	310 - - - - 貝柱		KG				
	320 - - - - はまぐり(塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。)		KG				
	. )						
	- - - - その他のもの						
	331 - - - - はまぐり(乾燥したものに限る。)		KG				
	339 - - - - その他のもの		KG				
	- あわび(ハリオティス属のもの)						
	000 - - 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		KG				
	- - その他のもの						
	100 - - - 冷凍したもの		KG				
				(新規)			
				(新規)			

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新		単位		旧		単位	
統計番号	品名	単位	統計番号	品名		単位	
	<u>200</u> <u>- - - くん製したもの</u>	<u>K G</u>					
	<u>300</u> <u>- - - その他のもの</u>	<u>K G</u>					
0307.91	- その他のもの(軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)を含む。)				- その他のもの(水棲無脊椎動物(甲殻類を除く。)の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)を含む。)		
	- - 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		0307.91		- - 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
	<u>010</u> <u>- - - 貝柱</u>	<u>K G</u>			<u>- - - - 水棲無脊椎動物(生きているものに限るのとし、甲殻類及び軟体動物を除く。)</u>		
	<u>021</u> <u>- - - - いか</u>	<u>K G</u>	110		<u>- - - - うに</u>		<u>K G</u>
	<u>029</u> <u>- - - - その他のもの</u>	<u>K G</u>	190		<u>- - - - その他のもの</u>		<u>K G</u>
	<u>- - - - その他のもの</u>		200		<u>- - - 貝柱</u>		<u>K G</u>
	<u>091</u> <u>- - - - スキャロップ(いたやかん科のもの)</u>	<u>K G</u>	310		<u>- - - - いか</u>		<u>K G</u>
	<u>- - - - その他のもの</u>		390		<u>- - - - もんごういか</u>		<u>K G</u>
	<u>092</u> <u>- - - - しじみ</u>	<u>K G</u>	410		<u>- - - - その他のもの</u>		<u>K G</u>
	<u>- - - - その他のもの</u>		420		<u>- - - - はまぐり</u>		<u>K G</u>
			430		<u>- - - - その他のもの</u>		<u>K G</u>
			440		<u>- - - - 赤貝(生きているものに限る。)</u>		<u>K G</u>
			450		<u>- - - - うに</u>		<u>K G</u>
			460		<u>- - - - くらげ</u>		<u>K G</u>
			470		<u>- - - - あわび</u>		<u>K G</u>
			491		<u>- - - - その他のもの</u>		<u>K G</u>
					<u>- - - - あさり</u>		
					<u>- - - - しじみ</u>		
					<u>- - - - その他のもの</u>		
					<u>- - - - 軟体動物</u>		

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0307.99	<p>- - その他のもの</p> <p><u>- - - 冷凍したもの</u></p> <p><u>110</u> <u>- - - 貝柱</u></p> <p><u>- - - いか</u></p> <p><u>121</u> <u>- - - もんごういか</u></p> <p><u>129</u> <u>- - - その他のもの</u></p> <p><u>- - - その他のもの</u></p> <p><u>131</u> <u>- - - - スキャロップ(いたやがい科のもの)</u></p> <p><u>- - - - その他のもの</u></p> <p><u>132</u> <u>- - - - しじみ</u></p> <p><u>139</u> <u>- - - - その他のもの</u></p> <p><u>- - - - クン製したもの</u></p> <p><u>210</u> <u>- - - - いか、スキャロップ(いたやがい科のもの)及び貝柱</u></p> <p><u>290</u> <u>- - - - その他のもの</u></p> <p><u>- - - その他のもの</u></p> <p><u>- - - いか(もんごういかを除く。)、スキャロップ(いたやがい科のもの)及び貝柱</u></p> <p><u>310</u> <u>- - - - いか(もんごういかを除く。)</u></p> <p><u>320</u> <u>- - - - スキャロップ(いたやがい科のもの)</u></p> <p><u>330</u> <u>- - - - 貝柱</u></p> <p><u>- - - - その他のもの</u></p> <p><u>391</u> <u>- - - - もんごういか</u></p> <p><u>399</u> <u>- - - - その他のもの</u></p>		<u>K G</u>	0307.99	<p><u>499</u> <u>- - - - - その他のもの</u></p> <p><u>- - その他のもの</u></p> <p><u>- - - 冷凍したもの</u></p> <p><u>110</u> <u>- - - 貝柱</u></p> <p><u>- - - いか</u></p> <p><u>121</u> <u>- - - もんごういか</u></p> <p><u>129</u> <u>- - - その他のもの</u></p> <p><u>- - - うに、くらげ及びなまこ</u></p> <p><u>131</u> <u>- - - うに</u></p> <p><u>132</u> <u>- - - くらげ</u></p> <p><u>139</u> <u>- - - その他のもの</u></p> <p><u>- - - その他のもの</u></p> <p><u>141</u> <u>- - - はまぐり</u></p> <p><u>- - - その他のもの</u></p> <p><u>142</u> <u>- - - あわび</u></p> <p><u>143</u> <u>- - - あさり</u></p> <p><u>144</u> <u>- - - しじみ</u></p> <p><u>149</u> <u>- - - その他のもの</u></p> <p><u>- - その他のもの</u></p> <p><u>210</u> <u>- - - 貝柱</u></p> <p><u>- - - いか</u></p> <p><u>220</u> <u>- - - うに、くらげ及びなまこ</u></p> <p><u>231</u> <u>- - - うに</u></p> <p><u>232</u> <u>- - - くらげ</u></p> <p><u>239</u> <u>- - - その他のもの</u></p> <p><u>- - - その他のもの</u></p>		<u>K G</u>

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
03.08	<p><u>水棲無脊椎動物</u>（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）、くん製し</p> <p><u>た水棲無脊椎動物</u>（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに<u>水棲無脊椎動物</u>の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。）</p> <p>- なまこ（スティコプス・ヤポニクス及びなまこ綱のもの）</p> <p>- 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</p>			<p>- - - - はまぐり</p> <p>- - - - 塩蔵し又は塩水漬けしたもの</p> <p>- - - - 乾燥したもの</p> <p>- - - - その他のもの</p>	
0308.11	<p>100 <u>生きているもの</u></p> <p>200 <u>その他のもの</u></p>		241	(新規)	KG
0308.19	<p>100 <u>くん製したもの</u></p> <p>210 <u>冷凍したもの</u></p> <p>290 <u>その他のもの</u></p> <p>- うに（パラケントロトウス・リヴィドウス、ロクセキヌス・アルブス、エキキヌス・エスクレントウス及びストロンギュロケントロトウス属のもの）</p>	<p>KG</p> <p>KG</p> <p>KG</p> <p>KG</p>	242		KG
			249		KG

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
0308.21	<u>- 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</u>				
	<u>100</u> <u>- - 生きているもの</u>	<u>KG</u>			
	<u>200</u> <u>- - その他のもの</u>	<u>KG</u>			
0308.29	<u>- その他のもの</u>				
	<u>100</u> <u>- - -くん製したもの</u>	<u>KG</u>			
	<u>210</u> <u>- - - - 冷凍したもの</u>	<u>KG</u>			
	<u>290</u> <u>- - - - その他のもの</u>	<u>KG</u>			
0308.30	<u>- くらげ(ロビレマ属のもの)</u>				
	<u>100</u> <u>- - 生きているもの</u>	<u>KG</u>			
	<u>200</u> <u>- -くん製したもの</u>	<u>KG</u>			
	<u>- - その他のもの</u>				
	<u>310</u> <u>- - - 生鮮のもの及び冷蔵したもの</u>	<u>KG</u>			
	<u>320</u> <u>- - - - 冷凍したもの</u>	<u>KG</u>			
	<u>390</u> <u>- - - - その他のもの</u>	<u>KG</u>			
0308.90	<u>- その他のもの</u>				
	<u>110</u> <u>- - 生きているもの</u>	<u>KG</u>			
	<u>190</u> <u>- - - その他のもの</u>	<u>KG</u>			
	<u>- - 生鮮のもの、冷蔵したもの及び冷凍したもの</u>				
	<u>- - - 生鮮のもの及び冷蔵したもの</u>				
	<u>211</u> <u>- - - - うに</u>	<u>KG</u>			
	<u>212</u> <u>- - - - くらげ</u>	<u>KG</u>			
	<u>219</u> <u>- - - - その他のもの</u>	<u>KG</u>			
	<u>291</u> <u>- - - - 冷凍したもの</u>	<u>KG</u>			
	<u>- - - - うに</u>	<u>KG</u>			

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
	292 <u>くらげ</u>	KG					
	299 <u>その他のもの</u>	KG					
	300 <u>くん製したもの</u>	KG					
	300 <u>その他のもの</u>	KG					
	411 <u>うに及びくらげ</u>	KG					
	412 <u>うに</u>	KG					
	412 <u>くらげ</u>	KG					
	420 <u>その他のもの</u>	KG					

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
04.01	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。) (省略)		04.01	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。) (同左)	
0401.10			0401.10		
0401.20			0401.20		
0401.40	<u>- 脂肪分が全重量の6%を超えるものの</u> <u>- - 減菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの</u> <u>- - - その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</u> <u>- - - その他のもの</u> <u>- その他のもの</u> <u>- 脂肪分が全重量の10%を超えるもの</u> <u>- - 減菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの及 び脂肪分が全重量の13%以上のクリーム(減菌し、 冷凍し又は保存に適する処理をしたものを除く。)</u> <u>- - - 脂肪分が全重量の45%以下のもの</u> <u>- - - - その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</u> <u>- - - - その他のもの</u> <u>- - - その他のもの</u> <u>- - その他のもの</u> <u>- - - - その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</u> <u>- - - - その他のもの</u> <u>- - その他のもの</u> <u>- - - - その他のもの</u> <u>- - - その他のもの</u> <u>- - その他のもの</u>	<u>K G</u>	0401.30	<u>- 脂肪分が全重量の6%を超えるもの</u> <u>- - 減菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの及 び脂肪分が全重量の13%以上のクリーム(減菌し、 冷凍し又は保存に適する処理をしたものを除く。)</u> <u>- - - 脂肪分が全重量の45%以下のもの</u> <u>- - - - その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</u> <u>- - - - その他のもの</u> <u>- - - その他のもの</u> <u>- - その他のもの</u> <u>- - - - その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</u> <u>- - - - その他のもの</u> <u>- - その他のもの</u>	<u>K G</u>
110			111		
190			119		
200			121		
0401.50			129		
111			200		
119					
121					
129					
200					
04.07	殻付きの鳥卵(生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。) - ふ化用の受精卵		04.07	殻付きの鳥卵(生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。)	
			0407.00		

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0407.11	000	<u>- 鶏(ガルルス・ドメスティクス)のもの</u>	<u>KG</u>	<u>100</u>	<u>- ふ化用のもの</u>	<u>KG</u>	
0407.19	000	<u>- その他のもの</u>	<u>KG</u>	<u>210</u>	<u>- その他のもの</u>	<u>KG</u>	
		<u>- その他の卵(生鮮のものに限る。)</u>		<u>220</u>	<u>- 生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの</u>	<u>KG</u>	
0407.21	000	<u>- 鶏(ガルルス・ドメスティクス)のもの</u>	<u>KG</u>		<u>- その他のもの</u>	<u>KG</u>	
0407.29	000	<u>- その他のもの</u>	<u>KG</u>				
0407.90		<u>- その他のもの</u>	<u>KG</u>				
	100	<u>- 冷凍したもの</u>	<u>KG</u>				
	200	<u>- その他のもの</u>	<u>KG</u>				

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
06.03	切花及び花芽（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。） - 生鮮のもの			06.03	切花及び花芽（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。） - 生鮮のもの		
0603.11 ↓ 0603.14 <u>0603.15</u> 000 <u>0603.19</u> 000	(省略)  <u>- ゆり（リリウム属のもの）</u> <u>- その他のもの</u>		<u>K G</u>	0603.11 ↓ 0603.14 <u>0603.19</u> <u>010</u> <u>090</u>	(同左)  <u>- その他のもの</u> <u>- - ユリ属のもの</u> <u>- - - その他のもの</u>		<u>K G</u> <u>K G</u>
0603.90	(省略)			0603.90	(同左)		
06.04	植物の葉、枝その他の部分（花及び花芽のいずれも有しないものに限る。）、草、こけ及び地衣（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。） - 生鮮のもの - その他のもの		<u>K G</u> <u>K G</u>	06.04  0604.10 000 0604.91 000 0604.99 000	植物の葉、枝その他の部分（花及び花芽のいずれも有しないものに限る。）、草、こけ及び地衣（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。） - こけ及び地衣 - その他のもの - - 生鮮のもの - - その他のもの		<u>K G</u> <u>K G</u>

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
07.09	その他の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)			07.09	その他の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)		
0709.20	(省略)			0709.20	(同左)		
				0709.70			
0709.70				0709.90	- その他のもの		
	- その他のもの			010	- - スイートコーン		
0709.91	000 - アーティチョーク	K G			- - その他のもの		K G
0709.92	000 - オリーブ	K G			- - - かぼちゃ		K G
0709.93	000 - - かぼちや類(ククルビタ属のもの)	K G		091	- - - アーティチョーク		K G
0709.99	- - その他のもの			092	- - - その他のもの		K G
	100 - - - スイートコーン	K G		099			K G
	200 - - - その他のもの	K G					
07.13	乾燥した豆(さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。)			07.13	乾燥した豆(さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。)		
0713.10	(省略)			0713.10	(同左)		
0713.20	(省略)			0713.20	(同左)		
	- ささげ属又はいんげんまめ属の豆				- ささげ属又はいんげんまめ属の豆		
0713.31	(省略)			0713.31	(同左)		
				0713.33	(新規)		
0713.33							
0713.34	- - バンバラ豆(ヴィグナ・スブテルラネア又はヴォアンドゼイア・スブテルラネア)						
	- - - 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの		K G				
100	- - - その他のもの						

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0713.35	210	- - - - <u>播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</u>	<u>K G</u>	0713.39	(新規)		
		- - - - その他のもの					
	291	- - - - <u>共通の限度数量以内のもの</u>	<u>M T</u>				
	299	- - - - <u>その他のもの</u>	<u>M T</u>				
	100	- - <u>ささげ（ヴィグナ・ウンゲイクラタ）</u>					
		- - - <u>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの</u>	<u>K G</u>				
		- - - その他のもの					
	210	- - - - <u>播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</u>	<u>K G</u>				
		- - - - その他のもの					
	291	- - - - <u>共通の限度数量以内のもの</u>	<u>M T</u>				
	299	- - - - <u>その他のもの</u>	<u>M T</u>				
0713.39		(省略)		0713.39	(同左)		
0713.50				0713.50			
0713.60		- <u>き豆（カヤヌス・カヤン）</u>			(新規)		
	100	- - <u>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの</u>					
		- - その他のもの					
	210	- - - <u>播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</u>					
		- - - その他のもの					

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0713.90	<u>291</u> <u>299</u>	<u>- - - 共通の限度数量以内のもの</u> <u>- - - その他のもの</u>  (省略)	<u>MT</u> <u>MT</u>	0713.90	(同左)		
07.14		カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょ その他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有 する根及び塊茎(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾 燥したものに限るものとし、切つてあるかないか又はペ レット状にしてあるかないかを問わない。)並びにサゴ やしの韮		07.14	カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょ その他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有 する根及び塊茎(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾 燥したものに限るものとし、切つてあるかないか又はペ レット状にしてあるかないかを問わない。)並びにサゴ やしの韮		
0714.10		(省略)		0714.10	(同左)		
0714.20		(省略)		0714.20	(同左)		
<u>0714.30</u>	<u>100</u>	<u>- ヤム芋(ディオスコレア属のもの)</u> <u>- - 冷凍したもの</u>	<u>KG</u>		(新規)		
	<u>200</u>	<u>- - その他のもの</u>	<u>KG</u>				
<u>0714.40</u>	<u>100</u>	<u>- さといも(コロカシア属のもの)</u> <u>- - 冷凍したもの</u>	<u>KG</u>		(新規)		
	<u>200</u>	<u>- - その他のもの</u>	<u>KG</u>				
<u>0714.50</u>	<u>100</u>	<u>- アメリカさといも(クサントソマ属のもの)</u> <u>- - 冷凍したもの</u>	<u>KG</u>		(新規)		
	<u>200</u>	<u>- - その他のもの</u>	<u>KG</u>				
0714.90	- その他のもの			0714.90	- その他のもの <u>- - 冷凍したもの</u>		
	<u>100</u>	<u>- - 冷凍したもの</u>	<u>KG</u>	<u>110</u>	<u>- - - さといも</u>		
	<u>200</u>	<u>- - その他のもの</u>		<u>120</u>	<u>- - - その他のもの</u>		
	<u>200</u>	<u>- - その他のもの</u>	<u>KG</u>		<u>- - その他のもの</u>		<u>KG</u>

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧				
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
				210 290	- - - さといも(生鮮のものに限る。) - - - その他のもの		KG KG

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
08.01	ココヤシの実、ブラジルナット及びカシューナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。) - ココヤシの実 (省略) - - 内果皮付きのもの		KG	08.01	ココヤシの実、ブラジルナット及びカシューナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。) - ココヤシの実 (同左) (新規)		
0801.11				0801.11			
0801.12	000			0801.19			
0801.19				0801.32			
0801.32				0802	その他のナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。)		
08.02	その他のナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。)			0802.11			
0802.11				0802.32			
0802.32				0802.40	000	-くり(カスタネア属のもの)	KG
0802.41	000	- - 殻付きのもの	KG	0802.50	000	-ピスタチオナット	KG
0802.42	000	- - 殻を除いたもの	KG	0802.60	000	-マカダミアナット	KG
		-ピスタチオナット					
0802.51	000	- - 殻付きのもの	KG				
0802.52	000	- - 殻を除いたもの	KG				
		-マカダミアナット					
0802.61	000	- - 殻付きのもの	KG				
0802.62	000	- - 殻を除いたもの	KG				
0802.70	000	-コーラナット(コラ属のもの)	KG			(新規)	
0802.80	000	-びんろう子	KG			(新規)	
0802.90		-その他のもの		0802.90		-その他のもの	

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新		単位		旧		単位	
品名		統計番号	品名	統計番号	品名	統計番号	品名
統計番号	品名						
08.03	(削除)						
300	- - ペカン	K G	100	<u>- - びんろう子</u>		K G	
900	- - その他のもの	K G	300	- - ペカン		K G	
	<u>バナナ ( プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。 )</u>		900	- - その他のもの		K G	
0803.10	<u>- プランテイン</u>		08.03	<u>バナナ ( プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。 )</u>			
100	<u>- - 生鮮のもの</u>	K G	0803.00	<u>- 生鮮のもの</u>		K G	
200	<u>- - 乾燥したもの</u>	K G	100	<u>- 乾燥したもの</u>		K G	
0803.90	<u>- その他のもの</u>		200				
	<u>100</u>	K G					
	<u>200</u>	K G					
08.08	りんご、梨及びマルメロ (生鮮のものに限る。 )		08.08	りんご、 <u>なし</u> 及びマルメロ (生鮮のものに限る。 )			
0808.10	<u>000</u> - りんご	K G	0808.10	<u>000</u> - りんご		K G	
0808.30	<u>000</u> - 梨	K G	0808.20	<u>000</u> - なし及びマルメロ		K G	
0808.40	<u>000</u> - マルメロ	K G					
08.09	あんず、さくらんぼ、桃 (ネクタリンを含む。 )、プラム及びスロー (生鮮のものに限る。 )		08.09	あんず、さくらんぼ、桃 (ネクタリンを含む。 )、プラム及びスロー (生鮮のものに限る。 )			
0809.10	<u>000</u> - あんず	K G	0809.10	<u>000</u> - あんず		K G	
	<u>- さくらんぼ</u>		0809.20	<u>000</u> - さくらんぼ		K G	
0809.21	<u>000</u> - - サワーチェリー (ブルヌス・ケラスス)	K G					
0809.29	<u>000</u> - - その他のもの	K G					
0809.30	(省略)		0809.30	(同左)			
0809.40	(省略)		0809.40	(同左)			

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
08.10	その他の果実(生鮮のものに限る。)		08.10	その他の果実(生鮮のものに限る。)	
0810.10	(省略)		0810.10	(同左)	
0810.20	(省略)		0810.20	(同左)	
0810.30 000	<u>- ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー</u>	<u>KG</u>	0810.40 000	<u>- クランベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実</u>	<u>KG</u>
0810.40 000	<u>- クランベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実</u>	<u>KG</u>	0810.50	(同左)	
0810.50	(省略)		0810.60	(同左)	
0810.60	(省略)		0810.90	(新規)	
0810.70 000	<u>- 柿</u>	<u>KG</u>	210	<u>- その他のもの</u>	
0810.90	<u>- その他のもの</u>		210	<u>- - ランプータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし</u>	<u>KG</u>
210	<u>- - ランプータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし</u>	<u>KG</u>	291	<u>- - - ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー</u>	<u>KG</u>
290	<u>- - その他のもの</u>	<u>KG</u>	299	<u>- - - その他のもの</u>	<u>KG</u>
08.11	冷凍果実及び冷凍ナット(調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)		08.11	冷凍果実及び冷凍ナット(調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)	
0811.10	(省略)		0811.10	(同左)	
0811.20	(省略)		0811.20	(同左)	
0811.90	<u>- その他のもの</u>		0811.90	<u>- その他のもの</u>	
	<u>- - 砂糖を加えたもの</u>			<u>- - 砂糖を加えたもの</u>	
110	<u>- - - パイナップル</u>	<u>KG</u>	110	<u>- - - パイナップル</u>	<u>KG</u>
130	<u>- - - ベリー</u>	<u>KG</u>	120	<u>- - - パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリア</u>	

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
140	- - - サワーチェリー(ブルヌス・ケラスス)	KG		ン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、	
150	- - - 桃及び梨	KG		ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チエ	
	- - - その他のもの			リモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー	
120	- - - - パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリ アン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの 実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ 、チエリモア、サントル、シュガーアップル、 マンゴー、カスターアップル、パッショングル ーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ 及びレイシ	KG	130	、カスターアップル、パッショングルーツ、ラン ソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	KG
	- - - - その他のもの		140	- - - ベリー	KG
	- - その他のもの		150	- - - サワーチェリー	KG
190	- - - - その他のもの	KG	190	- - - 桃及びなし	KG
	- - その他のもの			- - - その他のもの	KG
210	- - - - パイナップル	KG	210	- - - パイナップル	KG
220	- - - - パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリア ン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、 ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チエ リモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー 、カスターアップル、パッショングルーツ、ラン ソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ - - - 桃、梨及びベリー	KG	220	- - - - パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリア ン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、 ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チエ リモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー 、カスターアップル、パッショングルーツ、ラン ソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ - - - 桃、なし及びベリー	KG
230	- - - - ベリー	KG	230	- - - - ベリー	KG
240	- - - - 桃及び梨	KG	240	- - - - 桃及びなし	KG
	- - - その他のもの			- - - その他のもの	
280	- - - - カムカム	KG	280	- - - - カムカム	KG
290	- - - - その他のもの	KG	290	- - - - その他のもの	KG
08.12	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット(例え	08.12		一時的な保存に適する処理をした果実及びナット(例え	

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0812.10	ば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。 ) (省略)			0812.10	ば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。 ) (同左)		
0812.90	- その他のもの - - バナナ - - オレンジ - - グレープフルーツ(ポメロを含む。) - - その他のもの - - - レモン及びライム(保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。) - - - くり(カスタネア属のもの) - - - その他のもの - - - - パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンピ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランプータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チエリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッショングルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	K G		0812.90	- その他のもの - - バナナ - - オレンジ - - グレープフルーツ(ポメロを含む。) - - その他のもの - - - レモン及びライム(保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。) - - - くり(カスタネア属のもの) - - - - パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンピ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランプータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チエリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッショングルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	K G	
100		100		100			
200		200		200			
300		300		300			
410		410		410			
430		420		420			
420		430		430			
440		440		440			
490		490		490			
08.13	乾燥果実(第08.01項から第08.06項までのものを除く。)及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの		08.13		乾燥果実(第08.01項から第08.06項までのものを除く。)及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの		

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
0813.10	(省略)			0813.10	(同左)		
0813.40				0813.40			
0813.50	- この類のナット又は乾燥果実を混合したもの - - ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の50%を超えるもの(くり(カスタニア属のもの)、くるみ、ピスタチオナット、コーラナット(コラ属のもの)、第0802.90号のナット又は第0813.10号から第0813.40号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。) - - その他のもの	K G K G	0813.50 010 090	- この類のナット又は乾燥果実を混合したもの - - ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の50%を超えるもの(くり、くるみ、ピスタチオナット、第0802.90号のナット(びんろう子を除く。)又は第0813.10号から第0813.40号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。) - - その他のもの		K G K G	
010							
090							

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
09.04		とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限る。）及びこしょう属のペッパー —ペッパー			09.04		とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限る。）及びこしょう属のペッパー —ペッパー		
0904.11		(省略)			0904.11		(同左)		
0904.12	100	—破碎し又は粉碎したもの			0904.12	100	—破碎し又は粉碎したもの		
	200	—小売用の容器入りにしたもの	KG			200	—小売用の容器入りにしたもの		KG
		—その他のもの	KG				—その他のもの		KG
		—とうがらし属又はピメンタ属の果実					—とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限る。）		
<u>0904.21</u>		—乾燥したもの（破碎及び粉碎のいずれもしないものに限る。）				100	—小売用の容器入りにしたもの		KG
	100	—小売用の容器入りにしたもの	KG				—その他のもの		KG
	200	—その他のもの	KG			210	—破碎及び粉碎のいずれもしないもの		KG
<u>0904.22</u>		—破碎し又は粉碎したもの				220	—破碎し又は粉碎したもの		KG
	100	—小売用の容器入りにしたもの	KG						
	200	—その他のもの	KG						
09.05		バニラ豆			09.05				
0905.10	000	—破碎及び粉碎のいずれもしないもの	KG	0905.00	000	バニラ豆			KG
0905.20	000	—破碎し又は粉碎したもの	KG						
09.07		丁子（果実、花及び花梗に限る。）			09.07				
0907.10		—破碎及び粉碎のいずれもしないもの			0907.00		丁子（果実、花及び花梗に限る。）		
	100	—小売用の容器入りにしたもの	KG			100	—小売用の容器入りにしたもの		KG
	200	—その他のもの	KG				—その他のもの		
		—破碎し又は粉碎したもの				210	—破碎及び粉碎のいずれもしないもの		KG
<u>0907.20</u>	100	—小売用の容器入りにしたもの	KG			220	—破碎し又は粉碎したもの		KG

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
09.08	200  肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類  —肉ずく	KG		09.08  0908.10	肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類  —肉ずく		
0908.11	100  —破碎及び粉碎のいずれもしてないもの  ——小売用の容器入りにしたもの	KG		100	——小売用の容器入りにしたもの	KG	
0908.12	200  ——その他のもの  ——破碎し又は粉碎したもの  100  ——小売用の容器入りにしたもの  200  ——その他のもの  —肉ずく花	KG		210  220	——破碎及び粉碎のいずれもしてないもの  ——破碎し又は粉碎したもの	KG	
0908.21	100  ——破碎及び粉碎のいずれもしてないもの  ——小売用の容器入りにしたもの	KG		0908.20  100	—肉ずく花  ——小売用の容器入りにしたもの	KG	
0908.22	200  ——その他のもの  ——破碎し又は粉碎したもの  100  ——小売用の容器入りにしたもの  200  ——その他のもの  —カルダモン類	KG		210  220	——破碎及び粉碎のいずれもしてないもの  ——破碎し又は粉碎したもの	KG	
0908.31	100  ——小売用の容器入りにしたもの	KG		0908.30  100	—カルダモン類  ——小売用の容器入りにしたもの	KG	
0908.32	200  ——その他のもの  ——破碎し又は粉碎したもの  100  ——小売用の容器入りにしたもの  200  ——その他のもの	KG		210  220	——破碎及び粉碎のいずれもしてないもの  ——破碎し又は粉碎したもの	KG	
09.09	アニス、大ういきよう、ういきよう、コリアンダー、ク			09.09	アニス、大ういきよう、ういきよう、コリアンダー、ク		

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	ミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー (削除)			0909.10	ミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー		
					—アニス又は大ういきようの種		
					—小売用の容器入りにしたもの		
					—その他のもの		
					—破碎及び粉碎のいずれもしてないもの		
					—破碎し又は粉碎したもの		
				0909.20	—コリアンダーの種		
					—小売用の容器入りにしたもの		
					—その他のもの		
					—破碎及び粉碎のいずれもしてないもの		
					—破碎し又は粉碎したもの		
0909.21	—コリアンダーの種						
	—破碎及び粉碎のいずれもしてないもの						
	—小売用の容器入りにしたもの	KG					
	—その他のもの	KG					
0909.22	—破碎し又は粉碎したもの						
	—小売用の容器入りにしたもの	KG					
	—その他のもの	KG					
	—クミンの種			0909.30	—クミンの種		
	—破碎及び粉碎のいずれもしてないもの				—小売用の容器入りにしたもの		
	—小売用の容器入りにしたもの	KG			—その他のもの		
	—その他のもの	KG			—破碎及び粉碎のいずれもしてないもの		
0909.31	—破碎し又は粉碎したもの				—破碎し又は粉碎したもの		
	—小売用の容器入りにしたもの	KG					
	—その他のもの	KG					
0909.32	—クミンの種						
	—破碎及び粉碎のいずれもしてないもの						
	—小売用の容器入りにしたもの	KG					
	—その他のもの	KG					
	—破碎し又は粉碎したもの						
	—小売用の容器入りにしたもの	KG					
	—その他のもの	KG					
	—アニス、大ういきよう、カラウエイ又はういきようの種及びジュニパーベリー			0909.40	—カラウエイの種		
	—破碎及び粉碎のいずれもしてないもの				—小売用の容器入りにしたもの		
	—小売用の容器入りにしたもの	KG			—その他のもの		
	—その他のもの	KG			—破碎及び粉碎のいずれもしてないもの		
0909.61	—破碎し又は粉碎したもの				—破碎し又は粉碎したもの		
	—小売用の容器入りにしたもの	KG					
	—その他のもの	KG					
0909.62	—破碎し又は粉碎したもの			0909.50	—ういきようの種及びジュニパーベリー		
	—破碎及び粉碎のいずれもしてないもの						

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
09.10	100 <u>---小売用の容器入りにしたもの</u> 200 <u>---その他のもの</u>  しようが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、 カレーその他の香辛料 <u>一しようが</u>	<u>KG</u>	<u>KG</u>	09.10 0910.10	100 <u>---小売用の容器入りにしたもの</u> 210 <u>---その他のもの</u> 220 <u>---破碎及び粉碎のいずれもしないもの</u> <u>---破碎し又は粉碎したもの</u>  しようが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、 カレーその他の香辛料 <u>一しようが</u>	<u>KG</u>	<u>KG</u>
0910.11	100 <u>---破碎及び粉碎のいずれもしないもの</u> 100 <u>---塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的 的な保存に適する処理をしたもの</u> <u>---その他のもの</u> 210 <u>----小売用の容器入りにしたもの</u> <u>----その他のもの</u> 291 <u>----生鮮のもの</u> 299 <u>----その他のもの</u> <u>---破碎し又は粉碎したもの</u> 100 <u>---塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時 的な保存に適する処理をしたもの</u> <u>---その他のもの</u> 210 <u>----小売用の容器入りにしたもの</u> <u>----その他のもの</u> 231 <u>----生鮮のもの</u> 239 <u>----その他のもの</u>	<u>KG</u>	<u>KG</u>	100 0910.10	<u>---塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的 な保存に適する処理をしたもの</u> <u>---その他のもの</u> <u>---小売用の容器入りにしたもの</u> <u>---その他のもの</u> <u>----生鮮のもの</u> <u>----その他のもの</u>	<u>KG</u>	<u>KG</u>
0910.12	100 <u>---塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時 的な保存に適する処理をしたもの</u> <u>---その他のもの</u> 210 <u>----小売用の容器入りにしたもの</u> <u>----その他のもの</u> 291 <u>----生鮮のもの</u> 299 <u>----その他のもの</u>	<u>KG</u>	<u>KG</u>	0910.20	(同 左)		
0910.20	(省 略)			0910.30	(同 左)		
0910.30	(省 略)						

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
0910.91	—その他の香辛料			0910.91	—その他の香辛料		
	---この類の注1 (b) の混合物				---この類の注1 (b) の混合物		
	---カレー	KG			---小売用の容器入りにしたもの		KG
	---その他のもの				---その他のもの		KG
	210	KG			—その他のもの		
	290	KG			---カレー		KG
	—その他のもの				---その他のもの		
	---小売用の容器入りにしたもの				---小売用の容器入りにしたもの		
	911	KG			---月けい樹の葉及びタイム		KG
	919	KG			---その他のもの		KG
0910.99	---その他のもの				---月けい樹の葉及びタイム		KG
	---小売用の容器入りにしたもの				---その他のもの		KG
	---月けい樹の葉及びタイム				911		KG
	991	KG			919		KG
	---破碎及び粉碎のいずれもしないもの				---月けい樹の葉及びタイム		KG
	992	KG			---その他のもの		KG
	---破碎し又は粉碎したもの				---破碎及び粉碎のいずれもしないもの		KG
	993	KG			992		KG
	---その他のもの				---破碎し又は粉碎したもの		KG
	994	KG			993		KG
	---破碎及び粉碎のいずれもしないもの				---その他のもの		KG
	---破碎し又は粉碎したもの				994		KG

# 輸入統計品目表改正

平成 23 年財務省告示第 323 号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
10.01	小麦及びメスリン - デュラム小麦 - - 播種用のもの - - - 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 律第 42 条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政 府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入され るもの並びに同法第 45 条第 1 項第 3 号に規定す る政令で定める麦等のうち政令で定めるところに より農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの - - - その他のもの - - その他のもの - - - 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 律第 42 条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政 府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入され るもの並びに同法第 45 条第 1 項第 3 号に規定す る政令で定める麦等のうち政令で定めるところに より農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの - - - その他のもの - その他のもの - - 播種用のもの - - - 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 律第 42 条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政 府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入され		10.01 1001.10 010 MT MT MT MT 1001.90	小麦及びメスリン - デュラム小麦 - - 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 第 42 条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の 規定による連名による申込みに応じて行う政府の買 入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並 びに同法第 45 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定め る麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大 臣の証明を受けて輸入されるもの - - その他のもの - その他のもの - - 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 第 42 条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の 規定による連名による申込みに応じて行う政府の買 入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並 びに同法第 45 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定め	
1001.11	010		010		MT MT
1001.19	090		090		MT
1001.91	090		1001.90	- その他のもの - - 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 第 42 条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の 規定による連名による申込みに応じて行う政府の買 入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並 びに同法第 45 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定め	

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新		旧				
統計番号	品名	単位				
			統計番号		品名	単位
1001.99	<u>るもの並びに同法第 45 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</u>				<u>る麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</u>	
	011 <u>- - - メスリン</u>	MT	011		<u>- - - メスリン</u>	MT
	019 <u>- - - その他のもの</u>	MT	016		<u>- - - その他のもの</u>	MT
	<u>- - - その他のもの</u>		019		<u>- - - 飼料用のもの</u>	MT
	091 <u>- - - メスリン</u>	MT			<u>- - - その他のもの</u>	
	099 <u>- - - その他のもの</u>	MT	092		<u>- - - メスリン</u>	MT
	<u>- - その他のもの</u>		093		<u>- - - その他のもの</u>	MT
	<u>- - - 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第 42 条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第 45 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</u>		099		<u>- - - 飼料用のもの</u>	MT
	011 <u>- - - メスリン</u>	MT			<u>- - - その他のもの</u>	
	<u>- - - その他のもの</u>					
	016 <u>- - - 飼料用のもの</u>	MT				
	019 <u>- - - その他のもの</u>	MT				
	<u>- - - その他のもの</u>					
	091 <u>- - - メスリン</u>	MT				
	<u>- - - その他のもの</u>					
	096 <u>- - - 飼料用のもの</u>	MT				
	<u>- - - その他のもの</u>	MT				

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
10.02	ライ麦		10.02	ライ麦	
1002.10	<p>は - 播種用のもの</p> <p>010 - 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理 により専ら播種用に適するようにしたもの)</p> <p>020 - その他のもの</p> <p>1002.90 - その他のもの</p> <p>010 - 飼料用のもの</p> <p>090 - その他のもの</p>	MT	1002.00	<p>は - 播種用のもの</p> <p>010 - 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理 により専ら播種用に適するようにしたもの)</p> <p>021 - その他のもの</p> <p>029 - 飼料用のもの</p> <p>- その他のもの</p>	MT
10.03	大麦及び裸麦		10.03	大麦及び裸麦	
1003.10	<p>は - 播種用のもの</p> <p>010 - 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>090 - その他のもの</p> <p>- その他のもの</p> <p>- 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	MT	1003.00	<p>は - 播種用のもの</p> <p>011 - 飼料用のもの</p> <p>019 - その他のもの</p> <p>- その他のもの</p> <p>091 - 飼料用のもの</p> <p>099 - その他のもの</p>	MT
1003.90					

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
	<u>大臣の証明を受けて輸入されるもの</u>				
	011 <u>- - - 飼料用のもの</u>	MT			
	019 <u>- - - その他のもの</u>	MT			
	<u>- - その他のもの</u>				
	091 <u>- - - 飼料用のもの</u>	MT			
	099 <u>- - - その他のもの</u>	MT			
10.04	<u>オート</u>		10.04	<u>オート</u>	
1004.10	<u>- 播種用のもの</u>		1004.00	<u>- 播種用のもの</u>	
	010 <u>- - 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理</u>		010	<u>- - 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理</u>	
	<u>により専ら播種用に適するようにしたもの</u>	MT		<u>により専ら播種用に適するようにしたもの</u>	MT
	090 <u>- - その他のもの</u>	MT	090	<u>- - その他のもの</u>	MT
1004.90	000 <u>- その他のもの</u>	MT			
10.07	<u>グレーンソルガム</u>		10.07	<u>グレーンソルガム</u>	
1007.10	<u>- 播種用のもの</u>		1007.00	<u>- 播種用のもの</u>	
	010 <u>- - 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理</u>		010	<u>- - 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理</u>	
	<u>により専ら播種用に適するようにしたもの</u>	MT		<u>により専ら播種用に適するようにしたもの</u>	MT
	020 <u>- - その他のもの</u>	MT		<u>- - その他のもの</u>	
1007.90	<u>- その他のもの</u>		091	<u>- - 飼料用のもの(税関の監督の下で飼料の原料として</u>	
	010 <u>- - 飼料用のもの(税関の監督の下で飼料の原料として</u>			<u>使用するものに限る。)</u>	MT
	<u>使用するものに限る。)</u>	MT	099	<u>- - その他のもの</u>	MT
	090 <u>- その他のもの</u>	MT			
10.08	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物		10.08	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物	
1008.10	(省略)		1008.10	(同左)	

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
1008.21 000	- ミレット - - 播種用のもの - - その他のもの	MT		1008.20 000	- ミレット		MT
1008.29 000		MT					
1008.30	(省略)			1008.30	(同左)		
1008.40 100	- フォニオ(ディギタリア属のもの) - - 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理 )により専ら播種用に適するようにしたもの - - その他のもの	MT			(新規)		
1008.40 200	- - その他のもの	MT					
1008.50 100	- キヌア(ケノボディウム・クイノア) - - 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理 )により専ら播種用に適するようにしたもの	MT			(新規)		
1008.50 200	- - その他のもの	MT					
1008.60 100	- ライ小麦 - - 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理 )により専ら播種用に適するようにしたもの - - その他のもの	MT			(新規)		
1008.60 210	- - - 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法 律第42条の規定により輸入するもの、同法第43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政 府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入され るもの並びに同法第45条第1項第3号に規定す る政令で定める麦等のうち政令で定めるところに より農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの - - - その他のもの	MT					
1008.90 290	- その他の穀物	MT		1008.90 010	- その他の穀物 - - 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理		MT
1008.90 010	- - 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理	MT					

## 輸入統計品目表改正

平成 23 年財務省告示第 323 号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
090	)により専ら播種用に適するようにしたもの - - その他のもの	MT		021	)により専ら播種用に適するようにしたもの - - その他のもの - - - ライ小麦 - - - - 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第 42 条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第 45 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの - - - - その他のもの - - - その他のもの	MT	MT

## 輸入統計品目表改正

平成 23 年財務省告示第 323 号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
11.02	穀粉(小麦粉及びメスリン粉を除く。) (削除) (省略)		11.02 1102.10 1102.20 1102.90	穀粉(小麦粉及びメスリン粉を除く。) -ライ麦粉 (同左) -その他のもの - - 大麦粉及び裸麦粉	MT
1102.20					
1102.90	- その他のもの - - 大麦粉及び裸麦粉				
110	- - - 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第 42 条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第 45 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	MT	110	- - - 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第 42 条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第 45 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	MT
190	- - - その他のもの - - ライ小麦粉	MT	190	- - - その他のもの - - ライ小麦粉	MT
210	- - - 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第 42 条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第 45 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		210	- - - 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第 42 条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第 45 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	MT
290	- - - その他のもの - - 米粉	MT	290	- - - その他のもの - - 米粉	MT
310	- - - 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第 30 条の規定により輸入するもの、同法第 31 条の規定による連名による申込みに応じて行う政	MT	310	- - - 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第 30 条の規定により輸入するもの、同法第 31 条の規定による連名による申込みに応じて行う政	MT

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧				
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
	府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの - - - その他のもの <u>- - その他のもの</u> <u>- - - ライ麦粉</u> <u>- - - その他のもの</u>	MT		390 900	府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの - - - その他のもの <u>- - その他のもの</u>	MT	MT
390							
410							
490							

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
12.01	大豆(割つてあるかないかを問わない。)			12.01	大豆(割つてあるかないかを問わない。)		
1201.10	一播種用のもの			1201.00	一黄白色系のもの		
	一一黄白色系のもの	MT			010	一黄白色系のもの	MT
	一一その他のもの	MT			090	一その他のもの	MT
1201.90	一その他のもの						
	010	一一黄白色系のもの	MT				
	090	一一その他のもの	MT				
12.02	落花生(煎つてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。)			12.02	落花生(いってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。)		
1202.30	一播種用のもの			1202.10	一殻付きのもの		
	一一関税割当制度による数量(以下この項において「共通の限度数量」という。)以内のもの				010	一一採油用のもの(税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。)	MT
	011	一一殻付きのもの	MT		091	一一その他のもの	
	019	一一殻を除いたもの(割つてあるかないかを問わない。)	MT		091	一一関税割当制度による数量(以下この項において「共通の限度数量」という。)以内のもの	MT
	一一その他のもの				099	一一その他のもの	MT
	091	一一殻付きのもの	MT	1202.20	一一殻を除いたもの(割つてあるかないかを問わない。)		
	099	一一殻を除いたもの(割つてあるかないかを問わない。)	MT		010	一一採油用のもの(税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。)	MT
	一一その他のもの				091	一一その他のもの	
1202.41	一一殻付きのもの				099	一一共通の限度数量以内のもの	
	010	一一採油用のもの(税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。)	MT		099	一一その他のもの	MT
	一一その他のもの						

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

		新				旧		単位			
統計番号		品名		単位		統計番号		品名		単位	
				I	II					I	II
1202.42	091	-----共通の限度数量以内のもの		MT							
	099	-----その他のもの		MT							
		---殻を除いたもの (割つてあるかないかを問わない。)									
		)									
	010	---採油用のもの (税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。)		MT							
		---その他のもの									
	091	-----共通の限度数量以内のもの		MT							
	099	-----その他のもの		MT							
12.07		その他の採油用の種及び果実 (割つてあるかないかを問わない。)			12.07			その他の採油用の種及び果実 (割つてあるかないかを問わない。)			
1207.10	000	---油やしの実及びパーム核		MT					(新規)		
		---綿実			1207.20	000		---綿実			
1207.21	000	--- <sup>は</sup> 播種用のもの		MT							
1207.29	000	---その他のもの		MT							
1207.30	000	---ひまの種		MT					(新規)		
1207.40		(省略)			1207.40				(同左)		
1207.50		(省略)			1207.50				(同左)		
1207.60	000	---サフラワー (カルタムス・ティンクトリウス) の種		MT					(新規)		
1207.70	000	---メロンの種		MT					(新規)		
		---その他のもの						---その他のもの			
1207.91		(省略)			1207.91				(同左)		
1207.99		---その他のもの			1207.99			---その他のもの			
	010	---大麻の種		MT		010		---大麻の種			
		(削除)				020		---油やしの実及びパーム核			

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新		単位		統計番号		旧		単位	
品名		I	II	品名		I	II		
統計番号									
12.12	090	(削除) （削除） ——その他のもの  海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根で煎つてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。） —海草その他の藻類 —食用に適するもの ——長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、1枚の面積が430平方センチメートル以下のもの ——あまのり属のもの及びこれを交えたもの（この号の100に掲げるものを除く。） ——その他のもの 310 ———ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス） ———わかめ（ウンダリア・ピンナティフィダ） 321 ———乾燥したもの ———その他のもの 322 ———常温保存のもの 329 ———その他のもの	MT		030 040 090  12.12  1212.20	090  海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。） —海草その他の藻類 —食用のもの（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限る。） ——長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、1枚の面積が430平方センチメートル以下のもの ——あまのり属のもの及びこれを交えたもの（110に掲げるものを除く。） ——その他のもの ———ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス） ———わかめ（ウンダリア・ピンナティフィダ） ———乾燥したもの ———その他のもの ———常温保存のもの ———その他のもの	MT MT MT		
1212.21	100			TH	KG	110  120  131  133  135  136			TH KG

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
1212.29	390	-----その他のもの		KG	139	-----その他のもの	
		---その他のもの				---その他のもの	
		---ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの				---ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの	
	110	-----ふのり属のもの		KG	211	-----ふのり属のもの	
	190	-----その他のもの		KG	219	-----その他のもの	
		---その他のもの				---その他のもの	
		-----てんぐさその他の寒天製造用の海草				-----てんぐさその他の寒天製造用の海草	
	211	-----てんぐさ科のもの		KG	221	-----てんぐさ科のもの	
	219	-----その他のもの		KG	222	-----その他のもの	
	290	-----その他のもの		KG	229	-----その他のもの	
1212.91		-----その他のもの				-----その他のもの	
		(省 略)			1212.91	(同 左)	
	000	---ローカストビーン (キャロブ)		KG		(新 規)	
	000	---さとうきび		KG		(新 規)	
	000	---チコリーの根		KG		(新 規)	
		---その他のもの			1212.99	---その他のもの	
		---こんにゃく芋 (アモルフォファルス) (切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかなかないかを問わない。)				---こんにゃく芋 (アモルフォファルス) (切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかなかないかを問わない。)	
	110	-----関税割当制度による数量以内のもの		KG	110	-----関税割当制度による数量以内のもの	
	190	-----その他のもの		KG	190	-----その他のもの	
		(削 除)			200	---チコリーの根	
1212.99		(削 除)				---ローカストビーン (種を含む。) 及びさとうきび	
		(削 除)			310	---ローカストビーン (種を含む。)	
		(削 除)			320	---さとうきび	

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
	910	----その他もの -----あんず、桃（ネクタリンを含む。）又はプラム の核及び仁 990		KG KG		910 990	----その他もの -----あんず、桃（ネクタリンを含む。）又はプラム の核及び仁 -----その他のもの		KG KG

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
15.01	豚脂(ラードを含む。)及び家きん脂(第02.09項又は第15.03項のものを除く。)			15.01	豚脂(ラードを含む。)及び家きん脂(第02.09項又は第15.03項のものを除く。)		
1501.10	- ラード			1501.00	- 豚脂		
100	- - 酸価が1.3を超えるもの	KG		110	- - 酸価が1.3を超えるもの	KG	
200	- - その他のもの	KG		120	- - その他のもの	KG	
1501.20	- その他の豚脂			200	- その他のもの	KG	
100	- - 酸価が1.3を超えるもの	KG					
200	- - その他のもの	KG					
1501.90	- その他のもの	KG					
15.02	牛、羊又はやぎの脂肪(第15.03項のものを除く。)			15.02	牛、羊又はやぎの脂肪(第15.03項のものを除く。)		
1502.10	- タロー			1502.00	- 牛脂		
	- - 牛脂			011	- - 飼料用のもの	KG	
011	- - - 飼料用のもの	KG		019	- - その他のもの	KG	
019	- - - その他のもの	KG		090	- その他のもの	KG	
090	- - その他のもの	KG					
1502.90	- その他のもの						
	- - 牛脂						
011	- - - 飼料用のもの	KG					
019	- - - その他のもの	KG					
090	- - その他のもの	KG					

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
	第16類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品				第16類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品		
注	(省略)			注	(省略)		
号注				号注			
1 (省略)				1 (省略)			
2 第16.04項又は第16.05項の号において、慣用名のみで定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物は、第3類において同一の慣用名で定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物と同一の種に属する。				2 第16.04項又は第16.05項の号において、慣用名のみで定める魚及び甲殻類は、第3類において同一の慣用名で定める魚及び甲殻類と同一の種に属する。			
備考							
1 第1605.59号又は第1605.69号の細分において「いか」、「うに」又は「くらげ」とは、それぞれ、号注2の規定により第1605.54号に属するいか以外のもの、第1605.62号に属するうに以外のもの又は第1605.63号に属するくらげ以外のものをいう。							
16.04	魚(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。) 、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 - 魚(全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。)			16.04	魚(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。) 、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 - 魚(全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。)		
1604.11	(省略)			1604.11	(同左)		
1604.16				1604.16	(新規)		
1604.17	000 - - うなぎ			1604.19	- - その他のもの		
1604.19	- - その他のもの			010 - - - うなぎ			
	(削除)			020 - - - 節類			
020	- - - 節類	K G		090 - - - その他のもの			K G
090	- - - その他のもの	K G					K G

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
1604.20	(省略)			1604.20	(同左)		
	<u>- キャビア及びその代用物</u>			1604.30	<u>- キャビア及びその代用物</u>		
<u>1604.31</u>	<u>000</u>	<u>- キャビア</u>	<u>KG</u>	<u>010</u>	<u>- - イクラ</u>		<u>KG</u>
<u>1604.32</u>	<u>010</u>	<u>- - キャビア代用物</u>	<u>KG</u>	<u>090</u>	<u>- - その他のもの</u>		<u>KG</u>
	<u>- - - イクラ</u>	<u>KG</u>					
	<u>- - - その他のもの</u>	<u>KG</u>					
16.05	甲殻類、軟体動物及び他の水棲無脊椎動物(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)			16.05	甲殻類、軟体動物及び他の水棲無脊椎動物(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)		
	<u>- かに</u>				<u>- かに</u>		
1605.10	010	<u>- - 気密容器入りのもの</u>	<u>KG</u>	1605.10	<u>- - 気密容器入りのもの(くん製したものを除く。)</u>		<u>KG</u>
	<u>- - その他のもの</u>				<u>- - その他のもの</u>		
	021	<u>- - - 米を含むもの</u>	<u>KG</u>	021	<u>- - - 米を含むもの</u>		<u>KG</u>
	029	<u>- - - その他のもの</u>	<u>KG</u>	029	<u>- - - その他のもの</u>		<u>KG</u>
	<u>- シュリンプ及びプローン</u>			1605.20	<u>- シュリンプ及びプローン</u>		
<u>1605.21</u>	<u>- - 気密容器入りでないもの</u>				<u>- -くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの</u>		
	<u>- - - 単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの</u>				<u>の後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの</u>		
	<u>011</u>	<u>- - - - 単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し又は冷凍したもの</u>	<u>KG</u>	011	<u>- - - 単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し又は冷凍したもの</u>		<u>KG</u>
	<u>019</u>	<u>- - - - その他のもの</u>	<u>KG</u>	019	<u>- - - その他のもの</u>		<u>KG</u>
		<u>- - - その他のもの</u>			<u>- - その他のもの</u>		
	021	<u>- - - - 米を含むもの</u>	<u>KG</u>	021	<u>- - - 米を含むもの</u>		<u>KG</u>
	029	<u>- - - - その他のもの</u>	<u>KG</u>	029	<u>- - - その他のもの</u>		<u>KG</u>
<u>1605.29</u>	<u>- - その他のもの</u>						
	<u>- - - 単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷</u>						

## 輸入統計品目表改正

平成 23 年財務省告示第 323 号

新		単位		旧		単位	
統計番号	品名	統計番号	品名				
1605.30	<u>凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの</u>						
	<u>- - - 単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し又は冷凍したもの</u>	<u>K G</u>					
	<u>011</u>						
	<u>- - - その他のもの</u>	<u>K G</u>					
	<u>019</u>						
	<u>- - - その他のもの</u>	<u>K G</u>					
	<u>021</u>						
	<u>- - - 米を含むもの</u>	<u>K G</u>					
	<u>029</u>						
	<u>- - - その他のもの</u>	<u>K G</u>					
1605.40	- 口ブスター						
	<u>010</u>						
	<u>- - 単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの</u>	<u>K G</u>	1605.30	010	<u>- 口ブスター</u>		
	<u>020</u>						
	<u>- - その他のもの</u>	<u>K G</u>					
1605.51	<u>- その他の甲殻類</u>						
	<u>011</u>						
	<u>- - えび</u>						
	<u>012</u>						
	<u>- - その他のもの</u>	<u>K G</u>					
1605.52	<u>200</u>						
	<u>- その他のもの</u>	<u>K G</u>					
	<u>010</u>						
	<u>- 軟体動物</u>						
	<u>- - カキ</u>						
1605.53	<u>090</u>						
	<u>- - - 気密容器入りのもの</u>	<u>K G</u>	1605.90	110	<u>- - - いか、帆立貝及び貝柱のもの</u>		
	<u>010</u>						
1605.53	<u>- - その他のもの</u>	<u>K G</u>					
	<u>000</u>						
1605.53	<u>- - スキャロップ (いたや貝を含む。)</u>	<u>K G</u>					
	<u>010</u>						
1605.53	<u>- - い貝</u>	<u>K G</u>					
	<u>010</u>						
1605.53	<u>- - - 気密容器入りのもの</u>	<u>K G</u>					
	<u>010</u>						

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
1605.54	090	- - - その他のもの		KG	- - - - 気密容器入りのもの		
		- - いか			- - - - 米を含むもの		KG
		- - - 気密容器入りのもの			- - - - その他のもの		KG
	011	- - - - 米を含むもの	KG		- - - - その他のもの		
	019	- - - - その他のもの	KG		- - - - 米を含むもの		KG
		- - - その他のもの			- - - - その他のもの		
1605.55	091	- - - - 米を含むもの	KG	KG	211	- - - - くらげ	
	099	- - - - その他のもの	KG		212	- - - - なまこ及びうに	
		- - たこ			213	- - - - その他のもの	
	010	- - - 気密容器入りのもの	KG		214	- - - - あわび	
1605.56	090	- - - その他のもの	KG	KG	219	- - - - 帆立貝	
		- - クラム、コックル及びアーチシェル			211	- - - - その他の軟体動物のもの	
	010	- - - 気密容器入りのもの	KG		290	- - - - 気密容器入りのもの	
1605.57	090	- - - その他のもの	KG	KG	295	- - - - その他のもの	
	000	- - あわび	KG		299	- - - - その他のもの	
1605.58		- - かたつむりその他の巻貝(海棲のものを除く。)					
	010	- - - 気密容器入りのもの	KG				
	090	- - - その他のもの	KG				
1605.59		- - その他のもの					
		- - いか					
		- - - 気密容器入りのもの					
	111	- - - - 米を含むもの	KG				
	119	- - - - その他のもの	KG				
		- - - - その他のもの					
	191	- - - - 米を含むもの	KG				
	199	- - - - その他のもの	KG				

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

		新		旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
	<u>210</u>	<u>- - - その他のもの</u> <u>- - - - スキヤロップ(いたやがれ科のもの。ペクテン属、クラミス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。)</u> <u>- - - - その他のもの</u>	<u>KG</u>				
	<u>291</u>	<u>- - - - 気密容器入りのもの</u>	<u>KG</u>				
	<u>299</u>	<u>- - - - その他のもの</u> <u>- その他の水棲無脊椎動物</u> <u>せい</u>	<u>KG</u>				
	<u>1605.61</u>	<u>000</u> <u>- - なまこ</u>	<u>KG</u>				
	<u>1605.62</u>	<u>000</u> <u>- - うに</u>	<u>KG</u>				
	<u>1605.63</u>	<u>000</u> <u>- - くらげ</u>	<u>KG</u>				
	<u>1605.69</u>	<u>100</u> <u>- - その他のもの</u> <u>200</u> <u>- - - うに</u> <u>- - - くらげ</u> <u>300</u> <u>- - - その他のもの</u>	<u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u>				

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧				
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位		
第17類 糖類及び砂糖菓子			第17類 糖類及び砂糖菓子				
注 (省略) 号注 1 第1701.12号、第1701.13号及び第1701.14号において「粗糖」とは、乾燥状態において、全重量に対するしょ糖の含有量が、検糖計(旋光度を測定するものに限る。)の読みで99.5度未満に相当する砂糖をいう。 2 第1701.13号の物品には、分蜜をすることなく得た甘しや糖で、乾燥状態において、全重量に対するしょ糖の含有量が、検糖計の読みで69度以上93度未満に相当するもののみを含む。この物品は、糖蜜その他のさとうきびの組成成分から成る残留物に取り囲まれたもので、肉眼により判別できない天然の他形の微結晶(不規則な形のものに限る。)のみを有するものである。			注 (同左) 号注 1 第1701.11号及び第1701.12号において「粗糖」とは、乾燥状態において、全重量に対するしょ糖の含有量が、検糖計(旋光度を測定するものに限る。)の読みで99.5度未満に相当する砂糖をいう。 (新規)				
17.01	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしょ糖(固体のものに限る。) - 粗糖(香味料又は着色料を加えてないものに限る。) (削除)		17.01	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしょ糖(固体のものに限る。) - 粗糖(香味料又は着色料を加えてないものに限る。) - - 甘しや糖 - - - 乾燥状態において、全重量に対するしょ糖の含有量が、検糖計の読みで98.5度未満に相当するもの 110 - - - - 含みつ糖 190 - - - - 分みつ糖 200 - - - - その他のもの			
1701.12	(省略) - - この類の号注2の甘しや糖 - - その他の甘しや糖 - - - 乾燥状態において、全重量に対するしょ糖の含有	MT	1701.11				
1701.13			110		MT		
000			190		MT		
1701.14			200		MT		
			1701.12	(同左) (新規) (新規)			

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
	<u>量が、検糖計の読みで98.5度未満に相当するもの</u>				
110	- - - 分蜜糖	MT			
190	- - - その他のもの	MT			
200	- - - その他のもの	MT			
1701.91	- その他のもの (省略)		1701.91	- その他のもの (同左)	
1701.99	(省略)		1701.99	(同左)	
17.02	その他の糖類(化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。)、糖水(香味料又は着色料を加えてないものに限る。)、人造はちみつ(天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。)及びカラメル		17.02	その他の糖類(化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。)、糖水(香味料又は着色料を加えてないものに限る。)、人造はちみつ(天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。)及びカラメル	
1702.11	(省略)		1702.11	(同左)	
1702.60			1702.60		
1702.90	- その他のもの(転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の50%含有するものを含む。) - 砂糖		1702.90	- その他のもの(転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の50%含有するものを含む。) - 砂糖	
110	- - - 分蜜糖	KG	110	- - - 分みつ糖	KG
190	- - - その他のもの	KG	190	- - - その他のもの	KG
	- - 砂糖水			- - 砂糖水	
211	- - - 分蜜糖のもの	KG	211	- - - 分みつ糖のもの	KG
219	- - - その他のもの	KG	219	- - - その他のもの	KG
	- - 人造はちみつ及びカラメル			- - 人造はちみつ及びカラメル	

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
	290 - - - 人造はちみつ	K G		290 - - - 人造はちみつ		K G	
	300 - - - カラメル	K G		300 - - - カラメル		K G	
	- - ハイ・テスト・モラセス			- - ハイ・テスト・モラセス			
	410 - - - グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、5 - - リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	K G		410 - - - グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、5 - - リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの		K G	
	420 - - - その他のもの	K G		420 - - - その他のもの		K G	
	- - その他のもの			- - その他のもの			
	510 - - - 香味料又は着色料を加えたもの	K G		510 - - - 香味料又は着色料を加えたもの		K G	
	- - - その他のもの			- - - その他のもの			
	521 - - - - 砂糖を加えたもの	K G		521 - - - - 砂糖を加えたもの		K G	
	- - - - その他のもの			- - - - その他のもの			
	522 - - - - - ソルボース	K G		522 - - - - - ソルボース		K G	
	523 - - - - - 麦芽糖	K G		523 - - - - - 麦芽糖		K G	
	529 - - - - - その他のもの	K G		529 - - - - - その他のもの		K G	

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新		単位		統計番号		旧		単位		
統計番号	品名	単位		統計番号		品名		I	II	
		I	II							
20.03	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）  (省 略)  (削 除)			20.03		調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）  (同 左)  <u>トリフ</u>  <u>—気密容器入りのもの（容器とともに1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）</u>  <u>—その他のもの</u>  <u>—他のもの</u>  <u>—砂糖を加えたもの</u>  <u>—その他のもの</u>  <u>—砂糖を加えたもの</u>  <u>—その他のもの</u>  <u>—10キログラム以下のものに限る。）</u>  <u>—その他のもの</u>				
2003.10				2003.10						
				<u>2003.20</u>						
					010	<u>—気密容器入りのもの（容器とともに1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）</u>			KG	
					020	<u>—その他のもの</u>			KG	
2003.90	<u>—他のもの</u>  <u>—トリフ</u>  <u>——気密容器入りのもの（容器とともに1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）</u>  <u>——その他のもの</u>  <u>——他のもの</u>  <u>——砂糖を加えたもの</u>  <u>——その他のもの</u>  <u>——砂糖を加えたもの</u>  <u>——その他のもの</u>  <u>——10キログラム以下のものに限る。）</u>  <u>——その他のもの</u>			<u>2003.90</u>		<u>—他のもの</u>  <u>—その他のもの</u>  <u>——他のもの</u>  <u>——砂糖を加えたもの</u>  <u>——その他のもの</u>  <u>——砂糖を加えたもの</u>  <u>——その他のもの</u>			KG	
					100				KG	
010					KG					
020					KG					
100					KG					
210					KG					
220					KG					
20.08	果実、ナットその他植物の食用の部分（他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）  —ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）			20.08		果実、ナットその他植物の食用の部分（他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）  —ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）				

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
2008.11	--落花生			2008.11	--落花生		
	----砂糖を加えたもの			110	----砂糖を加えたもの		
	----ピーナツバター	KG		120	----ピーナツバター		
	----その他もの	KG		210	----その他もの		
	----その他のもの			291	----その他もの		
	----ピーナツバター	KG		292	----ピーナツバター		
	----その他もの			299	----その他もの		
	----煎つた落花生			2008.19	----その他もの (混合したものとを含む。)		
	-----さや付きのもの	KG		110	-----さや付きのもの		
	-----その他もの	KG		191	-----その他もの		
2008.19	-----その他もの	KG		192	-----その他もの		
	-----その他もの (混合したものとを含む。)			193	-----その他もの		
	-----砂糖を加えたもの			199	-----その他もの		
	-----パルプ状のもの	KG		211	-----その他もの		
	-----その他もの				-----パルプ状のもの		
	-----カシューナット及びその他の煎つたナット				-----カシューナット (いつたものを除く。)		
	-----カシューナット	KG					
	-----その他もの	KG					
	-----その他もの						
	-----くり (気密容器入りのもので、容器とともに 1個の重量が10キログラム以下のものに 限るものとし、煎つたものを除く。)	KG					
199	-----その他もの	KG					
	-----その他もの						
	-----パルプ状のもの						
	-----カシューナット (煎つたものを除く。)						

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	219 -----その他のもの -----その他のもの -----アーモンド(煎つたものに限る。)及びマカダミアナット(煎つたものを除く。)	KG		219 -----その他のもの -----その他のもの -----マカダミアナット	KG		
	227 -----マカダミアナット(煎つたものを除く。)	KG		221 -----いつたもの	KG		
	222 -----アーモンド(煎つたものに限る。) -----マカダミアナット(煎つたものに限る。)及びペカン(煎つたものに限る。)	KG		227 -----その他のもの	KG		
	221 -----マカダミアナット(煎つたものに限る。)	KG		222 -----アーモンド(いつたものに限る。)	KG		
	223 -----ペカン(煎つたものに限る。) -----ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイスナット、ヘーゼルナット(コリュルス属のもの)、カシューナット及びぎんなん	KG		223 -----ペカン(いつたものに限る。) -----その他のもの	KG		
	224 -----ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイスナット及びヘーゼルナット	KG		224 -----ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイスナット及びヘーゼルナット	KG		
	225 -----カシューナット	KG		225 -----カシューナット	KG		
	226 -----ぎんなん	KG		226 -----ぎんなん	KG		
	228 -----その他のもの	KG		228 -----いつたもの	KG		
	229 -----煎つたもの -----その他のもの	KG		229 -----その他のもの	KG		
2008.20 ↓ 2008.80	(省略) -その他のもの(混合したもの(第2008.19号のものを除く。)を含む。)			2008.20 ↓ 2008.80	(同左) -その他のもの(混合したもの(第2008.19号のものを除く。)を含む。)		
2008.91	(省略)			2008.91	(同左)		

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
2008.93	—クランベリー(ヴァキニウム・マクロカルポン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィティスイダイア)			2008.92	(新規)		
	----砂糖を加えたもの						
	-----パルプ状のもの	KG					
	-----その他のもの	KG					
	-----その他のもの	KG					
	-----パルプ状のもの	KG					
	-----その他のもの	KG					
	---混合したもの				---混合したもの		
	----ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル				----ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル		
	-----砂糖を加えたもの	KG			-----砂糖を加えたもの	KG	
2008.97	-----その他のもの	KG			-----その他のもの	KG	
	-----その他のもの	KG			-----その他のもの	KG	
	-----砂糖を加えたもの	KG			-----砂糖を加えたもの	KG	
	-----パルプ状のもの	KG			-----パルプ状のもの	KG	
	-----その他のもの	KG			-----その他のもの	KG	
	-----その他のもの	KG			-----その他のもの	KG	
	-----砂糖を加えたもの	KG			-----砂糖を加えたもの	KG	
	-----パルプ状のもの	KG			-----パルプ状のもの	KG	
	-----その他のもの	KG			-----その他のもの	KG	
	-----その他のもの	KG			-----その他のもの	KG	
2008.99	221	-----パルプ状のもの	KG	211	-----パルプ状のもの	KG	
	219	-----その他のもの	KG	219	-----その他のもの	KG	
	221	-----その他のもの	KG	221	-----パルプ状のもの	KG	
	229	-----その他のもの	KG	229	-----その他のもの	KG	
	100	---その他のもの	KG	100	---その他のもの	KG	
	---梅				---梅		
	---その他のもの				---その他のもの		
	-----砂糖を加えたもの				-----砂糖を加えたもの		
	-----パルプ状のもの				-----パルプ状のもの		

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
211	-----バナナ及びアボカドー	KG		211	-----バナナ及びアボカドー	KG	
215	-----その他のもの	KG		215	-----その他のもの	KG	
	-----その他のもの				-----その他のもの		
212	-----ベリー及びブルーン	KG		212	-----ベリー及びブルーン	KG	
	-----バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及 びマンゴスチン				-----バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及 びマンゴスチン		
213	-----気密容器入りのもの	KG		213	-----気密容器入りのもの	KG	
214	-----その他のもの	KG		214	-----その他のもの	KG	
	-----その他のもの				-----その他のもの		
216	-----ドリアン、ランブータン、パッショント ルーツ、レイシ及びごれんし	KG		216	-----ドリアン、ランブータン、パッショント ルーツ、レイシ及びごれんし	KG	
219	-----その他のもの	KG		219	-----その他のもの	KG	
	-----その他のもの				-----その他のもの		
	-----パルプ状のもの				-----パルプ状のもの		
	-----バナナ、アボカドー及びブルーン				-----バナナ、アボカドー及びブルーン		
221	-----バナナ及びアボカドー	KG		221	-----バナナ及びアボカドー	KG	
222	-----ブルーン	KG		222	-----ブルーン	KG	
	-----その他のもの				-----その他のもの		
226	-----マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	KG		226	-----マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	KG	
234	-----カムカム	KG		234	-----カムカム	KG	
227	-----その他のもの	KG		227	-----その他のもの	KG	
	-----その他のもの				-----その他のもの		
223	-----ブルーン	KG		223	-----ブルーン	KG	
	-----バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及 びマンゴスチン				-----バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及 びマンゴスチン		
224	-----気密容器入りのもの	KG		224	-----気密容器入りのもの	KG	

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	<u>225</u> <u>-----その他のもの</u>	<u>KG</u>		<u>225</u> <u>-----その他のもの</u>		<u>KG</u>	
	<u>228</u> <u>-----さといも (コロカシア属のもの) (冷凍したものに限る。)</u>	<u>KG</u>		<u>228</u> <u>-----さといも (冷凍したものに限る。)</u>		<u>KG</u>	
	<u>-----その他のもの</u>			<u>-----その他のもの</u>			
	<u>231</u> <u>-----ドリアン、ランプータン、パッショナフルーツ、レイシ及びごれんし</u>	<u>KG</u>		<u>231</u> <u>-----ドリアン、ランプータン、パッショナフルーツ、レイシ及びごれんし</u>		<u>KG</u>	
	<u>236</u> <u>-----カムカム</u>	<u>KG</u>		<u>236</u> <u>-----カムカム</u>		<u>KG</u>	
	<u>232</u> <u>-----爆裂種のとうもろこし (通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。)</u>	<u>KG</u>		<u>232</u> <u>-----爆裂種のとうもろこし (通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。)</u>		<u>KG</u>	
	<u>251</u> <u>-----かんしょ (単に蒸気又は水煮による加熱調理をした後、乾燥したもので、全形のもの及び断片状のものに限る。)</u>	<u>KG</u>		<u>251</u> <u>-----かんしょ (単に蒸気又は水煮による加熱調理をした後、乾燥したもので、全形のもの及び断片状のものに限る。)</u>		<u>KG</u>	
	<u>259</u> <u>-----その他のもの</u>	<u>KG</u>		<u>259</u> <u>-----その他のもの</u>		<u>KG</u>	
20.09	果実又は野菜のジュース (ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。) -オレンジジュース		20.09	果実又は野菜のジュース (ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。) -オレンジジュース			
2009.11	(省略)		2009.11				
§			§		(同左)		
2009.79	<u>-その他の果実又は野菜のジュース (二以上の果実又は野菜から得たものを除く。)</u>		2009.79				
2009.81	<u>-クランベリー (ヴァキニウム・マクロカルポン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィ</u>		2009.80	<u>-その他の果実又は野菜のジュース (二以上の果実又は野菜から得たものを除く。)</u>			
	<u>アキニウム</u>			<u>---果汁</u>			
	<u>オクシココス</u>			<u>---砂糖を加えたもの</u>			

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
2009.89	ティスイダイア) ジュース			111	----しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の10%以下のもの		
	----砂糖を加えたもの			119	----その他のもの		
	----しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の10%以下のもの	匁	KG	122	----ブルーンジュース		
	----その他のもの	匁	KG	123	----その他のもの		
	----その他のもの	匁	KG	129	----その他のもの		
	----しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	匁	KG	210	----野菜ジュース		
	----その他のもの	匁	KG	210	----砂糖を加えたもの		
	----果汁			221	----その他のもの		
	----砂糖を加えたもの			221	----気密容器入りのもの		
	----しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の10%以下のもの	匁	KG	231	----その他のもの		
	----その他のもの	匁	KG	231	----にんじんジュース		
	----その他のもの			239	----その他のもの		
	----しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの						
	----ブルーンジュース	匁	KG				
	----その他のもの	匁	KG				
	----その他のもの	匁	KG				
	----野菜ジュース						
	----砂糖を加えたもの	匁	KG				
	----その他のもの						
	----気密容器入りのもの	匁	KG				
	----その他のもの						
	----にんじんジュース	匁	KG				
	----その他のもの	匁	KG				

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
2009.90	(省略)			2009.90	(同左)		

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧					
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
第21類 各種の調製食料品				第21類 各種の調製食料品					
注 1及び2 (省略) 3 第21.04項において「均質混合調製食料品」とは、二以上の基礎的な構成成分（例えば、肉、魚、野菜、果実及びナット）から成る混合物を微細に均質化したものから成る育児食用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該混合物に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の構成成分の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。				注 1及び2 (同左) 3 第21.04項において「均質混合調製食料品」とは、二以上の基礎的な構成成分（例えば、肉、魚、野菜及び果実）から成る混合物を微細に均質化したものから成る育児食用又は <b>食餌療法用</b> の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該混合物に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の構成成分の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。					
21.06 2106.10 2106.90	調製食料品（他の項に該当するものを除く。） (省略) —その他のもの ——ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上の調製品 ——乳脂肪分が全重量の30%以下のもの ———その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの ———アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの ———その他のもの ———その他のもの ———調製食用脂（第04.05項の物品の含有量が全重量の30%を超え70%以下のものに限る。）			21.06 2106.10 2106.90	調製食料品（他の項に該当するものを除く。） (同左) —その他のもの ——ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上の調製品 ——乳脂肪分が全重量の30%以下のもの ———その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの ———アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの ———その他のもの ———その他のもの ———調製食用脂（第04.05項の物品の含有量が全重量の30%を超え70%以下のものに限る。）				
111 112 119		KG		111 112 119		KG			

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	-----関税割当制度による数量以内のもの				-----関税割当制度による数量以内のもの		
121	-----ニュージーランドを原産地とするもの	KG		121	-----ニュージーランドを原産地とするもの	KG	
122	-----その他のもの	KG		122	-----その他のもの	KG	
123	-----その他のもの	KG		123	-----その他のもの	KG	
	-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの				-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		
124	-----アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの	KG		124	-----アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの	KG	
125	-----その他のもの	KG		125	-----その他のもの	KG	
129	-----その他のもの	KG		129	-----その他のもの	KG	
	---その他のもの				---その他のもの		
	---米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の30%を超える調製食料品				---米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の30%を超える調製食料品		
	---米の含有量が全重量の30%を超えるもの				---米の含有量が全重量の30%を超えるもの		
517	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの			517	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		
518	-----その他のもの	KG		518	-----その他のもの	KG	
	-----その他のもの				-----その他のもの		

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
214	-----小麦（ライ小麦を含む。）の含有量が全重量の30%を超えるもの -----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの			214	-----小麦（ライ小麦を含む。）の含有量が全重量の30%を超えるもの -----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		
215	-----その他のもの -----大麦（裸麦を含む。）の含有量が全重量の30%を超えるもの	KG	KG	215	-----その他のもの -----大麦（裸麦を含む。）の含有量が全重量の30%を超えるもの	KG	KG
216	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの			216	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		
219	-----その他のもの ---その他のもの ----糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。 ) 221	KG	KG	219	-----その他のもの ---その他のもの ----糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。 ) ----- <u>分蜜糖</u> のもの	KG	KG

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
229	-----その他のもの	KG		229	-----その他のもの	KG	
230	-----チュインガム	KG		230	-----チュインガム	KG	
240	-----こんにやく	KG		240	-----こんにやく	KG	
	-----飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が0.5%を超えるものに限る。）				-----飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が0.5%を超えるものに限る。）		
246	-----果汁をもととした調製品（アルコール分が1%未満のものに限る。）	KG		246	-----果汁をもととした調製品（アルコール分が1%未満のものに限る。）	KG	
247	-----その他のもの	KG		247	-----その他のもの	KG	
	-----その他のもの				-----その他のもの		
	-----砂糖を加えたもの				-----砂糖を加えたもの		
	-----おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと				-----おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと		
251	-----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	KG		251	-----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	KG	
259	-----その他のもの	KG		259	-----その他のもの	KG	
	-----ビタミンをもととした栄養補助食品				-----ビタミンをもととした栄養補助食品		
	-----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの				-----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		
261	-----乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの	KG		261	-----乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの	KG	
262	-----その他のもの	KG		262	-----その他のもの	KG	
269	-----その他のもの	KG		269	-----その他のもの	KG	
	-----その他のもの				-----その他のもの		
	-----しょ糖の含有量が全重量の50%未満のもの				-----しょ糖の含有量が全重量の50%未満のもの		
	-----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの				-----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		
271	-----乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有			271	-----乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有	KG	

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
272	するもの	KG	KG	272	するもの	KG	KG
	-----その他のもの				-----その他のもの		
273	-----各成分のうち第1212.21号の物品の重量が最大のもの	KG	KG	273	-----各成分のうち第1212.20号の物品の重量が最大のもの	KG	KG
279	-----その他のもの	KG	KG	279	-----その他のもの	KG	KG
	-----その他のもの				-----その他のもの		
281	-----小売用の容器入りにしたもので、容器ともの1個の重量が500グラム以下のもの	KG	KG	281	-----小売用の容器入りにしたもので、容器ともの1個の重量が500グラム以下のもの	KG	KG
282	-----しょ糖の含有量が全重量の85%以上のもの（小売用の容器入りにしたもの（容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。）、成分に変更を加えることなく小売用の容器入りのもの（容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。）にする旨が政令で定める手続により証明されたもの及び課税価格が1キログラムにつき257円を超えるものを除く。）	KG	KG	282	-----しょ糖の含有量が全重量の85%以上のもの（小売用の容器入りにしたもの（容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。）、成分に変更を加えることなく小売用の容器入りのもの（容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。）にする旨が政令で定める手続により証明されたもの及び課税価格が1キログラムにつき257円を超えるものを除く。）	KG	KG
	-----その他のもの				-----その他のもの		
	-----乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの				-----乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの		
283	-----小売用の容器入りにしたもの（容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。）	KG	KG	283	-----小売用の容器入りにしたもの（容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。）	KG	KG
284	-----その他のもの	KG	KG	284	-----その他のもの	KG	KG

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧			単位	統計番号	品名	単位	
統計番号	品名	単位							I	II
510	-----その他もの -----砂糖を除く各成分のうち、ソルビトールの重量が最大のもの	KG		510	-----その他もの -----砂糖を除く各成分のうち、ソルビトールの重量が最大のもの	KG				
590	-----その他もの -----その他のもの	KG		590	-----その他もの -----その他のもの	KG				
291	-----調製食用脂（第04.05項の物品の含有量が全重量の15%を超える30%未満のものに限る。） -----アルコールを含有しない飲料のもと	KG		291	-----調製食用脂（第04.05項の物品の含有量が全重量の15%を超える30%未満のものに限る。） -----アルコールを含有しない飲料のもと	KG				
292	-----おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの	KG		292	-----おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの	KG				
293	-----その他もの -----その他のもの	KG		293	-----その他もの -----その他のもの	KG				
294	-----第04.10項の物品のもの -----その他のもの -----ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの	KG		294	-----第04.10項の物品のもの -----その他のもの	KG				
295	-----ビタミンをもととした栄養補助食品	KG		295	-----ビタミンをもととした栄養補助食品	KG				
296	-----植物性たんぱくを加水分解したもの -----その他のもの	KG		296	-----植物性たんぱくを加水分解したもの -----その他のもの	KG				
301	-----たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のものでソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を加えたものに限る。） -----その他のもの	KG		301	-----たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のものでソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を加えたものに限る。） -----その他のもの	KG				

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧					
統計番号	品名	単位		統計番号	品名		単位		
		I	II		I	II	I	II	
	-----ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）その他の <u>第1212.21号</u> の物品のもの			297	-----ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）その他の <u>第1212.20号</u> の物品のもの				
297	-----ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）		KG	297	-----ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）				KG
401	-----長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したのもので、1枚の面積が430 平方センチメートル以下のもの（調味したものを除く。）	TH	KG	401	-----長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したのもので、1枚の面積が430 平方センチメートル以下のもの（調味したものを除く。）			TH	KG
298	-----その他のもの		KG	298	-----その他のもの				KG
299	-----その他のもの		KG	299	-----その他のもの				KG

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧				
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位		
第24類 たばこ及び製造たばこ代用品			第24類 たばこ及び製造たばこ代用品				
注 (省略) <u>号注</u> 1 第2403.11号において「水パイプたばこ」とは、水パイプで喫煙するためのものであつて、たばこ及びグリセリンの混合物から成るたばこをいう（芳香油若しくは芳香エキス、糖蜜若しくは砂糖を含有するかしないか又は果実により香味を付けてあるかないかを問わない。）。ただし、この号には、水パイプで喫煙するためのものであつて、たばこを含有しない物品を含まない。			注 (同左) (新規)				
24.03  <u>2403.11</u> <u>2403.19</u>  2403.91 2403.99	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス  - 喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。） - - この類の号注1の水パイプたばこ - - その他のもの - - - パイプたばこ - - - その他のもの  (省略) (省略)	<u>000</u> <u>100</u> <u>200</u>	<u>K G</u> <u>K G</u> <u>K G</u>	24.03  <u>2403.10</u>  2403.91 2403.99	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス  - 喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。） - - パイプたばこ - - その他のもの  (同左) (同左)	<u>K G</u> <u>K G</u>	

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧				
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
25.28 2528.00	<u>天然ほう酸塩及びその精鉱(焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものと除く。)</u> <u>並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の85%以下のもの</u> <u>- 天然のほう酸ナトリウム及びその精鉱(焼いてあるかないかを問わない。)</u> <u>- その他のもの</u>			25.28 2528.10 000 2528.90 000	<u>天然ほう酸塩及びその精鉱(焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものと除く。)</u> <u>並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の85%以下のもの</u> <u>- 天然のほう酸ナトリウム及びその精鉱(焼いてあるかないかを問わない。)</u> <u>- その他のもの</u>		
010 090		MT	MT			MT	MT

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう				第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう		
注	(省略)			注	(同左)		
号注	1~3 (省略)			号注	1~3 (同左)		
4 第2710.12号において「軽質油及びその調製品」とは、ASTM D 86の方法による温度210度における減失量加算留出容量が全容量の90%以上のものをいう。				4 第2710.11号において「軽質油及びその調製品」とは、ASTM D 86の方法による温度210度における減失量加算留出容量が全容量の90%以上のものをいう。			(新規)
5 第27.10項の各号において「バイオディーゼル」とは、動物性又は植物性の油脂（使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。							
備考				備考			
1 第2710.12号、第2710.19号及び第2710.20号の細分の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。				1 第2710.11号及び第2710.19号の細分の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。			
(a)~(f) (省略)				(a)~(f) (同左)			
27.10	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油 —石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、 <u>バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。</u> ） —軽質油及びその調製品			27.10	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油 —石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） —軽質油及びその調製品		
2710.12				2710.11			

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	一一一石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。） 一一一揮発油 一一一低重合度の混合アルキレン				一一一石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。） 一一一揮発油 一一一低重合度の混合アルキレン		
111	一一一トリプロピレン	KL	KG	111	一一一トリプロピレン	KL	KG
119	一一一その他のもの	KL	KG	119	一一一その他のもの	KL	KG
120	一一一政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算5%留出温度と減失量加算95%留出温度との温度差が2度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。） 一一一その他のもの	KL	KG	120	一一一政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算5%留出温度と減失量加算95%留出温度との温度差が2度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。） 一一一その他のもの	KL	KG
181	一一一政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの 一一一その他のもの 一一一航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）	KL	KG	181	一一一政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの 一一一その他のもの 一一一航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）	KL	KG
131	一一一温度15度における比重が0.8017以下のもの	KL	KG	131	一一一温度15度における比重が0.8017以下のもの	KL	KG
132	一一一その他のもの	KL	KG	132	一一一その他のもの	KL	KG
137	一一一自動車の燃料用のもの	KL	KG	137	一一一自動車の燃料用のもの	KL	KG
139	一一一その他のもの 一一一灯油	KL	KG	139	一一一その他のもの 一一一灯油	KL	KG
141	一一一低重合度の混合アルキレン 一一一その他のもの	KL	KG	141	一一一低重合度の混合アルキレン 一一一その他のもの	KL	KG
142	一一一ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の			142	一一一ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の		

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
2710.19	含有量が全重量の 95%以上のものに限る。 ) -----その他のもの	KL	KG	2710.19	含有量が全重量の 95%以上のものに限る。 ) -----その他のもの	KL	KG
	-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG		-----ジェットエンジンの燃料用のもの	KL	KG
	-----その他のもの	KL	KG		-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
	-----ジェットエンジンの燃料用のもの	KL	KG		-----その他のもの	KL	KG
	-----その他のもの	KL	KG		-----軽油	KL	KG
	-----軽油	KL	KG		-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
	-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG		-----その他のもの	KL	KG
	-----その他のもの	KL	KG		-----軽油	KL	KG
	-----その他のもの	KL	KG		-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
	900 ---その他のもの --その他のもの	KL	KG		-----その他のもの	KL	KG
	---石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の 5%未満のものを含む。） ----灯油	KL	KG		---石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の 5%未満のものを含む。） ----灯油	KL	KG
	141 -----低重合度の混合アルキレン -----その他のもの	KL	KG		-----低重合度の混合アルキレン -----その他のもの	KL	KG
	142 -----ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の 95%以上のものに限る。 ) -----その他のもの	KL	KG		-----ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の 95%以上のものに限る。 ) -----その他のもの	KL	KG
	144 -----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG		-----ジェットエンジンの燃料用のもの	KL	KG

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	-----その他のもの				するもの		
143	-----ジェットエンジンの燃料用のもの	KL	KG				
149	-----その他のもの	KL	KG	149	-----その他のもの	KL	KG
	----軽油				----軽油		
151	-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG	151	-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
159	-----その他のもの	KL	KG	159	-----その他のもの	KL	KG
	----重油及び粗油				----重油及び粗油		
	----温度 15 度における比重が 0.9037 以下のもの				----温度 15 度における比重が 0.9037 以下のもの		
	----製油の原料として使用するもの（関税法第 56 条第 1 項に規定する保税作業による製品で、これらの物品を原料とする製油により得たものを含む。以下この号及び第 2710.20 号において同じ。）				----製油の原料として使用するもの（関税法第 56 条第 1 項（保税工場の許可）に規定する保税作業による製品で、これらの物品を原料とする製油により得たものを含む。以下この号において同じ。）		
161	----重油	KL	KG	161	----重油	KL	KG
162	----粗油	KL	KG	162	----粗油	KL	KG
	----その他のもの				----その他のもの		
	----温度 15 度における比重が 0.83 以上で引火点が温度 130 度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。第 2710.20 号において同じ。）のうち、農林漁業の用に供するもの				----温度 15 度における比重が 0.83 以上で引火点が温度 130 度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供するもの		
163	----重油	KL	KG	163	----重油	KL	KG

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	164 -----粗油 -----その他のもの -----硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの	KL	KG	164	-----粗油 -----硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの	KL	KG
	165-----重油	KL	KG	165-----重油	KL	KG	
	166-----粗油 -----その他のもの	KL	KG	166-----粗油 -----その他のもの	KL	KG	
	167-----重油	KL	KG	167-----重油	KL	KG	
	169-----粗油 -----温度15度における比重が0.9037を超えるもの -----製油の原料として使用するもの	KL	KG	169-----粗油 -----温度15度における比重が0.9037を超えるもの -----製油の原料として使用するもの	KL	KG	
	171-----重油	KL	KG	171-----重油	KL	KG	
	172-----粗油 -----その他のもの -----硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの	KL	KG	172-----粗油 -----その他のもの -----硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの	KL	KG	
	173-----重油	KL	KG	173-----重油	KL	KG	
	174-----粗油 -----その他のもの	KL	KG	174-----粗油 -----その他のもの	KL	KG	
	175-----重油	KL	KG	175-----重油	KL	KG	
	179-----粗油 -----潤滑油(流動パラフィンを含む。) -----温度15度における比重が0.8494を超えるもの(流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油)	KL	KG	179-----粗油 -----潤滑油(流動パラフィンを含む。) -----温度15度における比重が0.8494を超えるもの(流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油)	KL	KG	

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新					旧				
統計番号	品名	単位		統計番号	品名		単位		
		I	II		I	II	I	II	
2710.20	その他主として潤滑用に供しない油に限る。 ) <u>及び</u> 温度15度における比重が0.8494以下のもの	KL KG	KL KG	188	188	その他主として潤滑用に供しない油に限る。 ) <u>並びに</u> 温度15度における比重が0.8494以下のもの	KL KG	KL KG	
	-----温度15度における比重が0.8494以下のもの					-----温度15度における比重が0.8494以下のもの			
	-----その他のもの					-----その他のもの			
	-----流動パラフィン			193	193	-----流動パラフィン			
	-----切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油			194	194	-----切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油			
	-----焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油			195	195	-----焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油			
	-----その他のもの			196	196	-----その他のもの			
	-----その他のもの			199	199	-----その他のもの			
	-----その他のもの			210	210	-----グリース			
	-----その他のもの					-----その他のもの			
	-----温度15度における比重が0.8494以下のもの			291	291	-----温度15度における比重が0.8494以下のもの			
	-----その他のもの					-----その他のもの			
	-----液状の潤滑剤			293	293	-----液状の潤滑剤			
	-----その他のもの			299	299	-----その他のもの			
	<u>石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すもののうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）</u>					(新規)			
	<u>石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のも</u>								

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

		新				旧			
統計番号		品名	単位		統計番号	品名	単位		
			I	II			I	II	
		<u>のを含む。)</u>  <u>----揮発油</u> <u>----低重合度の混合アルキレン</u>							
111		<u>-----トリプロピレン</u>	KL	KG					
119		<u>-----その他のもの</u>	KL	KG					
120		<u>-----政令で定める分留性状の試験方法による減失量</u> <u>加算 5%留出温度と減失量加算 95%留出温度と</u> <u>の温度差が2度以内のもの（低重合度の混合ア</u> <u>ルキレンを除く。）</u> <u>-----その他のもの</u>	KL	KG					
181		<u>-----政令で定める石油化学製品の製造に使用する</u> <u>もの</u> <u>-----その他のもの</u> <u>-----航空機用のもの（アンチノック剤を加えて</u> <u>ないものを含む。）</u>	KL	KG					
131		<u>-----温度 15 度における比重が 0.8017 以下の</u> <u>もの</u>	KL	KG					
132		<u>-----その他のもの</u>	KL	KG					
137		<u>-----自動車の燃料用のもの</u>	KL	KG					
139		<u>-----その他のもの</u>  <u>----灯油</u>	KL	KG					
141		<u>----低重合度の混合アルキレン</u> <u>----その他のもの</u>	KL	KG					
142		<u>----ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含</u> <u>有量が全重量の 95% 以上のものに限る。）</u> <u>----その他のもの</u>	KL	KG					

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	144 <u>-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの</u>	<u>KL</u>	<u>KG</u>				
	-----その他のもの						
	143 <u>-----ジェットエンジンの燃料用のもの</u>	<u>KL</u>	<u>KG</u>				
	149 <u>-----その他のもの</u>	<u>KL</u>	<u>KG</u>				
	----- <u>軽油</u>						
	151 <u>-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの</u>	<u>KL</u>	<u>KG</u>				
	----- <u>の</u>						
	159 <u>-----その他のもの</u>	<u>KL</u>	<u>KG</u>				
	----- <u>重油及び粗油</u>						
	----- <u>温度 15 度における比重が 0.9037 以下のもの</u>						
	----- <u>製油の原料として使用するもの</u>						
	161 <u>-----重油</u>	<u>KL</u>	<u>KG</u>				
	162 <u>-----粗油</u>	<u>KL</u>	<u>KG</u>				
	----- <u>その他のもの</u>						
	----- <u>温度 15 度における比重が 0.83 以上で引火点が温度 130 度以下のもののうち、農林漁業の用に供するもの</u>						
	163 <u>-----重油</u>	<u>KL</u>	<u>KG</u>				
	164 <u>-----粗油</u>	<u>KL</u>	<u>KG</u>				
	----- <u>その他のもの</u>						
	----- <u>硫黄の含有量が全重量の 0.3% 以下のもの</u>						
	----- <u>の</u>						
	165 <u>-----重油</u>	<u>KL</u>	<u>KG</u>				
	166 <u>-----粗油</u>	<u>KL</u>	<u>KG</u>				
	----- <u>その他のもの</u>						

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
167	-----重油	KL	KG				
169	-----粗油	KL	KG				
	-----温度15度における比重が0.9037を超えるもの						
	-----製油の原料として使用するもの						
171	-----重油	KL	KG				
172	-----粗油	KL	KG				
	-----その他のもの						
	-----硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの						
173	-----重油	KL	KG				
174	-----粗油	KL	KG				
	-----その他のもの						
175	-----重油	KL	KG				
179	-----粗油	KL	KG				
	-----潤滑油(流動パラフィンを含む。)						
	-----温度15度における比重が0.8494を超えるもの						
	----- (流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。) 及び温度15度における比重が0.8494以下のもの						
188	-----温度15度における比重が0.8494以下のもの	KL	KG				
	-----その他のもの						
193	-----流動パラフィン	KL	KG				
194	-----切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油	KL	KG				
195	-----焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油	KL	KG				
196	-----その他のもの	KL	KG				

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	199 ---その他のもの ---その他のもの	KL	KG				
	210 ---グリース ---その他のもの	KL	KG				
	291 ----温度15度における比重が0.8494以下のもの ----その他のもの	KL	KG				
	293 ----液状の潤滑剤 ----その他のもの	KL	KG				
	299 ---廃油	KL	KG				
2710.91	(省略)			2710.91	一廃油	(同左)	
2710.99	(省略)			2710.99		(同左)	

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧					
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位			
第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機 又は有機の化合物				第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機 又は有機の化合物					
注 (省略)				注 (同左) (新規)					
1 第2852.10号において「化学的に单一のもの」とは、この類の注1(a)から(e)まで及び第29 類の注1(a)から(h)までのいずれかの要件を満たす水銀の無機又は有機の化合物全てをいう 。									
28.34	亞硝酸塩及び硝酸塩 (省略)			28.34	亞硝酸塩及び硝酸塩 (同左)				
2834.10	- 硝酸塩 (省略)			2834.10	- 硝酸塩 (同左)				
2834.21	- - その他のもの			2834.21	- - その他のもの				
2834.29	- - - 硝酸カルシウム及び硝酸バリウム - - - - 硝酸カルシウム - - - - 硝酸バリウム - - - その他のもの	K G		2834.29	- - - 硝酸カルシウム - - - - 硝酸バリウム - - - その他のもの	K G			
100		100		100					
200		200		200					
300		300		300					
28.52	水銀の無機又は有機の化合物(化学的に单一であるかな いかを問わないものとし、アマルガムを除く。)			28.52	水銀の無機又は有機の化合物(アマルガムを除く。)				
2852.10	- 化学的に单一のもの - 認証標準物質 - - 無機化合物及びその製品 - - - 硫酸塩 - - - - 写真用の化学調製品(ワニス、膠着剤、接着剤その	K G		2852.00	- 認証標準物質 - - 無機化合物及びその製品 - - - 硫酸塩 - - - - 写真用の化学調製品(ワニス、膠着剤、接着剤その	K G			
100		100		100					
210		210		210					
220		220		220					

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
2852.90	<u>の他これらに類する調製品を除く。) 及び写真用の物品で混合してないもの(使用量にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものに限る。)</u>	<u>K G</u>			<u>他これらに類する調製品を除く。) 及び写真用の物品で混合してないもの(使用量にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものに限る。)</u>		
	<u>- - - その他のもの</u>				<u>- - その他のもの</u>		<u>K G</u>
	<u>291 <u>- - - 水銀の炭化物</u></u>	<u>K G</u>		<u>291</u>	<u>- - - 水銀の炭化物</u>		<u>K G</u>
	<u>299 <u>- - - その他のもの</u></u>	<u>K G</u>		<u>299</u>	<u>- - - その他のもの</u>		<u>K G</u>
	<u>- - 有機化合物及びその製品</u>				<u>- 有機化合物及びその製品</u>		
	<u>- - - 植物性なめし工キス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体</u>				<u>- - 植物性なめし工キス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体</u>		
	<u>911 <u>- - - タンニン及びその誘導体</u></u>	<u>K G</u>		<u>911</u>	<u>- - - タンニン及びその誘導体</u>		<u>K G</u>
	<u>919 <u>- - - その他のもの</u></u>	<u>K G</u>		<u>919</u>	<u>- - - その他のもの</u>		<u>K G</u>
	<u>920 <u>- - - たんぱく質系物質及びその誘導体(アルブミナートその他のアルブミン誘導体を除く。)</u></u>	<u>K G</u>		<u>920</u>	<u>- - - たんぱく質系物質及びその誘導体(アルブミナートその他のアルブミン誘導体を除く。)</u>		<u>K G</u>
	<u>990 <u>- - - その他のもの</u></u>	<u>K G</u>		<u>990</u>	<u>- - - その他のもの</u>		<u>K G</u>
	<u>- その他のもの</u>						
	<u>- - 無機化合物及びその製品</u>						
	<u>110 <u>- - - 多硫化物</u></u>	<u>K G</u>					
	<u>190 <u>- - - その他のもの</u></u>	<u>K G</u>					
	<u>- - 有機化合物及びその製品</u>						
	<u>210 <u>- - - スルトン及びスルタム</u></u>	<u>K G</u>					
	<u>- - - その他のもの</u>						

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧				
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位		
第29類 有機化用品			第29類 有機化用品				
注			注				
1 (省略)			1 (同左)				
2 この類には、次の物品を含まない。			2 この類には、次の物品を含まない。				
(a)~(d) (省略)			(a)~(d) (同左)				
(e) <u>第30.02項の免疫産品</u>			(e) (同左)				
(f) (省略)			(f) (同左)				
(g) (省略)			(g) (同左)				
(h) (省略)			(h) (同左)				
(i) (省略)			(i) (同左)				
(k) (省略)			(k) (同左)				
(l) (省略)			3~8 (同左)				
3~8 (省略)			3~8 (同左)				
号注			号注				
(省略)			(同左)				
29.03	炭化水素のハロゲン化誘導体  (省略)  - 非環式炭化水素のハロゲン化誘導体 (二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。)  <u>2903.71 000 - - クロロジフルオロメタン</u> <u>2903.72 000 - - ジクロロトリフルオロエタン</u> <u>2903.73 010 - - ジクロロフルオロエタン</u> <u>2903.73 010 - - - 1・1・ジクロロ-1-フルオロエタン (H C F)</u>	KG	29.03	炭化水素のハロゲン化誘導体  (同左)  - 非環式炭化水素のハロゲン化誘導体 (二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。)  <u>2903.41 000 - - トリクロロフルオロメタン (C F C - 1 1)</u> <u>2903.42 000 - - ジクロロジフルオロメタン (C F C - 1 2)</u> <u>2903.43 000 - - トリクロロトリフルオロエタン (C F C - 1 1 3)</u> <u>2903.44 000 - - ジクロロテトラフルオロエタン及びクロロペンタフ</u>	KG		
2903.11			2903.11				
↓			↓				
2903.39			2903.39				
2903.71 000			2903.41 000				
2903.72 000			2903.42 000				
2903.73 010			2903.43 000				
			2903.44 000				

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

		新				旧		単位		
統計番号		品名		単位		統計番号		品名		単位
2903.74	090	<u>C - 1 4 1 b )</u> - - - その他のもの - - クロロジフルオロエタン - - - 1 - クロロ - 1 · 1 - ジフルオロエタン ( H C F C - 1 4 2 b )		<u>K G</u>		100		<u>ルオロエタン</u> - - - ジクロロテトラフルオロエタン ( C F C - 1 1 4 )		<u>K G</u>
2903.75	010			<u>K G</u>		200		- - - クロロペンタフルオロエタン ( C F C - 1 1 5 )		<u>K G</u>
2903.76	090	- - - その他のもの		<u>K G</u>						
	000	- - ジクロロペンタフルオロプロパン		<u>K G</u>						
	010	- - プロモクロロジフルオロメタン、プロモトリフルオ ロメタン及びジプロモテトラフルオロエタン - - - プロモクロロジフルオロメタン ( ハロン - 1 2 1 1 )		<u>K G</u>						
	020	- - - プロモトリフルオロメタン ( ハロン - 1 3 0 1 )		<u>K G</u>						
	030	- - - ジプロモテトラフルオロエタン ( ハロン - 2 4 0 2 )		<u>K G</u>						
2903.77		- - その他のペルハロゲン化誘導体 ( ふつ素原子及び塩 素原子のみを有するものに限る。 )			2903.45			- - その他のペルハロゲン化誘導体 ( ふつ素原子及び塩 素原子のみを有するものに限る。 )		
	010	- - - トリクロロフルオロメタン ( C F C - 1 1 )		<u>K G</u>	010			- - - クロロトリフルオロメタン ( C F C - 1 3 )		<u>K G</u>
	020	- - - ジクロロジフルオロメタン ( C F C - 1 2 )		<u>K G</u>	020			- - - ペンタクロロフルオロエタン ( C F C - 1 1 1 )		<u>K G</u>
	030	- - - クロロトリフルオロメタン ( C F C - 1 3 )		<u>K G</u>	030			- - - テトラクロロジフルオロエタン ( C F C - 1 1 2 )		<u>K G</u>
	040	- - - ペンタクロロフルオロエタン ( C F C - 1 1 1 )		<u>K G</u>	040			- - - ヘプタクロロフルオロプロパン ( C F C - 2 1 1 )		<u>K G</u>
	050	- - - テトラクロロジフルオロエタン ( C F C - 1 1 2 )		<u>K G</u>	050			- - - ヘキサクロロジフルオロプロパン ( C F C - 2 1 2 )		<u>K G</u>
	060	- - - トリクロロトリフルオロエタン ( C F C - 1 1 3 )		<u>K G</u>	060			- - - ペンタクロロトリフルオロプロパン ( C F C - 2 1 3 )		<u>K G</u>
	070	- - - ジクロロテトラフルオロエタン ( C F C - 1 1 4 )		<u>K G</u>						

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
080	- - - クロロペンタフルオロエタン (CFC-115)	KG		070	- - - テトラクロロテトラフルオロプロパン (CFC-214)	KG	
100	- - - ヘプタクロロフルオロプロパン (CFC-211)	KG		080	- - - トリクロロペンタフルオロプロパン (CFC-215)	KG	
	)			100	- - - ジクロロヘキサフルオロプロパン (CFC-216)	KG	
110	- - - ヘキサクロロジフルオロプロパン (CFC-212)	KG		110	- - - クロロヘプタフルオロプロパン (CFC-217)	KG	
120	- - - ペンタクロロトリフルオロプロパン (CFC-213)	KG		900	- - - その他のもの	KG	
130	- - - テトラクロロテトラフルオロプロパン (CFC-214)	KG		2903.46	- - - プロモクロロジフルオロメタン、プロモトリフルオ	KG	
140	- - - トリクロロペンタフルオロプロパン (CFC-215)	KG			ロメタン及びジプロモテトラフルオロエタン	KG	
150	- - - ジクロロヘキサフルオロプロパン (CFC-216)	KG		100	- - - プロモクロロジフルオロメタン (ハロン-1211)	KG	
160	- - - クロロヘプタフルオロプロパン (CFC-217)	KG		200	- - - プロモトリフルオロメタン (ハロン-1301)	KG	
	)			300	- - - ジプロモテトラフルオロエタン (ハロン-2402)	KG	
990	- - - その他のもの	KG		2903.47	- - - その他のペルハロゲン化誘導体	KG	
2903.78	- - その他のペルハロゲン化誘導体	KG		000	- - その他のペルハロゲン化誘導体	KG	
2903.79	- - その他のもの	KG		2903.49	- - その他のもの	KG	
100	- - - プロモクロロメタン	KG		100	- - - プロモクロロメタン	KG	
	- - - その他のハロゲン化誘導体 (メタン、エタン又は プロパンをふつ素及び塩素を用いてハロゲン化し たものに限る。)				- - - その他のハロゲン化誘導体 (メタン、エタン又は プロパンをふつ素及び塩素を用いてハロゲン化し たものに限る。)	KG	
210	- - - ジクロロフルオロメタン (HCFC-21)	KG		110	- - - ジクロロフルオロメタン (HCFC-21)	KG	
220	- - - クロロテトラフルオロエタン (HCFC-124)	KG		120	- - - クロロジフルオロメタン (HCFC-22)	KG	
	- - - その他のもの	KG		130	- - - ジクロロトリフルオロエタン (HCFC-123)	KG	

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
	<u>900</u> - - - その他のもの		<u>K G</u>	<u>140</u>	- - - - クロロテトラフルオロエタン (H C F C - 1 2 4 )		<u>K G</u>
				<u>150</u>	- - - - 1 · 1 - ジクロロ - 1 - フルオロエタン (H C F C - 1 4 1 b )		<u>K G</u>
				<u>160</u>	- - - - 1 - クロロ - 1 · 1 - ジフルオロエタン (H C F C - 1 4 2 b )		<u>K G</u>
				<u>170</u>	- - - - ジクロロペンタフルオロプロパン (H C F C - 2 2 5 )		<u>K G</u>
				<u>180</u>	- - - - その他のもの		<u>K G</u>
				<u>900</u>	- - - - その他のもの		<u>K G</u>
					- 飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体		
<u>2903.81</u>	<u>000</u> - - 1 · 2 · 3 · 4 · 5 · 6 - ヘキサクロロシクロヘキサン (H C H (I S O)) (リンデン (I S O、I N N) を含む。)		<u>K G</u>	<u>2903.51</u> 000	- - 1 · 2 · 3 · 4 · 5 · 6 - ヘキサクロロシクロヘキサン (H C H (I S O)) (リンデン (I S O、I N N) を含む。)		<u>K G</u>
<u>2903.82</u>	- - アルドリン (I S O)、クロルデン (I S O) 及びヘプタクロル (I S O)		<u>K G</u>	<u>2903.52</u>	- - アルドリン (I S O)、クロルデン (I S O) 及びヘプタクロル (I S O)		<u>K G</u>
100	- - - クロルデン		<u>K G</u>	100	- - - クロルデン		<u>K G</u>
200	- - - アルドリン及びヘプタクロル		<u>K G</u>	900	- - - アルドリン及びヘプタクロル		<u>K G</u>
<u>2903.89</u>	- - その他のもの			<u>2903.59</u>	- - その他のもの		
010	- - - ジプロモエチルジプロモシクロヘキサン、テトラプロモシクロオクタン及びヘキサプロモシクロドデカン		<u>K G</u>	020	- - - ジプロモエチルジプロモシクロヘキサン、テトラプロモシクロオクタン及びヘキサプロモシクロドデカン		<u>K G</u>
090	- - - その他のもの		<u>K G</u>	090	- - - その他のもの		<u>K G</u>
	- 芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体				- 芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体		
<u>2903.91</u>	<u>000</u> - - クロロベンゼン、オルト - ジクロロベンゼン及びパ			<u>2903.61</u> 000	- - クロロベンゼン、オルト - ジクロロベンゼン及びパ		

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新					旧				
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
2903.92	000	ラ - ジクロロベンゼン - - ヘキサクロロベンゼン (ISO) 及びDDT (IS O) (クロフェノタン (INN)、1・1・1・ト リクロロ - 2・2 - ビス (パラ - クロロフェニル) エタン) - - その他のもの	KG		2903.62	000	ラ - ジクロロベンゼン - - ヘキサクロロベンゼン (ISO) 及びDDT (IS O) (クロフェノタン (INN)、1・1・1・ト リクロロ - 2・2 - ビス (パラ - クロロフェニル) エタン) - - その他のもの	KG	
2903.99	100	- - - ペンタプロモエチルベンゼン及びデカプロモジフ エニルエタン	KG		2903.69	100	- - - ペンタプロモエチルベンゼン及びデカプロモジフ エニルエタン	KG	
	900	- - - その他のもの	KG			900	- - - その他のもの	KG	KG
29.08		フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導 体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化 誘導体		29.08			フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導 体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化 誘導体		
2908.11	1	(省略)		2908.11			(同左)		
2908.19		- その他のもの		2908.19			- その他のもの		
2908.91		(省略)		2908.91			(同左)		
2908.92	000	<u>- - 4・6 - ジニトロ - オルト - クレゾール (DNOC (ISO)) 及びその塩</u>	KG				(新規)		
2908.99		(省略)		2908.99			(同左)		
29.12		アルデヒド (他の酸素官能基を有するか有しないかを問 わない。)、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムア ルデヒド		29.12			アルデヒド (他の酸素官能基を有するか有しないかを問 わない。)、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムア ルデヒド		
2912.11				2912.11					

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
2912.29	(省略) (削除) - アルデヒドアルコール、アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノール及び他の酸素官能基を有するアルデヒド		2912.29 2912.30 000	(同左) - アルデヒドアルコール - アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノール及び他の酸素官能基を有するアルデヒド	KG
2912.41	(省略)		2912.41	(同左)	
2912.42	(省略)		2912.42	(同左)	
2912.49	- - その他のもの - - - アルデヒドアルコール - - - その他のもの	KG	2912.49 000	- - その他のもの	KG
2912.50	(省略)		2912.50	(同左)	
2912.60	(省略)		2912.60	(同左)	
29.14	ケトン及びキノン(他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		29.14	ケトン及びキノン(他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
2914.11	(省略)		2914.11 2914.19	(同左)	
2914.19	- 飽和脂環式ケトン、不飽和脂環式ケトン及びシクロテルペンケトン(他の酸素官能基を有しないものに限る。) (削除)		2914.21 010 090	- 飽和脂環式ケトン、不飽和脂環式ケトン及びシクロテルペンケトン(他の酸素官能基を有しないものに限る。) - - しよう脳 - - - 融点が175度未満のもの - - - その他のもの	KG KG

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
2914.22	(省略)			2914.22	(同左)		
2914.23	(省略)			2914.23	(同左)		
<u>2914.29</u>	<u>- その他のもの</u>			<u>2914.29</u>	<u>000</u> <u>- その他のもの</u>		<u>KG</u>
	<u>- - しよう脳</u>						
	<u>- - - 融点が175度未満のもの</u>	<u>KG</u>					
	<u>- - - その他のもの</u>	<u>KG</u>					
	<u>- - - その他のもの</u>	<u>KG</u>					
2914.31	(省略)			2914.31			
↓				↓	(同左)		
2914.70				2914.70			
29.16	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 - 不飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体			29.16	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 - 不飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		
2916.11	(省略)			2916.11			
↓				↓	(同左)		
2916.15				2916.15			
<u>2916.16</u>	<u>000</u> <u>- ビナパクリル(ISO)</u>	<u>KG</u>			(新規)		
2916.19	(省略)			2916.19			
↓				↓	(同左)		
2916.20	- 芳香族モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲ			2916.20	- 芳香族モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲ		

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
2916.31	ン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		2916.31	ン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	
(省略)			(同左)		
2916.34	(削除)		2916.34		
	(削除)				
2916.39	- その他のもの		2916.39	- - フェニル酢酸のエステル	KG
010	- - - フェニル酢酸のエステル	KG	2916.36	- - ピナパクリル(ISO)	KG
090	- - - その他のもの	KG	2916.39	- - その他のもの	KG
29.31	その他のオルガノインオルガニック化合物		29.31		
2931.10	- テトラメチル鉛及びテトラエチル鉛	KG	2931.00	000 その他のオルガノインオルガニック化合物	KG
2931.20	- トリプチルすず化合物	KG			
2931.90	- その他のもの	KG			
29.32	複素環式化合物(ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。)		29.32	複素環式化合物(ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。)	
2932.11	(省略)		2932.11		
(省略)			(同左)		
2932.19			2932.19		
2932.20	- ラクトン			- ラクトン	
010	- - クマリン、メチルクマリン及びエチルクマリン	KG	2932.21	000 - - クマリン、メチルクマリン及びエチルクマリン	KG
020	- - サントニン	KG	2932.29	- - その他のラクトン	
090	- - その他のもの	KG	010	- - - サントニン	KG
			020	- - - その他のもの	KG
2932.91			2932.91		

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
2932.99	(省略)			2932.99	(同左)		
29.37	ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)並びにこれらの誘導体及び構造類似物(主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。)			29.37	ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)並びにこれらの誘導体及び構造類似物(主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。)		
2937.11	(省略)			2937.11	(同左)		
2937.29	(削除)			2937.29	- カテコールアミンホルモン並びにその誘導体及び構造類似物		
	(削除)			2937.31 000	- - エピネフリン		GR
	(削除)			2937.39 000	- - その他のもの		GR
	(削除)			2937.40 000	- アミノ酸誘導体		GR
2937.50	(省略)			2937.50	(同左)		
2937.90	- その他のもの - - カテコールアミンホルモン並びにその誘導体及び構造類似物 011 - - - エピネフリン 019 - - - その他のもの 020 - - アミノ酸誘導体 090 - - その他のもの			2937.90 000	- その他のもの		GR
29.39	植物アルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を			29.39	植物アルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を		

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧				
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
2939.11	有する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体			2939.11	有する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体		
(省略)				(同左)			
2939.30	- エフェドリン類及びその塩			2939.30	- エフェドリン類及びその塩		
(省略)				(同左)			
2939.41				2939.41			
(省略)				(新規)			
2939.43				2939.43			
<u>2939.44</u>	<u>000</u>	<u>- - ノルエフェドリン及びその塩</u>	<u>K G</u>	2939.49			
2939.49				(同左)			
(省略)							
2939.99				2939.99			

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧				
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位		
第30類 医療用品			第30類 医療用品				
注			注				
1 この類には、次の物品を含まない。			1 この類には、次の物品を含まない。				
(a) (省略)			(a) (同左)				
(b) <u>喫煙者の禁煙補助用の調製品(例えば、錠剤、チューインガム及びパッチ(経皮投与剤))</u> (第21.06項及び第38.24項参照)			(新規)				
(c) (省略)			(b) (同左)				
(d) (省略)			(c) (同左)				
(e) (省略)			(d) (同左)				
(f) (省略)			(e) (同左)				
(g) (省略)			(f) (同左)				
(h) (省略)			(g) (同左)				
2 第30.02項において「免疫産品」とは、单クローン抗体(MAB)、抗体フラグメント、抗体複合体、抗体フラグメント複合体、インターロイキン、インターフェロン(IFN)、ケモカイン、ある種の腫瘍壊死因子(TNF)、成長因子(GF)、赤血球生成促進因子、コロニー刺激因子(CSF)その他の免疫学的過程の制御に直接関与するペプチド及びたんぱく質(第29.37項の物品を除く。)をいう。			2 第30.02項において「変性免疫産品」とは、单クローン抗体、抗体フラグメント、抗体複合体及び抗体フラグメント複合体のみをいう。				
3及び4 (省略)			3及び4 (同左)				
30.02	人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品(変性したものであるかないか又は生物工学的方法により得たものであるかないかを問わない。)並びにワクチン、毒素、培養微生物(酵母を除く。)その他これらに類する物品		30.02	人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び変性免疫産品(生物工学的方法により得たものであるかないかを問わない。)並びにワクチン、毒素、培養微生物(酵母を除く。)その他これらに類する物品			
3002.10	- 免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品(変性したものであるかないか又は生物工学的方法により得たも		3002.10	- 免疫血清その他の血液分画物及び変性免疫産品(生物工学的方法により得たものであるかないかを問わない			

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧				
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位		
100	のであるかないかを問わない。 ) - - 免疫血清	K G		100	。 ) - - 免疫血清	K G		
200	- - ヘモグロビン、血液グロブリン及び血清グロブリン	K G		200	- - ヘモグロビン、血液グロブリン及び血清グロブリン	K G		
300	- - 加熱人血漿たんぱく製剤及び加熱人血清アルブミン 製剤 (小売用の形状又は包装にしたものに限る。 ) - - その他のもの	K G		300	- - 加熱人血漿たんぱく製剤及び加熱人血清アルブミン 製剤 (小売用の形状又は包装にしたものに限る。 ) - - その他のもの	K G		
410	- - - 免疫血清から得たもの (ベータ - グロブリン又は ガンマ - グロブリンを含有するものに限る。 )	K G		410	- - - 免疫血清から得たもの (ベータ - グロブリン又は ガンマ - グロブリンを含有するものに限る。 )	K G		
490	- - - その他のもの	K G		490	- - - その他のもの	K G		
3002.20	(省略)				(同左)			
3002.90								

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新					旧				
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
37.02		感光性のロール状写真用フィルム(露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。)及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム(露光してないものに限る。)			37.02		感光性のロール状写真用フィルム(露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。)及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム(露光してないものに限る。)		
3702.10		(省略)			3702.10		(同左)		
3702.44		- その他のフィルム(カラー写真用のもの(ポリクローム)に限る。)			3702.44		- その他のフィルム(カラー写真用のもの(ポリクローム)に限る。)		
<u>3702.52</u>	<u>000</u>	<u>- 幅が16ミリメートル以下のもの</u>	<u>S</u>	<u>M</u>	<u>3702.51</u>	<u>000</u>	<u>- - 幅が16ミリメートル以下で、長さが14メートル以下のもの</u>	<u>S</u>	<u>M</u>
					<u>3702.52</u>		<u>- - 幅が16ミリメートル以下で、長さが14メートルを超えるもの</u>	<u>S</u>	<u>M</u>
						<u>030</u>	<u>- - - 映画用フィルム</u>	<u>S</u>	<u>M</u>
						<u>090</u>	<u>- - - その他のもの</u>	<u>S</u>	<u>M</u>
3702.53		(省略)			3702.53		(同左)		
3702.56		- その他のもの			3702.56		- その他のもの		
<u>3702.96</u>	<u>000</u>	<u>- - 幅が35ミリメートル以下で、長さが30メートル以下のもの</u>	<u>S</u>	<u>M</u>	<u>3702.91</u>	<u>000</u>	<u>- - 幅が16ミリメートル以下のもの</u>	<u>S</u>	<u>M</u>
<u>3702.97</u>	<u>000</u>	<u>- - 幅が35ミリメートル以下で、長さが30メートルを超えるもの</u>	<u>S</u>	<u>M</u>	<u>3702.93</u>	<u>000</u>	<u>- - 幅が16ミリメートルを超えて35ミリメートル以下で、長さが30メートル以下のもの</u>	<u>S</u>	<u>M</u>
<u>3702.98</u>	<u>000</u>	<u>- - 幅が35ミリメートルを超えるもの</u>	<u>S</u>	<u>M</u>	<u>3702.94</u>	<u>000</u>	<u>- - 幅が16ミリメートルを超えて35ミリメートル以下で、長さが30メートルを超えるもの</u>	<u>S</u>	<u>M</u>
					<u>3702.95</u>	<u>000</u>	<u>- - 幅が35ミリメートルを超えるもの</u>	<u>S</u>	<u>M</u>

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧					
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位			
第38類 各種の化学工業生産品								
注								
1及び2 (省略)								
3 第38.24項には、次の物品を含むものとし、当該物品は、この表の他のいずれの項にも属しない。								
(a)~(c) (省略)								
(d) 小売用の容器入りにした謄写版原紙修正剤その他の修正液及び修正テープ (第96.12項のものを除く。)								
(e) (省略)								
4~6 (省略)								
7 第38.26項において「バイオディーゼル」とは、動物性又は植物性の油脂(使用済みであるかないかを問わない。)から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。								
号注								
1 第3808.50号には、次の物品を含有する第38.08項の物品のみを含む。								
アルドリン(ISO)、ビナパクリル(ISO)、カンフェクロル(ISO)(トキサフエン)、カプタホール(ISO)、クロルデン(ISO)、クロルジメホルム(ISO)、クロロベンジレート(ISO)、DDT(ISO)(クロフェノタン(INN)、1・1・1・トリクロロ-2・2・ビス(パラ-クロロフェニル)エタン)、ディルドリン(ISO、INN)、4・6・ジニトロ-オルト-クレゾール(DNOC(ISO))及びその塩、ジノセブ(ISO)並びにその塩及びエステル、二臭化エチレン(ISO)(1・2・ジブロモエタン)、二塩化エチレン(ISO)(1・2・ジクロロエタン)、フルオロアセトアミド(ISO)、ヘプタクロル(ISO)、ヘキサクロロベンゼン(ISO)、1・2・3・4・5・6・ヘキサクロロシクロヘキサン(HCH(ISO))(リンデン(ISO、INN)を含む。)、水銀化合物、メタミドホス(ISO)、モノクロトホス(ISO)、オキシラン(エチレンオキシド)、パラチオン(ISO)、パラチオンメチル(ISO)(メチルパラチオン)、ペンタクロロフェノール(ISO)、ホスファミドン(ISO)								
号注								
1 第3808.50号には、次の物品を含有する第38.08項の物品のみを含む。								
アルドリン(ISO)、ビナパクリル(ISO)、カンフェクロル(ISO)(トキサフエン)、カプタホール(ISO)、クロルデン(ISO)、クロルジメホルム(ISO)、クロロベンジレート(ISO)、DDT(ISO)(クロフェノタン(INN)、1・1・1・トリクロロ-2・2・ビス(パラ-クロロフェニル)エタン)、ディルドリン(ISO、INN)、ジノセブ(ISO)並びにその塩及びエステル、二臭化エチレン(ISO)(1・2・ジブロモエタン)、二塩化エチレン(ISO)(1・2・ジクロロエタン)、フルオロアセトアミド(ISO)、ヘプタクロル(ISO)、ヘキサクロロベンゼン(ISO)、1・2・3・4・5・6・ヘキサクロロシクロヘキサン(HCH(ISO))(リンデン(ISO、INN)を含む。)、水銀化合物、メタミドホス(ISO)、モノクロトホス(ISO)、オキシラン(エチレンオキシド)、パラチオン(ISO)、パラチオンメチル(ISO)(メチルパラチオン)、ペンタクロロフェノール(ISO)、ホスファミドン(ISO)								

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
	チルバラチオン)、ペンタクロロフェノール(ISO)並びにその塩及びエステル、ホスフ アミドン(ISO)、2・4・5-T(ISO)(2・4・5-トリクロロフェノキシ酢酸)並びに )並びにその塩及びエステル並びにトリプチルスズ化合物 第3808.50号には、ペノミル(ISO)、カルボフラン(ISO)及びチラム(ISO) の混合物を含有する散布可能な粉末状の製剤をも含む。				SO)並びに2・4・5-T(ISO)(2・4・5-トリクロロフェノキシ酢酸)並びに その塩及びエステル		
2	(省略)			2	(同左)		
38.25 3825.10 3825.90 38.26 3826.00	化学工業(類似の工業を含む。)において生ずる残留物 (他の項に該当するものを除く。)、都市廃棄物、下水 汚泥及びこの類の注6のその他の廃棄物 (省略) バイオディーゼル及びその混合物(石油又は歴青油の含 有量が全重量の70%未満のものに限る。)	KL	KG	38.25 3825.10 3825.90	化学工業(類似の工業を含む。)において生ずる残留物 (他の項に該当するものを除く。)、都市廃棄物、下水 汚泥及びこの類の注6のその他の廃棄物 (同左) (新規)		

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
41.01		牛(水牛を含む。)又は馬類の動物の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。)			41.01		牛(水牛を含む。)又は馬類の動物の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。)		
4101.20		<p>- 全形の原皮(スプリットしてないもので、重量が1枚につき、単に乾燥したものは8キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは10キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは16キログラム以下のものに限る。)</p> <p>- - クロムなめしのもの(なめし過程(前なめしを含む。)中のもののうちなめしを終えてないもの)及びなめし過程にないもの</p> <p>- - - なめし過程にないもの</p> <p>- - - - 馬類の動物のもの</p> <p>- - - - その他のもの</p> <p>- - - その他のもの</p> <p>- - その他のもの</p> <p>- - - 関税割当制度による数量(以下この項、第41.04項及び第41.07項において「共通の限度数量(第1種のもの)」といふ。)以内のもの</p> <p>- - - その他のもの</p>			4101.20		<p>- 全形の原皮(重量が1枚につき、単に乾燥したものは8キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは10キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは16キログラム以下のものに限る。)</p> <p>- - クロムなめしのもの(なめし過程(前なめしを含む。)中のもののうちなめしを終えてないもの)及びなめし過程にないもの</p> <p>- - - なめし過程にないもの</p> <p>- - - - 馬類の動物のもの</p> <p>- - - - その他のもの</p> <p>- - - その他のもの</p> <p>- - その他のもの</p> <p>- - - 関税割当制度による数量(以下この項、第41.04項及び第41.07項において「共通の限度数量(第1種のもの)」といふ。)以内のもの</p> <p>- - - その他のもの</p>		
111		NO	KG	111			NO	KG	
112		NO	KG	112			NO	KG	
113		SM	KG	113			SM	KG	
211		SM	KG	211			SM	KG	
212		SM	KG	212			SM	KG	
4101.50		(省略)		4101.50	(同左)				
4101.90		(省略)		4101.90	(同左)				

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧					
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
第42類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品				第42類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品					
注				注 (新規)					
1 この類において「革」には、シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー及びメタライズドレザーを含む。				1 (同左)					
2 (省略)				2 (A) 第42.02項には、1の規定により除かれる物品のほか、次の物品を含まない。 (a)及び(b) (省略) (B) (省略)					
3 (A) 第42.02項には、2の規定により除かれる物品のほか、次の物品を含まない。 (a)及び(b) (同左) (B) (同左)				3 (同左)					
4 (省略)				42.02 旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしゃれ入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器 トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他					

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

		新				旧		単位			
統計番号		品名		単位		統計番号		品名		単位	
				I	II					I	II
4202.11	100	これらに類する容器 ——外面が革製又はコンポジションレザー製のもの  ——携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを貼り若しくはめつけた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこうを使用したもののうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるものに限る。） ——その他のもの	NO	KG	4202.11	100	これらに類する容器 ——外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの ——携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめつけた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもののうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるものに限る。） ——その他のもの	NO	KG	NO	KG
4202.12	200	(省略)	NO	KG	4202.12	200	(同左)	NO	KG	NO	KG
4202.19		(省略)			4202.19		(同左)				
4202.21		——ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。） ——外面が革製又はコンポジションレザー製のもの  ——貴金属、これを貼り若しくはめつけた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこうを使用したもののうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるもの			4202.21		——ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。） ——外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの ——貴金属、これを張り若しくはめつけた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもののうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるもの				
	110	——革製のもの	NO	KG	110		——革製又はパテントレザー製のもの	NO	KG		
	120	——その他のもの	NO	KG	120		——その他のもの	NO	KG		
		——その他のもの					——その他のもの				
	210	——革製のもの	NO	KG	210		——革製又はパテントレザー製のもの	NO	KG		
	220	——その他のもの	NO	KG	220		——その他のもの	NO	KG		
4202.22		(省略)			4202.22		(同左)				
4202.29		(省略)			4202.29		(同左)				

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新					旧				
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
4202.31	100	一ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品 一一外面が革製又はコンポジションレザー製のもの	DZ	KG	4202.31	100	一ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品 一一外面が革製、コンポジションレザー製又はパテント レザー製のもの	DZ	KG
	200	一一財布（貴金属、これを貼り若しくはめつした金 属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつ こうを使用したもののうち、課税価格が1個につ き6,000円を超えるものに限る。） 一一その他のもの	DZ	KG	4202.32	200	一一財布（貴金属、これを張り若しくはめつした金 属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべ つこうを使用したもののうち、課税価格が1個につ き6,000円を超えるものに限る。） 一一その他のもの	DZ	KG
4202.32		(省略)			4202.32		(同左)		
4202.39		(省略)			4202.39		(同左)		
		一その他のもの					一その他のもの		
4202.91	000	一一外面が革製又はコンポジションレザー製のもの	DZ	KG	4202.91	000	一一外面が革製、コンポジションレザー製又はパテント レザー製のもの	DZ	KG
4202.92		(省略)			4202.92		(同左)		
4202.99		(省略)			4202.99		(同左)		

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧					
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位			
第44類 木材及びその製品並びに木炭				第44類 木材及びその製品並びに木炭					
注 (省略)				注 (同左)					
号注 1 第4401.31号において「木質ペレット」とは、木材機械加工業、家具製造業その他の木材加工業において生ずる副産物(例えば、削りくず、のこくず及びチップ)で、直接圧縮すること又は全重量の3%以下の結合剤を加えることにより凝結させたもの(直徑が25ミリメートル以下で、長さが100ミリメートル以下の円筒状の物品に限る。)をいう。				号注 (新規)					
2 (省略)				1 (同左)					
44.01	のこくず及び木くず(棒状、プリケット状、ペレット状 その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを 問わない。)、薪材並びにチップ状又は小片状の木材  (省略)			44.01	のこくず及び木くず(棒状、プリケット状、ペレット状 その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを 問わない。)、薪材並びにチップ状又は小片状の木材  (同左)				
4401.10				4401.10					
↓	- のこくず及び木くず(棒状、プリケット状、ペレット 状その他これらに類する形状に凝結させてあるかない かを問わない。)	MT		4401.22	- のこくず及び木くず(棒状、プリケット状、ペレット 状その他これらに類する形状に凝結させてあるかない かを問わない。)	MT			
4401.22				4401.30					
↓	- 木質ペレット - その他のもの	000	MT	44.03	木材(粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであ るかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。 )				
4401.31				4403.10					
4401.39		000		4403.20					
44.03	木材(粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであ るかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。 )				(同左)				
4403.10	(省略)				(同左)				
4403.20	(省略)				(同左)				

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧				
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
4403.41	- その他のもの（この類の <u>号注2</u> の熱帯産木材のものに限る。）			4403.41	- その他のもの（この類の <u>号注1</u> の熱帯産木材のものに限る。）		
（省略）				（同左）			
4403.99				4403.99			
44.07	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかいかを問わない。）			44.07	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかいかを問わない。）		
（省略）				（同左）			
4407.10	- 热帯産木材（この類の <u>号注2</u> のものに限る。）のもの			4407.10	- 热帯産木材（この類の <u>号注1</u> のものに限る。）のもの		
（省略）				（同左）			
4407.21				4407.21			
（省略）				（同左）			
4407.99				4407.99			
44.08	化粧ぱり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが6ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかいかを問わない。）			44.08	化粧ぱり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが6ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかいかを問わない。）		
（省略）				（同左）			
4408.10	- 热帯産木材（この類の <u>号注2</u> のものに限る。）のもの			4408.10	- 热帯産木材（この類の <u>号注1</u> のものに限る。）のもの		
（省略）				（同左）			
4408.31				4408.31			
（省略）				（同左）			
（省略）				（同左）			

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
4408.90				4408.90			
44.12	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材 (省略)			44.12	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材 (同左)		
4412.10	- その他の合板(木材(竹製のものを除く。)の単板のみから成るもので各単板の厚さが6ミリメートル以下 のものに限る。)			4412.10	- その他の合板(木材(竹製のものを除く。)の単板のみから成るもので各単板の厚さが6ミリメートル以下 のものに限る。)		
4412.31	- - 少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材(この類の <u>号注2</u> のものに限る。)のもの			4412.31	- - 少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材(この類の <u>号注1</u> のものに限る。)のもの		
	- - - 少なくとも一の外面の単板がダークレッドメラン チ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シ ポ、リンバ、オクメ、オベチエ、アカジョアフリ カ、サベリ、バイロラ、マホガニー(スウェイテ ニア属のもの)、パリッサンドルパラ、パリッサ ンドルリオ又はパリッサンドルロゼのもの				- - - 少なくとも一の外面の単板がダークレッドメラン チ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シ ポ、リンバ、オクメ、オベチエ、アカジョアフリ カ、サベリ、バイロラ、マホガニー(スウェイテ ニア属のもの)、パリッサンドルパラ、パリッサ ンドルリオ又はパリッサンドルロゼのもの		
	- - - - ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイ その他これらに類する表面加工をしたもの				- - - - ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイ その他これらに類する表面加工をしたもの		
111	- - - - - 側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに 類する加工をしたもの	CM	SM	111	- - - - - 側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに 類する加工をしたもの	CM	SM
191	- - - - その他のもの	CM	SM	191	- - - - その他のもの	CM	SM
	- - - - その他のもの				- - - - その他のもの		
	- - - - 厚さが6ミリメートル未満のもの				- - - - 厚さが6ミリメートル未満のもの		
911	- - - - - 厚さが3ミリメートル未満のもの	CM	SM	911	- - - - - 厚さが3ミリメートル未満のもの	CM	SM
921	- - - - - 厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル 未満のもの	CM	SM	921	- - - - - 厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル 未満のもの	CM	SM
	- - - - その他のもの				- - - - その他のもの		

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新					旧				
統計番号	品名	単位		統計番号	品名		単位		
931	- - - - 厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	CM	SM	931	- - - - 厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの		CM	SM	
941	- - - - 厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの	CM	SM	941	- - - - 厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの		CM	SM	
951	- - - - 厚さが24ミリメートル以上のもの - - その他のもの - - - ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイ その他これらに類する表面加工をしたもの	CM	SM	951	- - - - 厚さが24ミリメートル以上のもの - - その他のもの - - - ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイ その他これらに類する表面加工をしたもの		CM	SM	
119	- - - - 側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	CM	SM	119	- - - - 側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの		CM	SM	
199	- - - - その他のもの - - その他のもの - - - 厚さが6ミリメートル未満のもの	CM	SM	199	- - - - その他のもの - - その他のもの - - - 厚さが6ミリメートル未満のもの		CM	SM	
919	- - - - 厚さが3ミリメートル未満のもの	CM	SM	919	- - - - 厚さが3ミリメートル未満のもの		CM	SM	
929	- - - - 厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの - - その他のもの	CM	SM	929	- - - - 厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの - - その他のもの		CM	SM	
939	- - - - 厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	CM	SM	939	- - - - 厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの		CM	SM	
949	- - - - 厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの	CM	SM	949	- - - - 厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの		CM	SM	
959	- - - - 厚さが24ミリメートル以上のもの	CM	SM	959	- - - - 厚さが24ミリメートル以上のもの		CM	SM	
4412.32	(省略)			4412.32	(同左)				
4412.39	(省略)			4412.39	(同左)				
	- その他のもの				- その他のもの				
4412.94	- ブロックボード、ラミンボード及びバッテンボード			4412.94	- ブロックボード、ラミンボード及びバッテンボード				

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新						旧					
統計番号		品名	単位		統計番号	品名		単位			
4412.99	110	- - - 集成材	C M	K G	110	- - - 集成材	C M	K G			
		- - - - 少なくとも一の単板が熱帯産木材(この類の号注2のものに限る。)のもの				- - - - 少なくとも一の単板が熱帯産木材(この類の号注1のものに限る。)のもの					
		- - - - その他のもの(少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。)				- - - - その他のもの(少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。)					
		- - - - その他のもの				- - - - その他のもの					
		- - - - その他のもの				- - - - その他のもの					
		- - - - 集成材				- - - - 集成材					
		- - - - 少なくとも一の単板が熱帯産木材(この類の号注2のものに限る。)のもの				- - - - 少なくとも一の単板が熱帯産木材(この類の号注1のものに限る。)のもの					
		- - - - その他のもの(少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。)				- - - - その他のもの(少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。)					
		- - - - その他のもの				- - - - その他のもの					
		- - - - その他のもの				- - - - その他のもの					
		- - - - 少なくとも一の単板が熱帯産木材(この類の号注2のものに限る。)のもの				- - - - 少なくとも一の単板が熱帯産木材(この類の号注1のものに限る。)のもの					
		- - - - その他のもの(少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。)				- - - - その他のもの(少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。)					
		- - - - その他のもの				- - - - その他のもの					

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧				
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
47.06	古紙パルプ及び他の纖維素纖維を原料とするパルプ			47.06	古紙パルプ及び他の纖維素纖維を原料とするパルプ		
4706.10	(省略)			4706.10	(同左)		
}				}			
4706.30	- その他のもの			4706.30	- その他のもの		
4706.91	(省略)			4706.91	(同左)		
4706.92	(省略)			4706.92	(同左)		
4706.93	000 - - <u>機械的及び化学的工程の組合せにより製造したもの</u>	MT		4706.93 000	- - <u>セミケミカルパルプ</u>	MT	

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧				
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位		
第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品			第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品				
注			注				
1 (省略)			1 (同左)				
2 この類には、次の物品を含まない。			2 この類には、次の物品を含まない。				
(a)~(o) (省略)			(a)~(o) (同左)				
(p) 第95類の物品 (例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具)			(p) 第95類の物品 (例えば、 <u>がん具</u> 、遊戯用具及び運動用具) 及び第96類の物品 (例えば、 <u>ボタン</u> )				
(q) 第96類の物品 (例えば、ボタン、生理用のナプキン(パッド)及びタンポン並びに乳児用のおむつ及びおむつ中敷き)			(新規)				
3~12 (省略)			3~12 (同左)				
号注			号注				
1及び2 (省略)			1及び2 (同左)				
3 第4805.11号において「セミケミカルパルプ製の段ボール用中芯原紙」とは、機械的及び化学的パルプ工程の組合せにより得られた広葉樹パルプ(さらしてないものに限る。)の含有量が全纖維重量の65%以上であり、かつ、CMT30(コルゲーテッド中芯試験で30分調湿後)による圧縮強さが相対湿度50%、温度23度において1グラム毎平方メートルにつき1.8ニュートンを超えるロール状の紙をいう。			3 第4805.11号において「段ボール用中芯原紙(セミケミカルパルプ製のものに限る。)」とは、さらしてないセミケミカルパルプ(広葉樹のものに限る。)の含有量が全纖維重量の65%以上であり、かつ、CMT30(コルゲーテッド中芯試験で30分調湿後)による圧縮強さが相対湿度50%、温度23度において1グラム毎平方メートルにつき1.8ニュートンを超えるロール状の紙をいう。				
4 第4805.12号には、主に機械的及び化学的工程の組合せにより得られたわらパルプから製造した紙であつて、1平方メートルにつき130グラム以上で、CMT30(コルゲーテッド中芯試験で30分調湿後)による圧縮強さが相対湿度50%、温度23度において1グラム毎平方メートルにつき1.4ニュートンを超えるロール状のものを含む。			4 第4805.12号には、主にセミケミカルパルプ工程により得られたわらパルプから製造した紙であつて、1平方メートルにつき130グラム以上で、CMT30(コルゲーテッド中芯試験で30分調湿後)による圧縮強さが相対湿度50%、温度23度において1グラム毎平方メートルにつき1.4ニュートンを超えるロール状のものを含む。				
5~7 (省略)			5~7 (同左)				
48.05	その他の紙及び板紙(塗布しないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、この類の注3に規定する加工のほかに更に加工をしたものを除く。)		48.05	その他の紙及び板紙(塗布しないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、この類の注3に規定する加工のほかに更に加工をしたものを除く。)			

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
4805.11	000	- 段ボール用中芯原紙 - - セミケミカルパリプ製の段ボール用中芯原紙	K G	4805.11	000	- 段ボール用中しん原紙 - - セミケミカルパリプ製の段ボール用中しん原紙	K G
4805.12	000	- - わらパリプ製の段ボール用中芯原紙	K G	4805.12	000	- - わらパリプ製の段ボール用中しん原紙	K G
4805.19		(省略)		4805.19		(同左)	
4805.93				4805.93			
48.08		コルゲート加工をし(平らな表面紙を張り付けてあるかないかを問わない。)、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙(ロール状又はシート状のものに限るものとし、第48.03項の紙を除く。)		48.08		コルゲート加工をし(平らな表面紙を張り付けてあるかないかを問わない。)、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙(ロール状又はシート状のものに限るものとし、第48.03項の紙を除く。)	
4808.10		(省略)		4808.10		(同左)	
4808.40	000	- クラフト紙(ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。)	K G	4808.20	000	- 重袋用クラフト紙(ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。)	K G
				4808.30	000	- その他のクラフト紙(ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。)	K G
4808.90		(省略)		4808.90		(同左)	
48.14		壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー(削除)		48.14		壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー- イングレインペーパー	
4814.20		(省略)		4814.20		(同左)	
4814.90		(省略)		4814.90		(同左)	

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧				
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
48.18	トイレットペーパーその他これに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ(幅が36センチメートル以下のロール状にし又は特定の大きさ若しくは形状に切つたものに限る。)並びに製紙用パルプ製、紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製のハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル、テーブルクロス、ナプキン、ベッドシーツその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品			48.18	トイレットペーパーその他これに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ(幅が36センチメートル以下のロール状にし又は特定の大きさ若しくは形状に切つたものに限る。)並びに製紙用パルプ製、紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製のハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル、テーブルクロス、ナプキン、 <u>乳児用のおむつ、タンポン、ベッドシーツ</u> その他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品		
4818.10	(省略)			4818.10	(同左)		
4818.30	(削除)			4818.30			
				4818.40	<u>- 生理用のナプキン及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷き</u> <u>その他これらに類する衛生用品</u>		
				010	<u>- - タンポン、おむつ及びおむつ中敷き</u>		<u>K G</u>
				090	<u>- - その他のもの</u>		<u>K G</u>
4818.50	(省略)			4818.50	(同左)		
4818.90	(省略)			4818.90	(同左)		

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧				
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位		
第11部 紡織用繊維及びその製品			第11部 紡織用繊維及びその製品				
注			注				
1 この部には、次の物品を含まない。			1 この部には、次の物品を含まない。				
(a)~(t) (省略)			(a)~(t) (同左)				
(u) 第96類の物品(例えば、ブラシ、裁縫用のトラベルセット、スライドファスナー、 <u>タイプライターリボン、生理用のナプキン(パッド)及びタンポン並びに乳児用のおむつ及びおむつ中敷き</u> )			(u) 第96類の物品(例えば、ブラシ、裁縫用のトラベルセット、スライドファスナー <u>及び</u> <u>タイプライターリボン</u> )				
(v) (省略)			(v) (同左)				
2~6 (省略)			2~6 (同左)				
7 この部において「製品にしたもの」とは、次の物品をいう。			7 この部において「製品にしたもの」とは、次の物品をいう。				
(a)及び(b) (省略)			(a)及び(b) (同左)				
(c) <u>特定の大きさに裁断し、少なくとも一の縁を熱溶着し(縁を先細にし又は圧着したのが見えるものに限る。)、その他の縁をこの注に規定される他の加工をした物品(反物の裁断した縁にほつれ止めのための熱裁断その他の簡単な加工をしたものを除く。)</u>			(新規)				
(d) (省略)			(c) (同左)				
(e) (省略)			(d) (同左)				
(f) (省略)			(e) (同左)				
(g) (省略)			(f) (同左)				
8~14 (省略)			8~14 (同左)				
第56類 ウオッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品			第56類 ウオッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品				
注			注				
1 この類には、次の物品を含まない。			1 この類には、次の物品を含まない。				
(a)~(e) (省略)			(a)~(e) (同左)				
(f) <u>第96.19項の生理用のナプキン(パッド)及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中</u>			(新規)				

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
<u>敷きその他これらに類する物品</u> 2~4 (省略)			2~4 (同左)		
56.01	紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが5ミリメートル以下の紡織用繊維(フロック)、紡織用繊維のダスト及びミルネット (削除)		56.01 5601.10 5601.21 5601.30	紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが5ミリメートル以下の紡織用繊維(フロック)、紡織用繊維のダスト及びミルネット -生理用のナプキン及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する衛生用品(ウォッディング製のものに限る。) (同左)	KG
5601.21 } 5601.30	(省略)				

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
58.01	パイル織物及びシェニール織物(第58.02項又は第58.06項の織物類を除く。)		58.01	パイル織物及びシェニール織物(第58.02項又は第58.06項の織物類を除く。)	
5801.10	(省略)		5801.10	(同左)	
	- 編製のもの			- 編製のもの	
5801.21	(省略)		5801.21	(同左)	
5801.23	(削除)		5801.23		
	(削除)		5801.24	<u>- - たてパイル織物(パイルを切つてないものに限る。)</u>	
			010	<u>  - - - プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの</u>	<u>SM</u>
			020	<u>  - - - その他のもの</u>	<u>SM</u>
			5801.25	<u>  - - たてパイル織物(パイルを切つたものに限る。)</u>	
			010	<u>  - - - プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの</u>	<u>SM</u>
			020	<u>  - - - その他のもの</u>	<u>SM</u>
5801.26	(省略)		5801.26	(同左)	
5801.27	<u>- - たてパイル織物</u>			(新規)	
	<u>- - - プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの</u>				
011	<u>  - - - - パイルを切つてないもの</u>	<u>SM</u>	<u>  - - - - パイルを切つたもの</u>	<u>KG</u>	
019	<u>  - - - - パイルを切つたもの</u>	<u>SM</u>	<u>  - - - - その他のもの</u>	<u>KG</u>	
021	<u>  - - - - その他のもの</u>	<u>SM</u>	<u>  - - - - パイルを切つてないもの</u>	<u>KG</u>	
029	<u>  - - - - パイルを切つてないもの</u>	<u>SM</u>	<u>  - - - - パイルを切つたもの</u>	<u>KG</u>	
	- 人造繊維製のもの			- 人造繊維製のもの	

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
5801.31	(省略)		5801.31	(同左)	
5801.33	(削除)		5801.33		
	(削除)		5801.34	<u>- - たてパイル織物(パイルを切つてないものに限る。)</u> - - - プラスチック、ゴムその他の物質を染みませ、 塗布し、被覆し又は積層したもの	<u>SM</u> <u>KG</u>
			010	- - その他のもの	<u>SM</u> <u>KG</u>
			021	- - - - 添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	<u>SM</u> <u>KG</u>
			022	- - - - その他のもの	<u>SM</u> <u>KG</u>
			5801.35	- - たてパイル織物(パイルを切つたものに限る。) - - - プラスチック、ゴムその他の物質を染みませ、 塗布し、被覆し又は積層したもの	<u>SM</u> <u>KG</u>
			010	- - その他のもの	<u>SM</u> <u>KG</u>
			021	- - - - 添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	<u>SM</u> <u>KG</u>
			022	- - - - その他のもの	<u>SM</u> <u>KG</u>
5801.36	(省略)		5801.36	(同左)	
5801.37	<u>- - たてパイル織物</u> <u>- - - プラスチック、ゴムその他の物質を染みませ、</u> <u>塗布し、被覆し又は積層したもの</u>			(新規)	
110	<u>- - - - パイルを切つてないもの</u>	<u>SM</u> <u>KG</u>			
190	<u>- - - - パイルを切つたもの</u>	<u>SM</u> <u>KG</u>			
	<u>- - その他のもの</u>				
	<u>- - - - 添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの</u>				
211	<u>- - - - パイルを切つてないもの</u>	<u>SM</u> <u>KG</u>			
219	<u>- - - - パイルを切つたもの</u>	<u>SM</u> <u>KG</u>			

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		SM	KG			SM	KG
5801.90	<p><u>221</u>  <u>229</u></p> <p>- - - その他のもの  - - - - パイルを切つてないもの  - - - - パイルを切つたもの  (省略)</p>			5801.90	(同左)		

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧				
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位		
第61類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)			第61類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)				
注 1~5 (省略) 6 第61.11項については、次に定めるところによる。 (a) 「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が86センチメートル以下の乳幼児用のものをいう。 (b) (省略) 7~10 (省略)			注 1~5 (同左) 6 第61.11項については、次に定めるところによる。 (a) 「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が86センチメートル以下の乳幼児用のものをいうものとし、 <u>乳児用のおむつ</u> を含む。 (b) (同左) 7~10 (同左)				

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧				
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位		
第62類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)			第62類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)				
注 1~3 (省略) 4 第62.09項については、次に定めるところによる。 (a) 「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が86センチメートル以下の乳幼児用のものをいう。 (b) (省略) 5~9 (省略)			注 1~3 (同左) 4 第62.09項については、次に定めるところによる。 (a) 「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が86センチメートル以下の乳幼児用のものをいうものとし、乳児用のおむつを含む。 (b) (同左) 5~9 (同左)				
62.11 6211.11 ↓ 6211.39	トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類 (省略) - その他の女子用の衣類 (削除)		62.11 6211.11 ↓ 6211.39 6211.41 100 200	トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類 (同左) - その他の女子用の衣類 - - 羊毛製又は綿・毛製のもの - - - 毛皮付きのもの - - - その他のもの	NO KG NO KG NO KG		
6211.42 6211.43 6211.49 110 190	(省略) (省略) - その他の紡織用繊維製のもの - - - 毛皮付きのもの - - - 羊毛製又は綿・毛製のもの - - - その他のもの - - - その他のもの	NO KG NO KG	6211.42 6211.43 6211.49 100	(同左) (同左) - - その他の紡織用繊維製のもの - - - 毛皮付きのもの - - - その他のもの	NO KG		

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		NO	KG			NO	KG
220	- - - - 羊毛製又は織獸毛製のもの - - - - その他のもの	NO	KG	210	- - - - 絹製のもの - - - - その他のもの	NO	KG
210	- - - - 絹製のもの	NO	KG	290		NO	KG
290	- - - - その他のもの	NO	KG				

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

		新				旧			
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
63.06		ターポリン及び日よけ、テント、帆(ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。)並びにキャンプ用品			63.06		ターポリン及び日よけ、テント、帆(ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。)並びにキャンプ用品		
6306.12		(省略)			6306.12		(同左)		
6306.40					6306.40				
<u>6306.90</u>	<u>100</u>	<u>- その他のもの</u>	<u>K G</u>	<u>6306.91</u>	<u>000</u>	<u>- その他のもの</u>		<u>K G</u>	
	<u>900</u>	<u>- - 編製のもの</u>	<u>K G</u>	<u>6306.99</u>	<u>000</u>	<u>- - 編製のもの</u>		<u>K G</u>	
		<u>- - その他の紡織用繊維製のもの</u>				<u>- - その他の紡織用繊維製のもの</u>			

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新					旧				
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
64.02		その他の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。)			64.02		その他の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。)		
6402.12		(省略)			6402.12		(同左)		
6402.19		(省略)			6402.19		(同左)		
6402.20	000	-履物(甲の部分のストラップ又はひもを底にプラグ止めしたものに限る。)	P R	K G	6402.20	000	-履物(甲の部分のストラップ又はひもを底にプラグ止めしたものに限る。)	P R	K G
6402.91		(省略)			6402.91		(同左)		
6402.99		(省略)			6402.99		(同左)		
64.06		履物の部分品(甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。)及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品			64.06		履物の部分品(甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。)及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品		
6406.10		(省略)			6406.10		(同左)		
6406.20		(省略)			6406.20		(同左)		
<u>6406.90</u>		<u>-他のもの</u>			<u>6406.91</u>		<u>-他のもの</u>		
		<u>-革製のもの及び毛皮を使用したもの</u>					<u>-木製のもの</u>		
	<u>110</u>	<u>-革製のもの</u>	K G			<u>100</u>	<u>-毛皮を使用したもの</u>	K G	
		<u>-毛皮を使用したもの</u>				<u>200</u>	<u>-その他のもの</u>	K G	
	<u>121</u>	<u>-木製のもの</u>	K G		<u>6406.99</u>		<u>-他の材料製のもの</u>		
	<u>129</u>	<u>-その他の材料製のもの</u>	K G			<u>100</u>	<u>-革製のもの及び毛皮を使用したもの</u>	K G	
		<u>-他のもの</u>				<u>200</u>	<u>-その他のもの</u>	K G	
	<u>210</u>	<u>-木製のもの</u>	K G						
	<u>290</u>	<u>-他の材料製のもの</u>	K G						

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新		単位		統計番号		旧		単位		
統計番号	品名	単位				品名				
65.05				65.05						
6505.00	<u>帽子(メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、</u> <u>フェルトその他の紡織用繊維の織物類(ストリップのも</u> <u>のを除く。)から作つたものに限るものとし、裏貼りし</u> <u>てあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わ</u> <u>ない。)及びヘアネット(材料を問わないものとし、裏</u> <u>貼りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないか</u> <u>を問わない。)</u>					<u>帽子(メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、</u> <u>フェルトその他の紡織用繊維の織物類(ストリップのも</u> <u>のを除く。)から作つたものに限るものとし、裏張りし</u> <u>てあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わ</u> <u>ない。)及びヘアネット(材料を問わないものとし、裏</u> <u>張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないか</u> <u>を問わない。)</u>				
100	- ヘアネット - その他のもの	D Z	K G	6505.10	000	- ヘアネット - その他のもの		D Z	K G	
				6505.90						
910	- - 編物製のもの	D Z	K G		010	- - 編物製のもの		D Z	K G	
990	- - その他のもの	D Z	K G		090	- - その他のもの		D Z	K G	

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧				
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
68.11	石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品 その他これらに類する製品 (省略) - 石綿を含有しないもの			68.11	石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品 その他これらに類する製品 (同左) - 石綿を含有しないもの		
6811.40				6811.40			
6811.81				6811.81			
6811.82				6811.82			
6811.89				6811.83	<u>000</u>	<u>- - 管及び管用継手</u>	<u>MT</u>
				6811.89		(同左)	

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位
	第71類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣			第71類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	
注			注		
1及び2 (省略)			1及び2 (同左)		
3 この類には、次の物品を含まない。			3 この類には、次の物品を含まない。		
(a)~(d) (省略)			(a)~(d) (同左)		
(e) <u>第42類の注3(B)に該当する第42.02項又は第42.03項の製品</u>			(e) <u>第42類の注2(B)に該当する第42.02項又は第42.03項の製品</u>		
(f)~(p) (省略)			(f)~(p) (同左)		
4~11 (省略)			4~11 (同左)		

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
73.06		鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）			73.06		鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）		
7306.11		(省略)			7306.11		(同左)		
7306.29					7306.29				
7306.30		- その他の溶接管（ <u>鉄製</u> 又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）			7306.30		- その他の溶接管（ <u>鉄製</u> 又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）		
	011	- - - めつきしたもの	K G		011		- - - めつきしたもの	K G	
	019	- - - その他のもの	K G		019		- - - その他のもの	K G	
		- - 一般構造用炭素鋼鋼管					- - 一般構造用炭素鋼鋼管		
	021	- - - めつきしたもの	K G		021		- - - めつきしたもの	K G	
	029	- - - その他のもの	K G		029		- - - その他のもの	K G	
	090	- - その他のもの	K G		090		- - その他のもの	K G	
7306.40		(省略)			7306.40		(同左)		
7306.90					7306.90				
73.19		鉄鋼製の安全ピンその他のピン（他の項に該当するものを除く。）及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロセ編み用手針、ししゅう用穴あけ手針その他これらに類する物品			73.19		鉄鋼製の安全ピンその他のピン（他の項に該当するものを除く。）及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロセ編み用手針、ししゅう用穴あけ手針その他これらに類する物品		
7319.40	000	<u>- 安全ピンその他のピン</u>	K G		7319.20	000	<u>- 安全ピン</u>	K G	
					7319.30	000	<u>- その他のピン</u>	K G	
7319.90		(省略)			7319.90		(同左)		

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
74.18				74.18	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（ 銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッシングパ ッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並 びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。） <u>- 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品 並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググ ラブその他これらに類する製品</u>		
<u>7418.10</u>	<u>000</u>		<u>KG</u>	<u>7418.11</u>	<u>食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（ 銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッシングパ ッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並 びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。） <u>- 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品 並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググ ラブその他これらに類する製品</u></u>	<u>KG</u>	
7418.20		(省略)		<u>7418.19</u>	<u>瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブ その他これらに類する製品</u>	<u>KG</u>	
				<u>7418.20</u>	<u>その他その他もの</u>	<u>KG</u>	
					(同左)		

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
76.15				76.15			
7615.10	000	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）、アルミニウム製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。） - 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	K G	7615.11	000	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）、アルミニウム製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。） - 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	K G
7615.20		(省略)		7615.19	000	- - 瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品 - - その他のもの	K G
				7615.20		(同左)	K G

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧				
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
82.01	手道具(スペード、ショベル、つるはし、くわ、フォーク及びレーキ並びになた、なたがまその他のおの類、各種の剪定ばさみ並びに農業、園芸又は林業に使用する種類のかま、草切具、刈込みばさみ、くさびその他の道具に限る。)			82.01	手道具(スペード、ショベル、つるはし、くわ、フォーク及びレーキ並びになた、なたがまその他のおの類、各種の剪定ばさみ並びに農業、園芸又は林業に使用する種類のかま、草切具、刈込みばさみ、くさびその他の道具に限る。)		
8201.10	(省略)			8201.10			
8201.30	(削除)			<u>8201.20</u>	<u>000</u> - フォーク		<u>K G</u>
8201.90	(省略)			8201.30		(同左)	
82.05	手道具及び手工具(ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品(加工機械の附属品及び部分品を除く。)、金敷き、可搬式かじ炉並びにフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの			82.05	手道具及び手工具(ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品(加工機械の附属品及び部分品を除く。)、金敷き、可搬式かじ炉並びにフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの		
8205.10	(省略)			8205.10		(同左)	
8205.70	(削除)			8205.70			
<u>8205.90</u>	<u>000</u> - その他のもの(この項の二以上の号の製品をセットにしたものと含む。)	<u>D Z</u>	<u>K G</u>	<u>8205.80</u>	<u>000</u> - 金敷き、可搬式かじ炉及びフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの		<u>K G</u>
				<u>8205.90</u>	<u>000</u> - 手道具又は手工具のセット(この項の二以上の号の製品をセットにしたものに限る。)		<u>D Z</u> <u>K G</u>

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧					
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位			
第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品								
注								
1 (省略)								
2 第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項に該当する機械類で同時に第84.25項から第84.80項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3及びこの類の注9の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項の該当する項に属する。ただし、第84.19項には、次の物品を含まない。								
(a)～(e) (省略)								
第84.22項には、次の物品を含まない。								
(a)及び(b) (省略)								
また、第84.24項には、次の物品を含まない。								
(a) インクジェット方式の印刷機（第84.43項参照）								
(b) ウォータージェット切断機械（第84.56項参照）								
3～9 (省略)								
号注								
1 第8471.49号において「システム」とは、自動データ処理機械で、当該機械を構成するユニットが第84類の注5(C)の要件を満たし、かつ、少なくとも一の中央処理装置、一の入力装置（例えば、キーボード及びスキャナー）及び一の出力装置（例えば、ディスプレイ及びプリンター）から成るものという。								
2 (省略)								
84.52	ミシン（第84.40項の製本ミシンを除く。）、ミシン針 並びにミシン用に特に設計した家具、台及びカバー		84.52	ミシン（第84.40項の製本ミシンを除く。）、ミシン針 並びにミシン用に特に設計した家具、台及びカバー				
8452.10			8452.10					
↓			↓					
8452.30	(省略)		8452.30	(同左)				

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
8452.90	<p>(削除)</p> <p>- <u>ミシン用の家具、台、カバー及びこれらの部分品並びにミシンのその他の部分品</u></p> <p>- - <u>ミシン用の家具、台及びカバー並びにこれらの部分品</u></p> <p>- - <u>ミシンのその他の部分品</u></p> <p>- - - <u>家庭用ミシンのもの</u></p> <p>- - - <u>その他のもの</u></p>	<p>KG</p> <p>KG</p> <p>KG</p>	<p>8452.40 000</p> <p>8452.90 010</p> <p>090</p>	<p>- <u>ミシン用の家具、台及びカバー並びにこれらの部分品</u></p> <p>- <u>ミシンのその他の部分品</u></p> <p>- - <u>家庭用ミシンのもの</u></p> <p>- - <u>その他のもの</u></p>		KG	
84.56	レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する <u>機械及びウォータージェット切断機械</u>		84.56		レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械		
8456.10	(省略)		8456.10		(同左)		
8456.90			8456.90				
84.79	機械類(固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)		84.79		機械類(固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)		
8479.10	(省略)		8479.10		(同左)		
8479.60			8479.60				
8479.71 000	- <u>旅客搭乗橋</u>	NO	KG		(新規)		
8479.71 000	- - <u>空港において使用する種類のもの</u>	NO	KG		(新規)		
8479.79 000	- - <u>その他のもの</u>	NO	KG		(新規)		
8479.79 000	- <u>その他の機械類</u>				- <u>その他の機械類</u>		

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧				
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
8479.81 } 8479.90	(省略)			8479.81 } 8479.90	(同左)		

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧						
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位				
第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品										
注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(c) (省略) (d) 内科用、外科用、歯科用又は獣医科用に使用する種類の真空装置(第90.18項参照) (e) (省略) 2～9 (省略)										
85.07		蓄電池(隔離板を含むものとし、長方形(正方形を含む。)であるかないかを問わない。)		85.07	蓄電池(隔離板を含むものとし、長方形(正方形を含む。)であるかないかを問わない。)					
8507.10		(省略)		8507.10	(同左)					
8507.40				8507.40	(新規)					
<u>8507.50</u>	<u>000</u>	<u>-ニッケル・水素蓄電池</u>	<u>NO</u>	<u>K G</u>						
<u>8507.60</u>	<u>000</u>	<u>-リチウム・イオン蓄電池</u>	<u>NO</u>	<u>K G</u>						
8507.80		(省略)		8507.80	(同左)					
8507.90		(省略)		8507.90	(同左)					
85.22		部分品及び附属品(第85.19項又は第85.21項の機器に専ら又は主として使用するものに限る。)		85.22	部分品及び附属品(第85.19項から第85.21項までの機器に専ら又は主として使用するものに限る。)					
8522.10		(省略)		8522.10	(同左)					
8522.90		(省略)		8522.90	(同左)					
85.23		ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマート		85.23	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマート					

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
	カードその他の媒体(記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第37類の物品を除く。)				カードその他の媒体(記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第37類の物品を除く。)		
8523.21	(省略)			8523.21	(同左)		
8523.29	(省略)			8523.29	(同左)		
	<u>-光学媒体</u>			8523.40	<u>000</u> -光学媒体		
8523.41	<u>000</u> - -記録していないもの	NO	KG				
8523.49	<u>000</u> - - その他のもの	NO	KG	8523.51			
8523.51				8523.51			
8523.80				8523.80			
85.28	モニター及びプロジェクター(テレビジョン受像機器を有しないものに限る。)並びにテレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)			85.28	モニター及びプロジェクター(テレビジョン受像機器を有しないものに限る。)並びにテレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)		
8528.41				8528.41			
8528.69	(省略)			8528.69	(同左)		
	-テレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)				-テレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)		
8528.71	(省略)			8528.71	(同左)		
8528.72	(省略)			8528.72	(同左)		
8528.73	000 - - その他のもの(モノクロームのものに限る。)	NO	8528.73	000 - - その他のもの(白黒その他のモノクロームのものに			

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新					旧				
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
85.40		熱電子管、冷陰極管及び光電管（例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したものの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管） - テレビジョン受像用陰極線管（ビデオモニター用陰極線管を含む。） (省略)			85.40		限る。） 熱電子管、冷陰極管及び光電管（例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したものの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管） - テレビジョン受像用陰極線管（ビデオモニター用陰極線管を含む。） (同左)		NO
8540.11	000	- - モノクロームのもの	NO	K G	8540.11		- - <u>白黒</u> その他のモノクロームのもの		NO
8540.20		(省略)			8540.20		(同左)		K G
8540.40	000	- データ・グラフィックディスプレイ管（ <u>モノクローム</u> のものに限る。）及びデータ・グラフィックディスプレイ管（カラーのもので、蛍光体のドットスクリーンピッチが0.4ミリメートル未満のものに限る。） (削除) (省略)	NO		8540.40	000	- データ・グラフィックディスプレイ管（カラーのもので、蛍光体のドットスクリーンピッチが0.4ミリメートル未満のものに限る。）  - <u>データ・グラフィックディスプレイ管（白黒その他モノクロームのものに限る。）</u> (同左)		NO
8540.60		- マイクロ波管（例えば、磁電管、クライストロン、進行波管及びカルシノトロン。格子制御式のものを除く。） (省略)			8540.60		- マイクロ波管（例えば、磁電管、クライストロン、進行波管及びカルシノトロン。格子制御式のものを除く。） (同左)		NO
8540.71		(省略) (削除)			8540.71		(同左)		NO
8540.79	§	(省略)			8540.72	000	<u>- クライストロン</u>		NO
8540.99					8540.79	§	(同左)		
					8540.99				

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
87.14				87.14			
8714.10	000	部分品及び附属品(第87.11項から第87.13項までの車両のものに限る。) -モーターサイクル(モペットを含む。)のもの	KG	8714.11	000	部分品及び附属品(第87.11項から第87.13項までの車両のものに限る。) -モーターサイクル(モペットを含む。)のもの	KG
8714.20	↓	(省略)		8714.19	000	-サドル -その他のもの	KG
8714.99				8714.20	↓	(同左)	KG
				8714.99			

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新					旧				
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
90.07		映画用の撮影機及び映写機（録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）			90.07		映画用の撮影機及び映写機（録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）		
9007.10	000	- 撮影機	NO	KG	9007.11	000	- 撮影機		
9007.20		(省略)			9007.19	000	- - 幅が16ミリメートル未満のフィルム又はダブル8ミリメートルフィルムを使用するもの	NO	KG
9007.92					9007.20		- - その他のもの	NO	KG
90.08		投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）			9007.92		(同左)		
9008.50	000	- 投影機、引伸機及び縮小機	NO	KG	9008.10	000	投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）	NO	KG
9008.90		(省略)			9008.20	000	- スライド映写機		
					9008.30	000	- マイクロフィルム、マイクロフィッシュその他のマイクロフォームのリーダー（複写することができるかどうかを問わない。）	NO	KG
					9008.40	000	- その他の投影機	NO	KG
					9008.90		- 写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）	NO	KG
							(同左)		

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
91.09		その他の時計用ムーブメント(完成品に限る。)			91.09		その他の時計用ムーブメント(完成品に限る。)		
<u>9109.10</u>	<u>000</u>	<u>- 電気式のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>	<u>9109.11</u>	<u>000</u>	<u>- 電気式のもの</u>		
9109.90		(省略)			<u>9109.19</u>	<u>000</u>	<u>- - 目覚まし時計のもの</u>		
91.14		その他の時計の部分品			9109.90		<u>- - その他のもの</u>		
9114.10		(省略)			91.14		(同左)		
9114.30		(削除)			9114.10		その他の時計の部分品		
					<u>9114.20</u>	<u>000</u>	(同左)		
9114.90		(省略)			9114.30		<u>- 石</u>		
							(同左)		
					<u>9114.90</u>				

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
92.05	吹奏楽器（例えば、 <u>鍵盤</u> のあるパイプオルガン、アコーディオン、クラリネット、トランペット及びバグパイプ。 <u>オーケストリオン及びバーバリアオルガンを除く。</u> ）  (省 略)  (省 略)			92.05	その他の吹奏楽器（例えば、クラリネット、トランペット及びバグパイプ）  (同 左)  (同 左)		
9205.10		9205.10		9205.90			
9205.90							

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新					旧				
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
93.01		軍用の武器（拳銃及び第93.07項の武器を除く。） - 火砲（例えば、大砲、曲射砲及び迫撃砲）	NO	KG	93.01		軍用の武器（拳銃及び第93.07項の武器を除く。） - 火砲（例えば、大砲、曲射砲及び迫撃砲）	NO	KG
9301.10	000				9301.11	000	- - 自走式のもの	NO	KG
9301.20		（省略）			9301.19	000	- - その他のもの	NO	KG
9301.90		（省略）			9301.20		（同左）		
93.05		第93.01項から第93.04項までの物品の部分品及び附属品			9301.90		（同左）		
9305.10		（省略）			93.05		第93.01項から第93.04項までの物品の部分品及び附属品		
9305.20	000	- 第93.03項の散弾銃又はライフルのもの	KG		9305.10		（同左）		
9305.91		（省略）			9305.21	000	- 第93.03項の散弾銃又はライフルのもの	KG	KG
9305.99		（省略）			9305.29	000	- - 散弾銃の銃身		
					9305.91		- - その他のもの		
					9305.99		（同左）		
							（同左）		

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧					
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位			
第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物								
注								
1 この類には、次の物品を含まない。								
(a)～(f) (省略)								
(g) 第85.18項の機器の部分品（第85.18項参照）、第85.19項から若しくは第85.21項の機器の部分品（第85.22項参照）又は第85.25項から第85.28項までの機器の部分品（第85.29項参照）として、特に設計した家具								
(h)～(l) (省略)								
2 第94.01項から第94.03項までの物品（部分品を除く。）は、床又は地面に置いて使用するように設計したものである場合にのみ、当該各項に属する。								
ただし、次の物品は、掛け若しくは壁に取り付けて又は一方の上に他方を載せて使用するように設計したものである場合においても当該各項に属する。								
(a) 食器棚、本箱その他の棚付き家具（单一の段の棚で、壁に取り付けるための支持物とともに提示するものを含む。）及びユニット式家具								
(b) (省略)								
3及び4 (省略)								
注								
1 この類には、次の物品を含まない。								
(a)～(f) (同左)								
(g) 第85.18項の機器の部分品（第85.18項参照）、第85.19項から第85.21項までの機器の部分品（第85.22項参照）又は第85.25項から第85.28項までの機器の部分品（第85.29項参照）として、特に設計した家具								
(h)～(l) (同左)								
2 第94.01項から第94.03項までの物品（部分品を除く。）は、床又は地面に置いて使用するように設計したものである場合にのみ、当該各項に属する。								
ただし、次の物品は、掛け若しくは壁に取り付けて又は一方の上に他方を載せて使用するように設計したものである場合においても当該各項に属する。								
(a) 食器棚、本箱その他の棚付き家具及びユニット式家具								
(b) (同左)								
3及び4 (同左)								

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新			旧					
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位			
第95類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品								
注								
1 この類には、次の物品を含まない。								
(a)~(l) (省略)								
(m) 液体ポンプ(第84.13項参照)、液体又は気体のろ過機及び清浄機(第84.21項参照)、電動機(第85.01項参照)、トランスフォーマー(第85.04項参照)、ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体(記録してあるかないかを問わない。)(第85.23項参照)、無線遠隔制御機器(第85.26項参照)並びにコードレス赤外線遠隔操作装置(第85.43項参照)								
(n)~(v) (省略)								
2~5 (省略)								
号注								
1 第9504.50号には、次の物品を含む。								
(a) ビデオゲーム用のコンソール(テレビジョン受像機、モニターその他の外部のスクリーン又は表面に画像を再生するものに限る。)								
(b) ビデオスクリーンを自蔵するビデオゲーム用の機器(携帯用であるかないかを問わない。)								
この号には、硬貨、銀行券、バンクカード、トーケンその他の支払手段により作動するビデオゲーム用のコンソール又は機器(第9504.30号参照)を含まない。								
95.04	ビデオゲーム用のコンソール及び機器、遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品(ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。)		95.04	遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品(ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。)				
	(削除)		9504.10	000	- テレビジョン受像機を使用する種類のビデオゲーム			
9504.20	(省略)		9504.20		(同左)			
					KG			

## 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
9504.30	000	- その他のゲーム用のもの（硬貨、銀行券、バンクカード、トーケン、その他の支払手段により作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用自動装置を除く。） （省 略）	NO	KG	9504.30	000	- その他のゲーム用のもの（硬貨、銀行券、バンクカード、トーケン、その他の支払手段により作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用装置を除く。） （同 左） （新 規）
9504.40	<u>000</u>	<u>- ビデオゲーム用のコンソール又は機器（第 9504.30 号の物品を除く。）</u> （省 略）			9504.40		
9504.50	<u>000</u>				9504.90		
9504.90							（同 左）

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
96.08	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉛筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第96.09項の物品を除く。）			96.08	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉛筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第96.09項の物品を除く。）		
9608.10	(省略)			9608.10	(同左)		
9608.20	(省略)			9608.20	(同左)		
<u>9608.30</u>	<u>一万年筆その他のペン</u>			<u>9608.31</u>	<u>一万年筆その他のペン</u>		
	<u>一一軸又はキャップに貴金属、これを貼り若しくはめつけした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこうを使用したもの</u>			010	<u>一一軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつけした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの</u>		
	<u>一一その他のもの</u>			090	<u>一一その他のもの</u>		
				9608.39	<u>010</u> <u>一一軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつけした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの</u>		
				090	<u>一一その他のもの</u>		
9608.40	(省略)			9608.40	<u>010</u> <u>一一軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつけした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの</u>		
§				§	(同左)		
9608.99				9608.99			
96.18	(省略)			96.18			
9618.00	(省略)			9618.00	(同左)		

# 輸入統計品目表改正

平成23年財務省告示第323号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
96.19							
9619.00	<p><u>生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。）</u></p> <p><u>一紙製、セルロースウォッディング製、セルロース繊維のウェブ製又は紡織用繊維のウォッディング製のもの</u></p> <p><u>一綿製のもの</u></p> <p><u>一その他のもの</u></p>				(新規)		
100		NO	KG				
200		NO	KG				
300		NO	KG				